

第九十六回
会

参議院社会労働委員会会議録第十七号

昭和五十七年八月三日(火曜日)
午前十時二十七分開会

委員の異動

七月二十九日

辞任

門口

村上

正邦君

玉置

和郎君

田原

武雄君

竹内

潔君

藤井

恒男君

田代

由紀男君

八月三十日

辞任

田原

武雄君

玉置

和郎君

中尾

鐵造君

竹内

潔君

藤井

孝男君

柄谷

道一君

竹内

潔君

藤井

孝男君

中尾

辰義君

正邦君

村上

正邦君

玉置

和郎君

田原

武雄君

竹内

潔君

藤井

恒男君

田代

由紀男君

八月一日

辞任

田原

武雄君

玉置

和郎君

中尾

辰義君

正邦君

村上

正邦君

玉置

和郎君

田原

武雄君

竹内

潔君

藤井

恒男君

田代

由紀男君

八月二日

辞任

田原

武雄君

玉置

和郎君

中尾

辰義君

正邦君

村上

正邦君

玉置

和郎君

田原

武雄君

竹内

潔君

藤井

恒男君

田代

由紀男君

八月三日

辞任

田原

武雄君

玉置

和郎君

中尾

辰義君

正邦君

村上

正邦君

玉置

和郎君

田原

武雄君

竹内

潔君

藤井

恒男君

田代

由紀男君

八月三十日

辞任

田原

武雄君

玉置

和郎君

中尾

辰義君

正邦君

村上

正邦君

玉置

和郎君

田原

武雄君

竹内

潔君

藤井

恒男君

田代

由紀男君

八月一日

辞任

田原

武雄君

玉置

和郎君

中尾

辰義君

正邦君

村上

正邦君

玉置

和郎君

田原

武雄君

竹内

潔君

藤井

恒男君

田代

由紀男君

八月三日

辞任

田原

武雄君

玉置

和郎君

中尾

辰義君

正邦君

村上

正邦君

玉置

和郎君

田原

武雄君

竹内

潔君

藤井

恒男君

田代

由紀男君

八月三十日

辞任

田原

武雄君

玉置

和郎君

中尾

辰義君

正邦君

村上

正邦君

玉置

和郎君

田原

武雄君

竹内

潔君

藤井

恒男君

田代

由紀男君

八月一日

辞任

田原

武雄君

玉置

和郎君

中尾

辰義君

正邦君

村上

正邦君

玉置

和郎君

田原

武雄君

竹内

潔君

藤井

恒男君

田代

由紀男君

八月三十日

辞任

田原

武雄君

玉置

和郎君

中尾

辰義君

正邦君

村上

正邦君

玉置

和郎君

田原

武雄君

竹内

潔君

藤井

恒男君

田代

由紀男君

八月一日

辞任

田原

武雄君

玉置

和郎君

中尾

辰義君

正邦君

村上

正邦君

玉置

和郎君

田原

武雄君

竹内

潔君

藤井

恒男君

田代

由紀男君

八月三十日

辞任

田原

武雄君

玉置

和郎君

中尾

辰義君

正邦君

村上

正邦君

玉置

和郎君

田原

武雄君

竹内

潔君

藤井

恒男君

田代

由紀男君

八月一日

辞任

田原

武雄君

玉置

和郎君

中尾

辰義君

正邦君

村上

正邦君

玉置

和郎君

田原

武雄君

竹内

潔君

藤井

恒男君

田代

由紀男君

八月三十日

辞任

田原

武雄君

玉置

和郎君

中尾

辰義君

正邦君

村上

正邦君

玉置

和郎君

田原

武雄君

竹内

潔君

藤井

恒男君

田代

由紀男君

八月一日

辞任

田原

武雄君

玉置

和郎君

中尾

辰義君

正邦君

村上

正邦君

玉置

和郎君

田原

武雄君

竹内

潔君

藤井

恒男君

田代

由紀男君

八月三十日

辞任

田原

武雄君

また、この主治医の選択、登録制度の創設のために各般の検討をすべきであると思いますが、どうか。

理由はすでに前回の質問の中で明らかにしておりますから、この点についてお答え願いたいと思います。

○國務大臣(森下元晴君) 御指摘の生活指導料の新設につきましては、現行の慢性疾患指導料等との関係も考慮しながら、主治医による生活指導が促進されるよう診療報酬点数の設定について、中医協において検討をお願いしてまいりたい所存であります。

次は、老人ができるだけかかりつけの医師をもつて在宅で医療や健康管理についての指導等を受けることは望ましいことと考えており、それが実際に促進されるよう各般の措置を講ずるようにしてまいりたい所存であります。

なお、主治医の登録制については、医療制度の基本にかかる問題でございますが、私としては前向きに検討いたしてまいりたい所存であります。

○安恒良一君 次に、医療法の改正についてであります。大臣はしばしば本国会に提案をすると言われていました。前回のやりとりでそれがきわめて困難になつたということをお聞きしたいんです

が、医療法の改正を次の通常国会に提出すべきであると思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(森下元晴君) 医療法の改正につきましては、さらには検討、調整を進めまして、次期常国会には提出いたしたい所存でございます。

○安恒良一君 次に、老人保健の拠出金の歯どめ問題について質問いたします。

老人保健の拠出金にかかる保険者の負担増は、毎年の老人人口の増加率を最高限度として考え、三年以内を目途に見直すべきであると思いますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(森下元晴君) 御指摘の点につきましては、老人人口の増加率を最高限度として健審議会にお諮りすることとし、この法律の施行後三年以内を目途に見直すこととしたいたしたい所存

であります。

○安恒良一君 次に、保健事業について質問しますが、まず第一に、保健事業については、第一次五ヵ年計画終了後第二次五ヵ年計画を策定すべきであると思いますが、どうでしょうか。その中でマンパワー等の強化を図つてもらいたいと考えていますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(森下元晴君) 保健事業につきましては、第一次五ヵ年計画に引き続きまして、第二次五ヵ年計画を策定し、施設、マンパワーの強化を

いますが、いかがであります。

○安恒良一君 そこで、少し申身についてお聞きをしたいと思いますが、その第二次五ヵ年計画の中で全保健所等の整備、雇用(パート)の保健婦の定員化、全保健所及び市町村に対する栄養士、それから精神衛生相談員の配置、それからOT、PTの養成数の拡大を図るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○安恒良一君 そこで、少し申身についてお聞きをしたいと思いますが、検診希望者は、予算でしばらく、全員受診ができるようにしてもらいたいと

思いますが、いかがですか。

○國務大臣(森下元晴君) 健康診査事業につきましては、市町村の実績に応じまして補助をする

こととなり、これによりすべての希望者は受診ができることとなります。

○安恒良一君 そうなりますと、私はやはり受診率を引き上げていかなきやならぬと思いますから、検診の受診率を一〇〇%にすべきではないか

と考へますか、いかがでしょうか。

○國務大臣(森下元晴君) 健康診査については、希望者全員が受診できるよう、その実施体制を整備していくことを考えております。

○國務大臣(森下元晴君) 健康診査の受診率の向上につきましては、健康教育、健康相談等の場を活用して積極的に受診の奨励に努めるとともに、保健所機能の充実や集団検診車の整備等、年次計画によりその実施体制を整備することとしております。

○安恒良一君 次は、健康診査の受診者の負担につけて触れます。健診の受診者負担は、保健所に複数を配置することといたします。精神衛生相談員は第二次五ヵ年計画の中で原則として全

保健所に配置することとしたします。

次に、OT、PTの養成数の拡大でございま

す。OT、PTにつきましては、現在資格取得者

が少ないとこから、当面専門病院等の協力のもと

に確保することとしておりますが、今後ともそ

養成数の拡大については鋭意努力をいたしたい所存でございます。

○安恒良一君 次は、以上でございます。

○安恒良一君 次は、健康手帳の交付についてお伺いしますが、健康手帳は四十歳以上の検診受診を受けた者を含めまして希望者全員に交付できる者及び希望者には全員交付すべきであるというふうに考えます。

○國務大臣(森下元晴君) うに考えますが、いかがですか。

○國務大臣(森下元晴君) 健康手帳は四十歳以上の検診受診を受けた者を含めまして希望者全員に交付できるようになります。

○安恒良一君 次に、検診希望者の取り扱いについてであります。検診希望者は、予算でしばらく、全員受診ができるようにしてもらいたいと

思いますが、いかがですか。

○國務大臣(森下元晴君) 健康診査事業につきましては、市町村の実績に応じまして補助をする

こととなり、これによりすべての希望者は受診ができることとなります。

○安恒良一君 そうなりますと、私はやはり受診率を引き上げていかなきやならぬと思いますから、検診の受診率を一〇〇%にすべきではないか

と考へますか、いかがでしょうか。

○國務大臣(森下元晴君) 健康診査については、希望者全員が受診できるよう、その実施体制を整備していくことを考えております。

○國務大臣(森下元晴君) 健康診査の受診率の向上につきましては、健康教育、健康相談等の場を活用して積極的に受診の奨励に努めるとともに、保健所機能の充実や集団検診車の整備等、年次計画によりその実施体制を整備することとしております。

○安恒良一君 次は、健康診査の受診者の負担について触りますが、健診の受診者負担は、保健

所に複数を配置することといたします。精神衛生相談員は第二次五ヵ年計画の中で原則として全

保健所に配置することとしたします。

次に、OT、PTにつきましては、現在資格取得者

が少ないとこから、当面専門病院等の協力のもと

に確保することとしておりますが、今後ともそ

講することといたします。

○安恒良一君 次は、総合病院において、お医者の指示によりまして二つ以上の診療科にまたがつて受診をした場合の一部負担金は、一回払えば足るようになりますか。

○國務大臣(森下元晴君) 総合病院において、医師の指示により診療科をまたがつて受診した場合には、診療科ごとに一部負担を徴収しない取り扱いといいたします。

○安恒良一君 退職者医療についてお伺いしますが、私は、退職者医療については、本格的な制度の実施に向けて関係審議会に諮る時期をひとつ明確にされたいと思いますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(森下元晴君) 退職者の医療につきましては、制度の創設に向けて努力をいたします。そのため、本年秋ごろを目途に社会保険審議会に諮ることといたしたい所存でございます。

○安恒良一君 本年秋ごろと言われましたが、遅くとも十月ごろと考えていいでしょうか。その場

合。

○國務大臣(森下元晴君) そのようにしたいと思つております。

○安恒良一君 次は、本制度の施行の期日についてお伺いいたしますが、これだけ議論を重ねてまいりましてすでにもう八月に入つたわけでありま

すから、十月ではどうてい無理だと私は考えます。そういう意味で、老人保健制度は昭和五十八年二月一日から実施すべきであるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(森下元晴君) そのようにいたしたい所存でございます。

○安恒良一君 確認質問事項の主要項目は以上で終わったのですが、これもうすでに私が講論しておりますが、もう一遍ちょっとあれしておきた

いと思いますのは、歯科の予防について、歯槽膿漏の取り入れについて私は前回の質問のときに申し上げました。ですから、歯槽膿漏というのには早

くからやった方がいいんですが、少なくとも四十

<p>歳から予防の中において、この歯科に関しては歯槽膿漏の予防の取り入れについての考え方をもう一遍聞かしてください。</p> <p>○政府委員(三浦大助君) 歯科の歯槽膿漏の検診につきましては、私どもこの対策の中であつてモデルケースとしてやってみたいというふうに考えておるわけでございます。</p> <p>○安恒良一君 私の持ち時間は残っていますが、以上をもつて終わります。</p>
<p>○渡部通子君 私は、自由民主党・自由国民会議・公明党・国民会議・民社党・国民連合、以上三会派を代表いたしまして、今日まで審議されてまいりました老人保健法案に対しまして、確認の意味を含め若干の質問をいたします。少々安恒委員とダブルの点もございますが、御了承願います。</p> <p>まず最初に、老人保健の診療報酬の審議に当たりましては、中医協における専門委員を任命すること等によって、円滑適切な審議が行われるように配慮すべきでございます。再三議論されたところでございますが、これに対する確認をいたします。</p> <p>○国務大臣(森下元晴君) 御指摘の趣旨に沿いまして老人医療に関する学識経験者を専門委員に任命すること等により、中医協において円滑適切な審議が行われ、老人の心身の特性に応じた診療報酬が定められるよう努力をいたしたい所存でござります。</p> <p>○渡部通子君 老人保健のレセプトについては、保険者においても速やかにこれをチェックができるようすべきたといたしますが、いかがですか。</p> <p>○政府委員(吉原健二君) そのようにいたしたいと思つております。</p> <p>○渡部通子君 さらに、レセプト審査の改善充実を図るため、支払基金の権限の強化、これを図つていただきたいと思つますが、いかがですか。</p> <p>○政府委員(大和田潔君) 支払基金における審査の充実を図りますため、審査委員、職員の増員を図りますとともに、その任務と役割の明確化について検討をいたしました。特に、五十七年度には</p>
<p>コンピューターを導入し、重点審査に活用するための資料作成を行ななど、支払基金の審査機能が十分発揮できるよう努めることといたします。</p> <p>○渡部通子君 捐出金に関しまして激変緩和をしていただきたいと思いますが、その対策等について三點伺います。</p>
<p>この法律によりまして、老人加入率の高い保険者については負担が絶減される一方、老人加入率が極端に低い保険者は著しく負担がふえることになります。老人医療費の公平な負担という観点からは、確かにやむを得ない面はございますが、拠出金の算定に当たっては老人加入率に上下限を設けて極端な負担の増減を緩和する措置が必要ではないかと存じます。</p> <p>次に、やむを得ない理由によってその年度に拠出金の納付が困難と認められる保険者について、一部の納付を翌年度に回すことができないかどうか。</p>
<p>三点目は健保連は、現在高額医療費等については財政調整事業を行つておりますが、老人保健の拠出金はこの事業の対象となるのかどうか。</p> <p>以上のような点につきましては、法律上も明確にしたらしいと思いますが、いかがですか。</p> <p>○政府委員(吉原健二君) 御指摘の点につきましては、運用上必ずしも不可能ではございませんが、法律上明確にさせていただきたいと思いま</p>
<p>す。</p> <p>○渡部通子君 老人保健制度ができました場合、政管健保の現行の保険料率千分の八十五はどうなりますか。また、その上限千分の九十一との関係はどうなりますか。</p> <p>○政府委員(大和田潔君) 政管健保の保険料につきましては、老人保健の拠出分を含め、当面、現行の料率で対応できるものと思います。</p> <p>○政府委員(大和田潔君) 政管健保の保険料につきましては、政管健保の上限料率千分の九十一は適用はないものでございます。</p> <p>○政府委員(大和田潔君) 支払基金における審査の充実を図りますため、審査委員、職員の増員を図りますとともに、その任務と役割の明確化について検討をいたしました。特に、五十七年度には</p>

に課すということについての御答弁ですね、政府の御見解、根拠というのが非常にはつきりしないという点がございます。無料制度を有料原則に変えていくということは、制度的には非常に大きな変更になるわけでございますので、国民にとって納得のできる理由を明確にするということがきわめて大事だと思うわけでございます。

そこで、一部負担をお年寄りに課す理由について、大臣はたびたびお話しになりましたように、健康に対する自覚を持つてもらうという御意見をたびたび伺つておるわけでございますが、何かさっぱりようわからぬわけですね。これは大臣もわからぬと言ふておられたようですが、そういう点で、大臣も何かようわからぬけれども、わからぬようなことになりますけれどもといふのは、山田委員の御質問に対してもお答えになつておるわけです、そういうことのままで重大な制度の変更をされるというのでは、これは国民は納得しないと思うんです。

そこで改めて、最終段階でございますから、大臣に国民の納得できる根拠、理由ですね、これを明確にしておいていただきたいと思います。

○國務大臣(森下元晴君) 現在の老人医療の無料化制度につきましては、老人の健康への自覚を弱めている、あるいは行き過ぎた受診を招きやすいという弊害も指摘されております。老人保健制度につきましては、老人の方々に健康への自覚を持つていただき、適切な受診をお願いするという観点から、実際にかかった費用のごく一部の負担をお願いすることとしたものでございます。また老人保健制度においては老人の方々の医療費は国民皆で公平に負担することとしており、この観点から、老人の方々にも無理のない範囲内で一部負担をしていただることは、十分御納得いただけるものと思つておるわけであります。

○杏脇タケ子君 これは御納得いただけるかどうかという問題は、すでにもう前回、前々回にも論議を申し上げたとおりでございますので、そうでなくして、国民に一部負担をさせることによつて

健康の自覚を持つてもらうなんというようなことがさっぱりわからぬし、負担があろうがなかろうが、国民というのは自分の健康について非常に留意をしているというのも、これは厚生省あるいは総理府等の調査で明らかにされているとおりでございまして、そこが中心ではないのではないかと

いうところが、国民の非常に不安とするところになつているわけなんです。もう一遍その辺ははつきりさしておいていただきたいと思います。

○國務大臣(森下元晴君) 別にほかに隠された意図といふものはございません。見解の相違もございませんけれども、先ほど私が申し上げましたように、健康に対する自覚を持つていただく、したがつて費用の点ももうほんのごくわずかな負担をお願いするということでございますので、この点ひとつ御理解を、御納得をぜひいただきたい、このように思つておる次第であります。

○杏脇タケ子君 一部負担に対する大臣のお考えというのは、やっぱり健康に対する自覚を高めることが主たる理由、無理のない負担と、こうおっしゃるわけでございます。しかし国の財政の状況から見てどうなんだろうかということなんです。今日の国家財政というのは、大変厳しいと云ふことは実情でございます。しかし厳しい危機的状況にあることはそのとおりでございますけれども、これは片方では軍備拡大はちゃんとやつていついるわけですね。先日も国防会議の決定がありました五六中業を見てまいりますと、一機百十五億円のP-3Cが五十機、一機百十億とするF-15は七十五機、これをアメリカから買うというわけでしょう。

そこで、ちょっとお聞きをしたいんですが、御負担にならない程度の一部負担と、こうおっしゃるんですが、お年寄りから集めるという一部負担金の徴収金額は、五十七年度満年度として四百八十億でございますね。その中で一部負担金を負担してもらうことによって国庫負担の減少というのは百二十億ぐらいでしよう。違いますか、吉原さるんですね。P-3C一機分で片づくじゃないかということになるのは、国民のこれは常識ですか

○政府委員(吉原健二君) 御質問の趣旨がよくわからない点があるんですけど、一部負担の趣旨は……。

○杏脇タケ子君 何でわからぬ。いやいや、わからぬのやつたら、時間ないからもう一遍言い直そ

う。お年寄りの一部負担金を徴収すると、今度の制

度で。そういうことで、五十七年度の満年度になると四百八十億ですよ、おたくの方から出している資料によりますと、その四百八十億のうち、それによって国庫負担の減少をする分というのは百二十億程度でしようと言つて聞いているんです。確

認をしていい。

○政府委員(吉原健二君) 新制度の創設によりまして、新制度の一部負担の金額は四百八十億でございますけれども、現行制度と比べました場合の一部負担の増加額というのは、百二十億程度でございまして、國のそれによる負担すべきであつたことになるわけでございます。

○杏脇タケ子君 だから、百二十億の四割相当額といふことはいままでの話とちょっと違うな、また計算間違うたか。そんなこと時間とられたら困るんですが、まあ百二十億まるまるであるたどし

ども、国民がこれほど喜んでおり、しかも日本の国民が世界一、二の長寿国にまで貢献をしてきた今度のすぐれた制度を、これはりっぱなのに充実をすることこそが大事であつて、改善をするべきではないというふうに考えておるんです。これは繰り返し申し上げてきておるわけですが、そういう点で、一機百億を超える軍用機というのはじやんじやん買えるんだけれども、乏しいお年寄りのふところから百二十億の一部負担金を取るといふふうな制度の改悪というのが納得できないと思つて、まあ百億でもよろしいが、約百億の国庫負担を減らすために片方でお年寄りから新たに百二十億は集めるわけでしよう。百二十億というお金は国民にとっては相当な巨額ですよ。

ところが実際には、國の施策の中で言えばP-3C一機分なんです。これでは大臣、財政が厳しいからとか、あるいは健康の自覚を増進してもらおうだとか言つてみたところで、國の目から言つたところが、実際には、國の施策の中で言えばP-3C一機分なんですが、御見だと思つておるんです。ただ私は、国防に関する考え方、安全保障に対する考え方、いろいろございまして、國民がこの國を信ずるに足る、守るに足る、そのためにも福祉ということが大事でござい

よ。そう思いませんか、大臣。

○國務大臣(森下元晴君) そういうふうにお考えの一部の方もあると思いますけれども、防衛のことは防衛いたしまして、私どもはひたすら福祉が後退しないように全力を擧げておるわけでございまして、その点比較して云々するということは避けたいと思っております。とにかく全力を擧げて福祉が後退しないように一生懸命やっていきたい。また老人保健法におきましても、老人の福祉のためにも全力を擧げてまいりたいと、このように思つておるわけであります。

○杏脇タケ子君 それは防衛のことは防衛に任せおくということでしょうか、しかし内閣といつたら一体のものでしよう。厚生大臣といえども國務大臣なんですよ。防衛は防衛庁長官がやってるんだから知りませんでは済まないわけですが、國民から納得のいく姿での改正というのが必要なんだ。

私は、時間を節約をしたので冒頭抜きましたけれども、國民がこれほど喜んでおり、しかも日本の國民が世界一、二の長寿国にまで貢献をしてきた今度のすぐれた制度を、これはりっぱなのに充実をすることこそが大事であつて、改善をするべきではないというふうに考えておるんです。これは繰り返し申し上げてきておるわけですが、そういう点で、一機百億を超える軍用機というのはじやんじやん買えるんだけれども、乏しいお年寄りのふところから百二十億の一部負担金を取るといふふうな制度の改悪というのが納得できないと思つて、これは理の当然なんです。國民がそう思つても、これはあたりまえなんですが、そういうことになるようない制度というのはやっぱりやめるべきだと思つておるんです。ただ私は、国防に関する考え方、安全保障に対する考え方、いろいろございまして、國民がこの國を信ずるに足る、守るに足る、そのためにも福祉ということが大事でござい

ます。社会保障制度が平等しかも公平に行われております。そして安心感、また安全感というものが国民をしてこの国を守るに足る国である、これが私は國を守る基本であると願います。

そういう意味で、いろいろ御意見ございました、福祉は大事である。兵器を買うために福祉を切り捨てる、またその犠牲になるということについては私もよくわかると思うんですが、ただ、P 3 C を買うために老人医療の有料化をしたんだ、一部負担をさしたんだという考え方には私は同調はできません。しかし、基本的な考え方については、国家安全保障というものは決して武装、いわゆる武器をたくさん持つということがすべてではない、むしろそれよりも国民の防衛に対する考え方、また福祉に対する考え方、そういうことが基本である、こういう信念は私は持っております。

○ 脱タケ子君 時間が余りありませんので、そ

の点については、これは私はたまたま P 3 C は実例として、一部負担金の、原案でいけば、新たにお年寄りのふところから集めるという金額が百二十億、だからまたま P 3 C を引例をしただけなんですよ。国民の生活を犠牲にして、軍拡路線を象徴するような形で老人医療の有料化というのが改悪をされるというふうなことは、国民は納得できません。ということを申し上げておきたいわけです。

特に、私は国民の皆さん方が心配をしておられる点がもう一つあると思いますのは、老人医療の一部負担金を導入するということが、それにとどまらずに、医療費の自己負担を強化するということになるのではないかということが非常に心配をされているわけでございます。財界の意向を受けて臨調が軽費医療の患者負担をすり打た出しておりますし、本委員会でも参考人質疑の中でもはつきり出でておりますけれども、厚生省はこの対応についてはどういうふうをお考えになつておるのか、改めてお聞きをしておきたいと思います。

○ 政府委員(大和田潔君)

一部の雑誌に、これは

個人的な見解であるということで言つておること

は存じております。

○ 脱タケ子君 慎重に検討をしていると言つた

わけなんですが、すでに大臣、こういうことがある

ことです。石野事務次官が、自己負担、現在八百円の初診料ですね、これが千四百円か千五百円が妥当だということを公言していることを御存じですか。

○ 政府委員(大和田潔君)

一部の雑誌に、これは

個人的な見解であるということで言つておること

は存じております。

○ 脱タケ子君 最後に申し上げておきますが、

大臣、そういうことがすでに論議をされ、臨調

が提出されております。修正案の内容は、お手元に配付のとおりでございます。

○ 国務大臣(森下元晴君) 臨調答申にも示されております。この「高額な医療については適切に保障をする一方、軽費な医療については受益者負担を求める」という考え方は、今後の医療保険制度の方に関し、保険給付と患者負担はいかにあるべきかという制度の根幹に係る重要な問題でありますので、慎重に検討しなければならないと考えておるわけでございます。

○ 委員長(目黒今朝次郎君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、竹内潔君が委員を辞任され、その補欠として藤井孝男君が選任されました。

○ 脱タケ子君 慎重に対処しなければならないとおっしゃっておられるんですが、老人保健法の次は健保本人の一部負担のアップだということはすでに臨調でも言われておるし、あるいは社会保

障長期展望懇談会の提言も同趣旨のことと言われておりますが、これについて厚生省はすでに準備を始めているのではないんですか。

○ 政府委員(大和田潔君) ただいま大臣も御答弁いたしましたように、この問題につきましては慎重に検討しなければならぬ、こういうような問題でございますので、私どもいろいろな御意見、こ

れは臨調の御意見、あるいはただいま先生おつしやいましたような長期懇の御意見等を踏まえましておこなうべきことではございません。それで

○ 政府委員(大和田潔君) この問題につきましては、それはそれぞれ個人個人に、これは私もそう

でございますが、それぞれの人がそれぞれこれぐらいがいいんではないかということは、それぞれ意見があるうかと思ひます。ただ、それが厚生省

の見解として、厚生省の方針ということとこれが発表されますには、省の意思統一といいますか、

意思決定というものがあつて初めて、これが省の意見として出てくるわけですが、それぞれ私どもは個人的にはこうしたらしい、ああしたらいいというような見解を持つておる。それがたま

たまこの雑誌におきまして事務次官が、個人的な見解ということをはつきり断つて、そういう意見を述べておるわけでございまして、これは決して

○ 委員長(目黒今朝次郎君) 脱タケ子君、時間が来ましたから……。

○ 脱タケ子君 最後に申し上げておきますが、

大臣、そういうことがすでに論議をされ、臨調

が提出されております。修正案の内容は、お手元に配付のとおりでございます。

○ 政府委員(大和田潔君) おつしやるとおりで、「クリニックマガジン」の七月号ですね、これに書いてありますね。どない書いてあるかちょっと読みます。

○ 委員長(目黒今朝次郎君) 御異議ないと認めます。

○ 脱タケ子君 おつしやるとおりで、「クリニ

ックマガジン」の七月号ですね、これに書いてありますね。どない書いてあるかちょっと読みます。

○

この際、本修正案を議題とし、遠藤君から趣旨説明を聽取いたします。遠藤君。

○遠藤政夫君 ただいま議題になりました老人保健法案に対する修正案につきまして、自由民主党・自由国民会議、公明党・国民会議及び民社党・国民連合を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の要旨は、第一に、この法律による老人保健制度の実施に伴う保険者の負担増が著しく大きなものとならないよう、次年度以降の保険者の拠出金の加入者按分率は、老人人口の増加率を限度として二分の一以下の範囲内で毎年度政令で定める率とし、この法律施行後三年以内を目途として見直すこととするものであります。

なお、この加入者按分率を政令で定めるに当たっては、厚生大臣はあらかじめ老人保健審議会の意見を聞くこととしております。

第二に、被用者保険本人の入院時一部負担金について、健康保険法による負担額一万五千円を限度とすることであります。

その他、保険者の拠出金等について所要の修正を行うことといたしております。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(日黒今朝次郎君) 遠藤君提出の修正案は予算を伴うものでありますから、国会法第五十七条の三の規定により、内閣から本修正案に対する意見を聽取いたします。森下厚生大臣。

○国務大臣(森下元晴君) 政府といたしましては、やむを得ないものと考えます。

○委員長(日黒今朝次郎君) 本修正案に対して質疑のある方は順次質問を明らかにして御意見をお述べ願いたいと存じます。

○本岡昭次君 私は日本社会党を代表し、たゞいま討論に付されまた老人保健法案及びその修正案について、そのいずれにも反対する立場か

ら、以下その理由を簡潔に申し述べたいと思います。

新制度の創設に当たり、わが党は二つの基本目標を立てました。その第一は、成人病・慢性病の予防と治療に確実な効力を持つ制度ということであり、私たちはこれを薬剤依存から生活療法へといふ言い方をしているところであります。第二は、お年寄りの健康を支える地域の総合的な条件整備について、この際行政責任の所在を明確にするとともに、これに関連する市町村の権限及び実行力を強化拡大することであります。

この基本目標に沿って、わが党は、老人保健法案の修正及び関連法の改正に関する方針を立て、政府・自民党に改善を迫つてまいりましたが、それは次の十項目であります。すなわち、支払い方式の見直し、主治医制度の創設、老人保険料の歯どめ設定、医療法の改正、施設及びマンパワーの確保、健康手帳の徹底的な活用、一部負担の解消、退職者継続医療との接続、公費負担医療の優先適用、施行期日の変更、以上の十項目であります。

これに対しても、政府・自民党が譲歩したのは、先ほど提案された修正案及び確認答弁に尽きるわけであります。この程度の内容で、一般国民がどうして納得できるでしょうか。私は、実に暗んだる気持ちがいたします。

たとえば、この法律が施行されると、治りにくく慢性病を薬づけ、検査づけにするようなことがなくなると言えるでしょうか。かかりつけの医師が、患者の食生活を初め、日常生活の全般にわたってアドバイスし、患者の体質を変えていくための取り組みをしやすくしない限り、これはなくならないのです。つまり主治医制度の確立、生活指導料の新設、点数出来高払い方式の改定などがまことに急務であり、それが新制度発足の前提条件なのであります。

また、この制度が発足すると、平年度、政管健保百七十億円、組合健保七百八十億円、共済組合二百十億円程度と言われる新たな拠出が義務づけ

られます。それを主たる財源として行われる市町村の老人保健事業は、拠出した側の職域から見えて、果たして信頼できる、拠出しがいのある状態になるのでしょうか。地域中核病院及び保健所を中心とする医療供給システムの整備や、在宅患者に対する訪問サービスの徹底がない限りこれはとてはい不可能と言わねばなりません。

このように本案の趣旨は不可解きわまるものであります。これによつて、各保険に対する国庫補助金は来年度、現行よりも千八百四十億円の減少が見込まれており、立案の意図はずばりここにあると考えないわけにはまいりません。

なお、修正案における入院時一部負担の限度額一万五千円についてであります。被用者健保本人のみを対象にしたことは著しく公正を欠くものであり、大多数の国保加入者及び被用者健保の家族たる人々を差別する結果となることを強く指摘しております。つまり政府は、患者及び保険料負担の増大によって国庫支出の軽減と受診の抑制をねらっているのであります。しかも、このことが国民医療費の肥大化対策として本来譲すべき施策、たとえば生活療法の確立と重複診療の防止、点数出来高払い制度及び薬価制度の抜本的な改革、医師及び医療機関の適正配置と重複投資の防止などを後回しにする口実として利用されようとしているのであります。

要するに、本案は実効を期待できないばかりでなく、現在急務となつている医療の改革をさらに遠いところに押しやるという逆効果さえ予想されるのであります。また、この程度の修正案によつては、基本的な事態に何らの変更も期待できないことが明白であります。

以上が両案に反対するわが社会党の主な理由であります。終わります。

○佐々木清君 私は、自由民主党・自由国民会議を代表しまして、ただいま議題となつております老人保健法案及びこれに対する修正案につきまして、修正案に反対する立場をとります。

び修正案を除く原案に賛成の意を表するものであります。

まず、わが国においては、本格的な高齢化社会の到来を控え、予防から治療、リハビリテーションに至る総合的な保健対策の確立が急務となつておることは御承知のとおりであります。今回の老人保健法案はまさにこのような要請にこたえて、国民の自助と連帯の精神に基づき、壮年期からの疾患予防、健康管理を推進することによつて健康な老人づくりを目指すとともに、老人医療費の負担の公平を図ろうとするものであります。この法案のねらいはまさにこれに適切なものであり、高く評価すべきものと考えます。

しかしながら、本委員会における審議におきましても明らかになつたところであります。老人医療費の増加に伴つて保険者の負担が際限なく増加することは問題であり、これに對して何らかの歯どめを設けることが必要であると考えられるのであります。

このような観点から、この制度の実施に伴う保険者の負担増が著しく大きくならないよう、次年度以降の保険者拠出金の加入者按分率につきまして毎年度二分の一以下の範囲内で老人人口の増加率等を勘案して政令で定める率とし、この法律の施行後三年以内を目途として見直すことにしてはか、被用者保険本人の入院時一部負担金につきまして、健康保険法による負担額一万五千円を限度とすること等を主要な内容とする修正案が提出されましたものと理解するものであります。私は、このように修正されることによってこの法律の円滑な実施がさらに図られるものと確信いたすものでございます。

最後に、私は、この法律の目的が有効に達成されるためには、それぞれの地域で関係団体、関係機関が連携を一層密にしていくことが必要であると存じますが、同時に医療費の適正化対策、老人の特性を踏まえた適切な診療報酬の制定、保健婦の増員、その他保健事業の実施体制の整備が計画的に進められることが必要であると思ひます。

政府におかれでは、これらの課題に真剣に取り組み、最大限の努力を傾注されることを強く要請をいたしまして、修正案及び修正部分を除く原案に対し重ねて賛意を表しまして、討論を終わります。

○脊脱タケ子君 私は、日本共産党を代表して、老人保健法案並びに修正案に反対の討論を行います。老人や子供、障害を持った人などはもちろんのことです、すべての国民が安心して暮らせる平和な社会の実現、これこそが政治の基本的な目標であります。

昭和四十八年、老人医療費無料化制度が国の制度として実施されたとき、戦中、戦後を苦労したことからお年寄りたちは、初めて政治の温かさを感じられたのであります。國民もこぞってこの制度発足を支持しました。

したがって、老人保健制度は、國民がつくり上げてきたこの老人医療無料化原則の上に立って拡充、発展をさせるべきものであります。

具体的に言えば、無料化原則を堅持すること、老人医療費の主な財源となる被用者保険からの拠出金は、老人たちの多くがかつては企業発展に協力をした労働者であった事実から、大企業の社会的責任として当然大企業がより多くの負担をすべきこと、また疾病の予防や保健制度の抜本的な強化などが強く求められてきたところであります。

ところが、本法案は、財界と臨調が國民に押しつけようとしている社会保障切り捨て路線の第一歩となっています。國の老人福祉対策の中でお年寄りが政治に期待してきた唯一の温かさは、本法案により影を差す、悲しむべき結果となるのであります。

○脊脱タケ子君 私は、日本共産党を代表して、老人保健法案並びに修正案に反対の討論を行います。モニメントとなるであります。第二の反対理由は、老人医療費は、社会全体の責任から言っても無料化が継続されるべきであります。それにもかかわらず、本法案は老人本人から一部負担金を取る有料制度となり、制度の基本的改悪を図るものであります。また、この一部負担金導入は、審議の中でも明らかになつたように、受診抑制のねらいのほか、何ら根拠もないのに強行されるものであります。

その三は、老人医療費の負担につき、本法案は臨調路線に基づいて、國の負担は減らしながら、老人本人、労働者と中小企業を含む事業主、自治体の負担を大幅にふやすこと、結局、國民負担に転嫁している点であります。

私は、反対理由の最後に、政府が本法案の施行を機に、自治体単独の老人医療上積み措置の中止を強要しようと意図しているが、これは地方自治の重大な干渉であり、住民福祉の切り下げ強要として絶対に認めることはできないことを明言します。

なお、本法案は、一部の修正がなされました。が、この修正は、財界の要求に屈し、大企業の社会的責任を免除するもので、賛成できません。

以上の理由により、本法案に反対するとともに、その撤回を求めて私の反対討論を終わります。

○渡部通子君 私は、公明党・国民会議を代表いたしまして、ただいま議題となりました老人保健法案につきまして、修正案並びに修正を除く原案に対し、賛成の立場で討論を行います。

わが国の医療は、今までともすると治療中心に偏しているといった批判がございました。国民すべての願いである健やかに老いるためには、若いときからの予防、保健にこそ力を入れるべきであります。

以上、簡潔に賛成の理由を申し述べ、賛成討論

ん。これはわが国社会保障法体系の重大な後退のモニメントとなるであります。第二の反対理由は、老人医療費は、社会全体の責任から言っても無料化が継続されるべきであります。それにもかかわらず、本法案は老人本人から一部負担金を取る有料制度となり、制度の基本的改悪を図るものであります。また、この一部負担金導入は、審議の中でも明らかになつたように、受診抑制のねらいのほか、何ら根拠もないのに強行されるものであります。

その三は、老人医療費の負担につき、本法案は臨調路線に基づいて、國の負担は減らしながら、老人本人、労働者と中小企業を含む事業主、自治体の負担を大幅にふやすこと、結局、國民負担に転嫁している点であります。

私は、反対理由の最後に、政府が本法案の施行を機に、自治体単独の老人医療上積み措置の中止を強要しようと意図しているが、これは地方自治の重大な干渉であり、住民福祉の切り下げ強要として絶対に認めることはできないことを明言します。

なお、本法案は、一部の修正がなされました。が、この修正は、財界の要求に屈し、大企業の社会的責任を免除するもので、賛成できません。

以上の理由により、本法案に反対するとともに、その撤回を求めて私の反対討論を終わります。

第二に、老人の医療費を医療保険の各保険者が負担するという方向、すなわち高齢化社会における不可欠要件としての相互扶助、連帯を示すものとして評価いたします。

第三に、とかく問題の多い医療のあり方、特に老人の特性に見合った医療を目指すため、診療方針、診療報酬の再検討が約束されていることについて評価いたします。

さらに、衆議院の修正に加え、各界から問題視されておりました拠出金の限度がない点に歯どめ措置を講じられたこと、また入院の一部負担について、患者の負担を軽減するため健保本人については一万五千円を限度として実質減額したこと等の再修正、さらにまた実施時期については、準備期間を設けるという観点から、今日より六ヶ月後の来年二月一日と約束されていること等、國民の要望を盛り込んでいることは高齢化社会における以上、簡潔に賛成の理由を申し述べ、賛成討論

あり、また不幸にして罹病した場合の施療はもろんのこと、治療からさらに予後のリハビリテーションへと一貫した保健治療システムが必須であることは論をまたないところでございます。また、國民医療費の增高する中で、老人医療費を国民連帶の中でいかに公平に負担していくかは、今まで困難な問題はたくさん抱えておりますものの、次の理由でこなういつの難間に一步解決への方途を示そうとしたものであると評価いたします。

第一に、この老人保健構想は、壮年期から健康づくり、健康診断、訪問指導などの総合的な保健対策を推進することにより、だれもが健康な老後を迎えることができるような体制づくりを目指します。

第二に、老人の医療費を医療保険の各保険者が共同で持ち寄ることにより、國民みんなで公平に負担するという方向、すなわち高齢化社会における不可欠要件としての相互扶助、連帯を示すものとして評価いたします。

第三に、とかく問題の多い医療のあり方、特に老人の特性に見合った医療を目指すため、診療方針、診療報酬の再検討が約束されていることについて評価いたします。

第二は、政府原案の内容中、問題のあった診療報酬や一部負担の導入、あるいは各保険者の拠出金などの諸点について、第九十五回国会の衆議院において修正が行われ、老人保健法による診療方針及び診療報酬については中央社会保険医療協議会の意見を聞いて定めることとされ、一部負担に付いては、外来時一部負担金が五百円から四百円に、入院時一部負担の徴収期間が四ヶ月から二ヶ月に縮減されるとともに、低所得者に対する減免措置が講ぜられ、さらに拠出金については、保険者拠出金に係る医療費の額と加入者の総数による按分率が、政令で定める率から二分の一として法定されることとなりました。

それに加えて、本院においても、実施時期を昭和五十八年二月一日よりとし、診療報酬の審議に当たる中央社会保険医療協議会の審議期間を相当程度確保するとともに、専門委員の任命など、その円滑かつ適切な審議が行われる配慮について確認が得られたこと、保険者拠出金の加入者按分率について、老人保健審議会の意見を聞き、かつ者人口の増加率の範囲内で政令で定める歯どめ措置がとられたこと、高齢医療費や概算医療拠出金について激変緩和措置が実現したこと、入院時一部負担について被用者保険本人との調整が行われたこと、健保連が行う共同事業の対象に拠出金を

ます。

第二は、未帰還者留家族等援護法の一部改正であります。これは、未帰還者の留家族に支給される留守家族手当の月額を遺族年金に準じて引き上げるものであります。

第三は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正であります。これは、昭和五十六年の遺族援護法の改正により、遺族給与金を受ける権利を有するに至った戦没者の妻及び父母等並びに障害年金等を受けるに至った戦傷病者等の妻に対し、それぞれ特別給付金を支給することとするものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いいたします。

国民年金法等の一部を改正する法律案提案理由の説明を申し述べます。

ただいま議題となりました国民年金法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

所得保障の中心である年金制度を初め、母子家庭、心身障害者による諸手当の制度については、国家財政の再建が課題とされている最近の厳しい財政状況のもとにあっても、老人、障害者等に対する特例措置を講ずるとともに、福祉年金及び諸手当がなされる必要があります。

以下、改正案の内容について、概略を御説明申します。

第一に、厚生年金、船員保険及び拠出制国民年

金の物価スライドの特例措置について申し上げます。

現行の制度におきましては、消費者物価上昇率が5%を超えない場合には物価スライドは実施されないことになつておりますが、年金受給者を取り巻く諸状況を勘案し、昭和五十七年度において、昭和五十六年度の物価上昇率が5%を超えない場合であつても、特例としてその上昇率に応じた年金額の引き上げを実施することとしております。

なお、この年金額の引き上げは、厚生年金及び

船員保険については本年七月から、拠出制国民年金については本年八月から行うこととしておりま

す。

第二に、福祉年金の額につきましては、昭和五十七年九月から、老齢福祉年金を月額二万四千円から二万五千百円に、障害福祉年金を一級障害については月額三万六千円から三万七千七百円に、二級障害については月額二万四千円から二万五千百円に、母子福祉年金及び準母子福祉年金を月額三万一千二百円から三万二千七百円に、それぞれ引き上げることとしております。

第三に、児童扶養手当等の額につきましては、福祉年金に準じて、本年九月から児童扶養手当の額を児童一人の場合月額三万三千二百円から三万二千七百円に、特別児童扶養手当の額を障害児一人につき月額二万四千円から二万五千百円に、重度障害児一人につき月額三万六千円から三万七千七百円に、それぞれ引き上げるとともに、福祉手当についても月額一万円から一万五百五十円に引き上げることとしております。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申します。

次に、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案提案理由を説明さしていただきます。

ただいま議題となりました原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律

案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申します。

昭和二十年八月、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者については、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律により、健康診断及び医療の給付を行うとともに、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律により、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当等の支給を行い、被爆者の健康の保持増進と生活の安定を図つてまいりたところであります。

本法律案は、被爆者の福祉の一層の向上を図るため、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律について改正を行おうとするものであります。

以下、その内容について御説明申し上げます。

まず第一は、医療特別手当の額の引き上げであります。医療特別手当は、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定により、原子爆弾の傷害作用に起因する負傷または疾病の状態にある旨の厚生大臣の認定を受けた被爆者であつて、現に当該認定に係る負傷または疾病の状態にあるものに対して支給されるものであります。この医療特別手当の額を現行の月額九万八千円から十万二千四百円に引き上げるものであります。

第二は、特別手当の額の引き上げであります。特別手当は、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定により、原子爆弾の傷害作用に起因する負傷または疾病の状態にある旨の厚生大臣の認定を受けた被爆者であつて、現に当該認定に係る負傷または疾病の状態にあるものに対して支給されるものであります。この医療特別手当の額を現行の月額三万三千二百円から三万三千五百円に引き上げるものであります。

第三は、原子爆弾小頭症手当の額の引き上げであります。原子爆弾小頭症手当は、原子爆弾の放

射能の影響による小頭症の患者に対して支給されるものでありますが、この原子爆弾小頭症手当の額を現行の月額三万三千六百円から三万五千百円に引き上げるものであります。

第四は、健康管理手当の額の引き上げであります。健康管理手当は、造血機能障害等特定の障害を伴う疾病にかかっている被爆者であつて、医療特別手当、特別手当または原子爆弾小頭症手当の額を現行の月額二万四千円から二万五千百円に引き上げるものであります。

第五は、保健手当の額の引き上げであります。保健手当は、爆心地から二キロメートルの区域内において直接被爆した者であつて、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当または健康管理手当の支給を受けていない者に対する支給されるものであります。

第六は、暖房費援助事業に係る国の補助に関する法律案について提案する理由及びその内容であります。以上がこの法律案を提案する理由及びその内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申します。

○委員長(日黒今朝次郎君) 次に、公衆浴場法の一部を改正する法律案、市町村が行う寒冷地世帯

次趣旨説明を聽取いたします。安恒良一君。○安恒良一君 私は、公衆浴場法の一部を改正する法律案について提案の理由を説明したいと思います。

私は、ただいま議題となりました公衆浴場法の

一部を改正する法律案につきまして、日本社会

党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合、新政クラブ、第二院クラブ及び一の会を代表しまして、提案の理由を御説明申し上げます。

売春防止法制定より二十六年を経過した現在、

政府公認の集団制度は解体されたが、売春の形態は多様化し、潜在化して、第三者による女性の搾取は後を絶ちません。

「国連婦人の十年」の起点であつた一九七五年の国際婦人年、ミシコ会議において、婦人の人格の尊厳及び肉体の不可侵が宣言され、人身売買及び売春の禁止が決議されています。また、一九七九年十二月、第三十四回国連総会において採択された婦人に對するあらゆる形態の差別撤廃条約第六条においても「締約国はあらゆる形態の婦人の売買及び婦人の売春からの搾取を禁止するためのすべての立法を含む適當な措置をとる」と規定されています。この条約は、一九八〇年七月コペンハーゲンでの国連主権の世界婦人会議においてわが国も署名をし、すでに九十カ国が署名、締約をしております。そして、この条約は一九八一年九月に発効し、現在では、批准、加入国はすでに三十八カ国に及んでおりますので、わが国も批准を怠がなければなりません。

わが国においては売春防止法によつて売春は禁じられています。また、暴力團や業者による売春の強要は外國女性（主としてアジアの各国）にも及んでおり、海外からの非難も浴びています。それらはしばしばトルコ風呂の意義を全く失うものとなりましよう。中でも、個室付浴場業の業態は売春の温床と化し、特殊浴場業の距離規制の悪用によつて全国各地に集団地域を発生させており、そこで役務を提供する女性に対しても浴場業者は事実上の管理売春による

搾取を行つていています。またこれらの業者と結託するひも、暴力團などによる売春の強制、搾取など、女性の人権侵害は目に余るものがあります。

ここに、売春防止法の効力を補完するための一助として、個室において異性による役務を提供させることを禁止し、売春の温床を多少とも取り除くことを目的とした、公衆浴場法の一部改正を提案するものであります。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御質問くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（目黒今朝次郎君） 次に、対馬孝且君。

○対馬孝且君 私は、市町村が行う寒冷地世帯暖房費援助事業に係る国の補助に関する法律案理由を説明申し上げます。

○委員長（目黒今朝次郎君） 次に、対馬孝且君。

ただいま議題となりました市町村が行う寒冷地

御説明申し上げます。

○委員長（目黒今朝次郎君） 次に、本岡昭次君。

以下、本案の内容を説明いたします。

第一に、寒冷地世帯暖房費援助事業とは、寒冷

地の低所得世帯に対し、当該世帯の暖房費に係る経済的負担の軽減を図るため、暖房費に係る援助金、灯油等の金品を支給しようとするもので、国庫補助の対象となるのは、寒冷度、世帯構成員数に応じて通常必要と認められる暖房費の三分の一に相当する額として、政令で定める額までの援助に限っております。なお、対象地域である寒冷地は、寒冷の度がはなはだしい地域を政令で定める

こととし、対象世帯は、世帯構成員全員の所得合算額が政令で定める一定の額未満である世帯に限定するとともに、寒冷地手当受給者世帯、生活保護世帯、社会福祉施設入所世帯等を除いておりま

す。

第二に、国庫補助は、道県が市町村に対し補助を行つていい場合に限り、その補助を要する費用の三分の二を国庫補助するものとし、市町村事業費の二分の一相当額を限度額としております。

なお、この法律は、公布の日から施行し、昭和五十七年九月一日以降の事業について適用するこ

ととしております。

以上が、本案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いを申し上げまして、提案理由にかえま

ております。

そこで、市町村が行う寒冷地世帯暖房費援助事

業の円滑な実施を図るために、道県が当該事業につき補助する場合における当該補助に要する費用に

要望しているところであります。

ついで、市町村が行う寒冷地世帯暖房費援助事

業を継続して行うことは困難であり、当該地方公共団体は、これら事業に対する国の援助を強くいたしまして、提案の理由を御説明申し上げま

す。

すでに戦後三十六年を経て、あの忌まわしい戦争への記憶が一段と風化しつつある中で、なお戦争の傷跡が生活を圧迫し、生命と健康を失った多くの一般戦災者が、いまなお国から何らの援護を受けることなく、戦争犠牲者として、傷病苦と生

活苦にあえぎながら、余命をつないでいる現実を放置することはできません。

私は、これら戦災者の心情と、報われることな

く高齢で亡くなれる方々の続出する日々に思

をいたすとき、援護の手が一刻も早く差し伸べら

れる必要を痛感せざるを得ないのであります。

振り返つてみますと、さきの大戦では、原爆投

下を含め、米軍の無差別爆撃はとどまる

ことなく、銃後と思われていた非戦闘員と、その住居ま

でも、一瞬にして戦場に変え、わが国全土にわた

る諸都市を焼き払つてきました。

昭和二十年四月十三日、状況窮屈せる場合に応

じております。たとえば北海道における住民の石油等の暖房費の支出は、標準世帯で約二十三万円に

存在し、社会環境は年少者の性的非行や少女賣春を生み出す大きな要因となっています。また、暴力團や業者による売春の強要は外國女性（主としてアジアの各國）にも及んでおり、海外からの非難も浴びています。それらはしばしばトルコ風呂の意義を全く失うものとなりましよう。中でも、個室付浴場業の業態は売春の温床と化し、特殊浴場業の距離規制の悪用によつて全国各地に集団地域を発生させており、そこで役務を提供する女性に対しても浴場業者は事実上の管理賣春による

生活の実情について調査を行い、その実態把握に努められているところであります。

このような事態に対処して、一部寒冷地における地方公共団体は、母子世帯等に対し特別生活賃の貸金付事業及び援助金等を支給する事業を行つ

ています。

戦時災害援護法案につきまして、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合、新政クラブ、第二院クラブ及び一の会を代表しまして、提案の理由を御説明申し上げます。

売春防止法制定より二十六年を経過した現在、

政府公認の集団制度は解体されたが、売春の形態は多様化し、潜在化して、第三者による女性の搾取は後を絶ちません。

「国連婦人の十年」の起点であつた一九七五年の国際婦人年、ミシコ会議において、婦人の人格の尊厳及び肉体の不可侵が宣言され、人身売買及び売春の禁止が決議されています。また、一九七九年十二月、第三十四回国連総会において採択された婦人に對するあらゆる形態の差別撤廃条約第六条においても「締約国はあらゆる形態の婦人の売買及び婦人の売春からの搾取を禁止するためのすべての立法を含む適當な措置をとる」と規定されています。この条約は、一九八〇年七月コペンハーゲンでの国連主権の世界婦人会議においてわが国も署名をし、すでに九十カ国が署名、締約をしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御質問くださいます。

○委員長（目黒今朝次郎君） 次に、本岡昭次君。

以下、本案の内容を説明いたします。

第一に、寒冷地世帯暖房費援助事業とは、寒冷

地の低所得世帯に対し、当該世帯の暖房費に係る経済的負担の軽減を図るため、暖房費に係る援助金、灯油等の金品を支給しようとするもので、国庫補助の対象となるのは、寒冷度、世帯構成員数に応じて通常必要と認められる暖房費の三分の一に相当する額として、政令で定める額までの援助に限っております。なお、対象地域である寒冷地は、寒冷の度がはなはだしい地域を政令で定める

こととし、対象世帯は、世帯構成員全員の所得合

算額が政令で定める一定の額未満である世帯に限

るとともに、寒冷地手当受給者世帯、生活保

護世帯、社会福祉施設入所世帯等を除いておりま

す。

第二に、国庫補助は、道県が市町村に対し補助を行つていい場合に限り、その補助を要する費用の三分の二を国庫補助するものとし、市町村事業費の二分の一相当額を限度額としております。

なお、この法律は、公布の日から施行し、昭和五十七年九月一日以降の事業について適用するこ

ととしております。

以上が、本案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御質問くださいます。

○本岡昭次君 私は、ただいま議題となりました

公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合、新政クラブ、第二院クラブ及び一の会を代表しまして、提案の理由を御説明申し上げます。

売春防止法制定より二十六年を経過した現在、

政府公認の集団制度は解体されたが、売春の形態は多様化し、潜在化して、第三者による女性の搾取は後を絶ちません。

「国連婦人の十年」の起点であつた一九七五年の国際婦人年、ミシコ会議において、婦人の人格の尊厳及び肉体の不可侵が宣言され、人身売買及び売春の禁止が決議されています。また、一九七九年十二月、第三十四回国連総会において採択された婦人に對するあらゆる形態の差別撤廃条約第六条においても「締約国はあらゆる形態の婦人の売買及び婦人の売春からの搾取を禁止するためのすべての立法を含む適當な措置をとる」と規定されています。この条約は、一九八〇年七月コペンハーゲンでの国連主権の世界婦人会議においてわが国も署名をし、すでに九十カ国が署名、締約をしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御質問くださいます。

○委員長（目黒今朝次郎君） 次に、本岡昭次君。

以下、本案の内容を説明いたします。

第一に、寒冷地世帯暖房費援助事業とは、寒冷

地の低所得世帯に対し、当該世帯の暖房費に係る経済的負担の軽減を図るため、暖房費に係る援助金、灯油等の金品を支給しようとするもので、国庫補助の対象となるのは、寒冷度、世帯構成員数に応じて通常必要と認められる暖房費の三分の一に相当する額として、政令で定める額までの援助に限っております。なお、対象地域である寒冷地は、寒冷の度がはなはだしい地域を政令で定める

こととし、対象世帯は、世帯構成員全員の所得合

算額が政令で定める一定の額未満である世帯に限

るとともに、寒冷地手当受給者世帯、生活保

護世帯、社会福祉施設入所世帯等を除いておりま

す。

第二に、国庫補助は、道県が市町村に対し補助を行つていい場合に限り、その補助を要する費用の三分の二を国庫補助するものとし、市町村事業費の二分の一相当額を限度額としております。

なお、この法律は、公布の日から施行し、昭和五十七年九月一日以降の事業について適用するこ

ととしております。

以上が、本案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御質問くださいます。

命を奪いました。その惨情は、イギリスの一物理学者が、原子弹爆撃による荒廃化を除けば、今までになされた空襲のうち最も惨害をほしいままにした空襲と指摘するほどであります。

昭和十七年二月二十四日に公布された戦時災害保護法では、昭和二十一年に廢止されるまでの間に十二万七千人の民間戦災者、傷害者、同遺族に對し、救濟、補償もなされました。

しかるに、政府は今日まで、戦争犠牲者対策を、軍人軍族及びその遺家族など、昭和五十七年三月末現在約十二万人に限定してきております。

一方、今次大戦の同じ敗戦国である西ドイツでは、すでに昭和二十五年に、戦争犠牲者の援護に関する法律を制定し、公務傷病と同視すべき傷害の範囲をきわめて広範に規定したため、援護の手はあまねく一般市民にまで行き届き、その対象は、昭和五十二年六月末現在においても、実に二百十七万八千人にも上っています。

わが国の戦争犠牲者対策は、原爆被爆者に対する特別措置は別として、あくまでも軍人軍属等に限定しようとするものであり、こうした政府の態度は、大戦の過ちを衷心から悔い改めようとする姿勢に欠けるばかりか、その態度のよってきたるところが、軍事優先の思想であるのではないかとの疑惑さえうかがわせるものであります。

戦後三十六年を経て、いまだに放置されたままの一般戦災者に対し、國の援護措置を望む国民の声は、戦災地域にとどまらず、それ以外の自治体から決議、意見書が多く寄せられている事實と共に、もはや一刻の猶予も許さないところにきております。本案は、このような國民の声を背景に、本案成立の日まで、いまだ戦後は終わらないとの確信をもつて作成し、再び提案するものであります。

次に、本案の要旨について、簡略に申し述べま

すと、さきの大戦で空襲その他の戦時灾害によつて身体に被害を受けた者及び死亡した者の遺族に対し、戦傷病者特別援護法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下それぞれ特別援護法、遺族援護法と言ふ）に規定する、軍人軍属等に対する援護と同様、国家補償の精神に基づく援護を行おうとするものであります。

ただし、遺族に対する援護については、遺族年金にかえて、一時金たる遺族給付金百万円を支給することとしております。

援護の種類別に申し上げますと、第一に、療養の給付、療養の手当一万九千三百円支給、及び葬祭費九万七千円を支給することであります。

第二は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保健所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第三は、障害年金または障害一時金を支給することであります。

以上、支給要件、給付内容はすべて軍人軍属等におけると同様であります。

第四は、遺族給付金、五年償還の記名国債として百万円の支給であります。

一遺族の範囲は、死亡した者の父母、子、孫、祖父母で、死亡した者の死亡の当时、日本国籍を有し、かつその者によつて生計を維持し、またはその者と生計をともにしていた者といたしております。

第五は、弔慰金五万円の支給、遺族の範囲はおむね軍人軍属等におけると同じであります。

なお、この法律による援護の水準を、特別援護法または遺族援護法による軍人軍属に対する援護の水準と同じレベルにしたことについて、これらの法律による準軍属に対する援護で、なお軍人軍属に対する援護の水準に達していない者については、同一レベルに引き上げる措置を講ずることといたしました。

最後に、施行期日は、公布の日から一年以内で政令で定める日といたしております。

何とぞ、御審議の上、速やかに本案の成立を期

○國務大臣(森下元晴君) 社会保障制度の中で年金問題、医療保険の問題、福祉の問題、これは三本柱で、暮らしと健康を守る人間の基本的な生存の問題でもござります。特に高齢化社会にどんどんこれから入ってまいりますし、負担と給付の割合をここらあたりで見直しつつ、また同時に老後の保障について安心を持っていただかなくてはいけない。こういうようなことから、臨調でも共済研でも、また厚生大臣の諮問機関でございます長期懇からも答申が実は出されておりまして、将来の年金はいかにあるべきかというようなことで、私どもも非常に重大な問題として受けとめておるわけでござりますけれども、今後の年金制度の改革を進めるに当たりましては、この年金制度がその後の所得保障の中核としての役割りを十分果たしていくことができるよう、制度の長期的安定を図っていくことが重要であり、その際には、今回のこの社会保障・長期展望懇談会や臨時行政調査会などの提言、答申などの御趣旨及びその内容を十分踏まえて取り組んでまいりたい、このように思つておるわけであります。

だきたい。

○國務大臣(森下元晴君) 私は、基本的にはそう変わらぬと思います。ただ、臨調の場合は大きな観点から大まかに大きな方向を出されておる、長期懇の方は非常に専門的に具体的に出されておるというふうな違いはありますけれども、その精神、またその方向と、いうものは決して違つておらない、このように実は思つております。いずれも将来展望、高齢化社会にどんどん入っていく過程、また将来において給付と負担をどういう割合に持つていくべきかということが盛られておるよ

うに思います。

たとえば長期懇では、将来、給付的な考え方として、そのときの給料の大体六五%ぐらいをめどにするとか、それから負担の方も大体いろいろ合わせまして三九%ぐらいを目標にするとか、歐米先進国といわれる国々が過去などつてきた経緯、また現在日本よりも非常に成熟しておりますから、そういう国々が成功した例もございますし、またいろいろな悩みも現在持つておるようございまして、そういうものも勘案しながら出されておるんじやないか。それに日本の人口動態がどう変わつていくかということもかなり見通しもされておりまして、そういう面で、とにかくいまの年金問題について明確にすることが、もう現に納めておられる方々、負担をされておる方々にとっても、将来的安心感のためにも、また安定感のためにも非常にいいことであるし、また現在のタイミングをそらすわけにいかないというようなことで、すべての考え方方が今日に集約されてきたんだと、このように実は思つておるわけでございます。

しかし、その中に流れておるのは自助努力、それから互助、自分でできることは自分でやろう、それから同時にまたお互いに助け合いをしていきましょう、それでどうしてもむずかしい、今まできない問題は、国がそれを重点的にやっていきましょう、そういうような三つの方向から取り上げられておりまして、高度成長の時代と違つた意味

で、いわゆる老齢化、高齢化、低成長時代の福祉、また社会保障制度を明確に示されておるよう

に私は実は思つておるわけあります。

○本岡昭次君 いま大臣は、臨調は社会保障の問題、年金の問題だけではなく、国全体の行政改革、さらに国民の物の考え方までに及んでいる非常に大きな立場から年金を見て、長期懇の方は専門的に見て、その違いはあっても、基本的に変わらないと思う、またその精神なりその方向性もそう違つていない、このようにおっしゃいました。

しかし、私は、私の力でこの長期懇の提言と、それから臨調の基本答申とを読み比べましたところ、社会保障や年金制度の理念、考え方基本的に大きな違いがある、私はこのように読み取っています。それはぜひこの場で明らかにして、厚生大臣に、そうしたら両方も同じだというふうな考え方でない考え方で今後臨調に対応していただきたい、こう思うからあえて申し上げます。

それは、いま厚生大臣もおっしゃいましたけれども、福祉社会あるいは社会保障を考えしていく基

本的な条件として、臨調もそれから長期懇も、個人の自助努力、そして連帯と相互扶助、こうした

ことが前面に強く出されていて、国の関与する公的保障というふうなものが後回しにされている、これは長期懇の方も臨調の方もそういう基調があ

る、そのことは私も認めます。しかし、それは私は賛成できません、反対なんです、この考え方

ははだらといつて長期懇もけしからぬ、臨調もけしからぬということじゃないわけです。しかし、そういう個人個人の努力でやりなさいとか、

あるいは相互扶助、お互いに助け合いなさいとか、

いるという基調そのものは賛成できませんが、しかしその中にあっても、さすがに厚生大臣

の諮問機関の長期懇だというところはあるんで

す。これは臨調と一味も二味も違う、やはりこれ

は国民の社会保障を受け持つている厚生大臣の諮問機関の長期懇だという部分があります。僕はそ

れをひとつ大事にしてもらいたいと思うんです。

それは、長期懇の方の社会保障に対する基本的

な考え方の中にこういう文章があります。「社会

が租税と社会保険料負担により維持するものであ

るから、給付と負担を組み合わせて議論した上

に、「社会保障制度の役割は、所得の再分配等を

通じて、公平に国民生活の安定を図ることにあ

る」。こう書いてあって、その次に、「国民自ら

していいべきである」。こういうことの中の初め

で、全面的に見直しを行い、国民の積極的参加の

下に、社会保障の範囲と限界について合意を形成

するんですね。このところが非常に重要なだと、こ

う思ふんです。

すなわち、国の政治の民主的機能として富と所

得の公平な再配分、これは国でしかできませんか

ら、この公平な再配分による全国民連帯の助け合

い、つまり公的保障制度の確立、このことを前提

にして長期懇の方は年金制度の改善を訴えている

ということ。

一方、臨調の答申の中にはそういう言葉は一言も見当りません。臨調の精神というのは、要するに現在各年金間に不公平がある、不平等がある、不均衡がある、これを是正しなさい、そしてできるだけ国の財政が負担として多くかかることを防いでいきなさいという考え方によ

うことです。とにかく公平に制度を組みかえるとい

うことであるわけなんです。

私はこれから、厚生大臣、臨調の答申というも

のが出た中にあって年金問題が非常にクローズア

ップされていく状況下にあって、最低いま私が申

し上げました長期懇の提言が非常にクローズア

ップされたい大事にしてひとつ臨調に臨んでいただ

きたい。臨調は要するに財政再建というものが全

て、所得の再配分、こうしたものを見つけて、その国の力を裏づけとして社

会保障をやつしていくという、その点がしっかりと踏まえられて、臨調の答申の具体化の後に臨

んでいただきたいと私は強く考えるんですが、ひ

とつ厚生大臣のお考えを改めてお聞きしたいと思

います。

○國務大臣(森下元晴君) 臨調の方で、特に私が

そういう面で社会保障または社会福祉に関係して一

番感ずるのは、いわゆる「活力ある福祉社会」と

いう言葉、二つの大きな柱の中で使われております。

「活力ある福祉社会」という言葉の中にはい

う言葉が含まれておられますから、長期懇に比べて

かなりそういう面では少しわかりにくいやない

かと、私自身も実はそういう気がしておるわけ

です。その点長期懇は、いま御指摘のように、所得

の再分配であるとか、社会的公正であるとか、ま

たこの社会保障、社会福祉がうまくいくことによ

つて国が繁栄するんだということでも実は言つ

ております。

それともう一つは、社会保障が自主的また自由な活動による経済社会の発展を目標とする現在の再分配であるとか、社会的公正であるとか、またこの社会保障、社会福祉がうまくいくことによつて国が繁栄するんだということでも実は言つております。

それともう一つは、社会保障が自主的また自由

な活動による経済社会の発展を目標とする現在の再分配であるとか、社会的公正であるとか、またこの社会保障、社会福祉がうまくいくことによ

つて国が繁栄するんだということでも実は言つております。

○本岡昭次君 いま大臣の答申を聞きまして安

心したんですけど、そこで最近の新聞を見ますと、

よう取り組んでいくかという方針が新聞で報道

されています。その中で年金問題がクローズアッ

プをされているわけですね。そして、その年金問

題は次のようにずっと書いてありました。

年金問題を総合的に検討する年金調査会の設置や、年金担当大臣を決めて、昭和五十八年度末まで——昭和五十八年度末というのは海調の答申の中にして、これが首相の方針であると新聞の中には出ておりませんでしたが、言つてみれば、年金問題を総合的に検討する年金調査会をまず設置して、年金担当大臣が決まって、その設置された年金調査会に対して諮問をして、その答申を得て、昭和五十八年度末までに成案を得て、速やかにそれを実施しようと、こういうことではないかと、こう思ふんです。

そういう道筋の問題について、年金問題すべてが厚生省、厚生大臣の所管ではありますけれども、年金問題の總元締めといつてもこれは間違いないわけで、そういう立場から、こういう一つの進め方の問題ですね。それと、先ほど厚生大臣とやりとりを若干いたしましたその長期懇の提言というものが、一体どういうふうにそういうところまで扱われるのか。

せつかく長期懇が提言を出した。しかしまった年金調査会とそういうものが設置されて、そこへまた年金担当大臣が諮詢して、そこで何かのまた答申をもらつて出していく。私は言つてみれば、厚生省なんというのはこの際ちょっと横にいのとれ、今まで厚生省が考へてきたことというのをもうう昧がないんだというふうに受け取れて仕方がないんですね。厚生省輕視といふんですかね、その所管省である厚生省のいままでせつかく積み上げてきてきたものなんか一切無視してしまうというふうな、どうもそここのところが納得できないんですけど、その手順に対する大臣の所見のようなもの、それから長期懇の提言というのは一体どう扱われることになるんですか、そこらを教えていただきたいと思います。

○國務大臣(森下元晴君) 私は、年金問題は厚生省が主になつてやるべき問題でございまして、これが大きな意味で内閣全般で取り上げられることは、これは悪いことではないと思います。それから関心が持たれたといふことでございますが、こ

の年金大臣をまたどこかよそへ持つていかれるようになりますと実は困るわけでござりますし、またわれわれも自信を持ってやってきたのが大変心配の種でございます。

そこで、国鉄の問題と年金の問題が急にクローズアップされまして、そして内閣の方へ審議会をつくってここでやろうと。何か屋上屋のような感じを与えるような気もせぬことはございません。ただ、年金問題は、大蔵省にも総理府にも関係がございまして、厚生省だけではすべてを賄い切れないので、また取り組めないという問題もございますけれども、私は中心は厚生省にある、また厚生大臣が長期懇のあの答申を受けまして、あの精神に沿つてやるべきであると、こういう強い信念も実は持っております。

審議会云々の問題でございますが、まだ正式に煮詰まつておらないように聞いておりますし、一つの考え方として出されたわけでござりますから、今後の問題として、私どもも年金問題につきましては厚生省が中心になつてやりたい、まだやるべきであるというようなことは主張していくいたい、このように思つておるわけであります。

○本間昭次君 鮎足になると思いますけれども、臨調の答申が出るのは七月末ということはもうはつきりしているわけで、厚生省としては、年金問題が具体的にその答申の内容に盛り込まれるということもわかつていただと思います。その段階で長期懇が一週間前に年金問題の提言を行つた。臨調答申の一週間前に行ったというのは何か特別な意味のようなものがあるんですか。そこらはいかがです。

○国務大臣(森下元晴君) 特に意図して早く発表したわけでもないし、臨調の方にも長期懇のメンバーと兼ねておる方もございまして、私は基本的な考え方はそう変わらぬと思しますから、ある程度のいろいろ意見の調整等があつたんだじゃないだろうかと、このようにも実は考えております。先にやつておかないとダメだということはないと思ふわけなんです。

ただ、いまちょっとお話をございましたが、この年金の一元化の問題、これはもう前から、官民格差があるとか官官格差があるというようなことは、数年前から実は言はれてきておりまして、その一番初めにやるべきことが国鉄共済、これが一番内容的には危機に瀕しておる、これをどうにかして助けなくてはいけない、だから三公社で何かすべきであるということで、厚生省所管外の総理府とか大蔵関係の方が、むしろそういう面では先に進んでおるということでもござりますし、将來は国民年金、厚生年金、大きく大別してこらあたりの調整に入つていくと思うんですが、こればかり先の話だと私は思うんです。

そういう経過もございまして、臨調でもそれを大きく取り上げておりますし、また長期懇の方はむしろそういう問題とは違った面で取り上げておりますから、そこらが多少、読んだ場合に、長期懇を先に出していく方が厚生省のために都合がいいんだというふうに考えられる節があるかもわからりませんけれども、別にそういう意図を持って早く出されたことはますますない、このように私は思つております。

○本岡昭次君　いま共済年金の一元化の問題も触れられましたが、共済年金制度基本問題研究会のこの「意見」私もずっとこれを読みましていただきました、全部。人ごとでない、対岸の火事と見て見るわけにはいかないということで、厚生年金も昭和八十年には危険ラインを突破していくということですね。保険料率、本人一〇%から一二・五%というそこの危険ラインを突破していくといふことが出ておりますし、厚生大臣の直接の所管ではありませんが、ここで国鉄共済を救済するためには公企体共済と国家公務員共済ですか、とのまづ全体的な合併をやれというふうなことがあって、その中で厚生年金との合併統合問題もずっと検討されていますね、この文章を読みますと。

そこで、直接所管ではありませんけれども、国鉄共済の救済という問題、臨調に出ておりますけれども、これをどういうふうにお考えになります

か、一元化問題について。差し支えなければひと
つ御意見を伺いたいと思います。

○國務大臣（森下元晴君） 他の所管に余り及ぶと
どうかと思ひますけれども、しかしこれは対岸の
火災でないわけでございまして、いずれは厚生年
金、また国民年金、これが八割以上を占めており
ますし、厚生省としても関心を持たなくてはいけ
ない大問題でございますから、あえて申し上げま
すけれども、今後の本格的な高齢化社会の到来に
備えまして、年金制度の安定的な運営を図つてい
くためには、年金の給付と保険料負担のバランス
を図ることが大変重要な問題である、そこで国鉄
共済の問題もその意味から重要な問題提起を行つ
たものと認識しております。今後の年金制度の改
革に当たりましては、制度を支える現役の労働者
の負担や生活水準と給付水準とのバランスの問題
についても十分留意しながら慎重に検討してまい
りたい。

それから年金制度の一元化につきましては、究
極的には望ましいことであることは間違いない、
これはもう臆測で言われておるとおりでございま
す。ただ、その各所管省局が将来の一元化を展望
しながら責任を持つて制度間の不均衡の是正等を
進める必要もござりますので、この点、厚生省が
初めて音頭を取るべきか、また、先ほどお話を出
ましたけれども、内閣にそういう審議会をつくつ
て、それが全部やるのはなしに、迎え的的なあ
る程度歩み寄る、また方向づけをするだけの機能
を発揮するのか、だれかがどこかでそれをやらな
いと、各省庁とも皆遠慮がちでござりますし、そ
ういう点心配はしておりますから、そういうよう
な私自身も考えておるわけでございます。

○本岡昭次君 これから一元化に向けていろいろな
提言がなされ、またそのための会議が開かれ、ま
たそのための法案がつくられていくということに
なりますが、私は、この社会保障の長期懸念の提言
の中にはありますように、とにかくこうした全面的
な見直し、すなわち一元化というふうなことを行
うときの大変なこととして、「国民の積極的参加

比較したらしいのか。だから、どういうふうにこれを
将来、現在もらっているよりどの程度給付水準を
ダウンせよと言つてはいるのか、この提言の中身を
かみ砕いてひとつ御説明をいただければありがた
いと思います。

○政府委員(山口新一郎君)　ただいま御質問の中
にありました六〇%というレベルは、実は昭和四
十八年体制の際の社会保険審議会の御意見の中にも、平均標準報酬の六〇%程度という数字がすでに示されたことがございます。ただ、この場合には、その基礎となる加入期間をどうとるかといふところで御意見が分かれていたようございま
す。

で、先ほどお話をありました、今回の長期懇の
提言の中にはあります七五%と申します数字は、こ
れは五十五年改正のときにはじいた数字でござい
ますけれども、平均標準報酬月額が二十万円、そ
の場合の単身者の年金月額が、四十年加入を前提
といたしますと、十五万一千七百五十円になります。
これは二十万円の七五・九%でございます。
恐らくこの数字を例として挙げられたのだと理解
しております。いま申し上げましたように四十年
加入でございます。

で、厚生年金の場合には、恐らく受給者の平均
加入期間が四十年程度になりますのは二十一世紀
になつてからだと思います。したがいまして、現在
在すでに年金をもらつていらっしゃる方あるいは
間もなく受給される方々の問題ではないわけではな
いです。二十一世紀の段階で保険料を負担する
現役の方と年金をもらつて受給者の水準、そのバランス
をとる方がいいんではないかという御意見だ
と私どもは受けとめております。

単に給付と負担ということにく前に、実際に
保険料を負担するそのときの現役の方は、賃金でござ
る現在価格で二十万と、これが平均でございま
す。これで大体夫婦子供二人、四人ぐらい食べて
いるわけでございます。それに対しまして、お年

寄りが一人あるいは二人でどのくらいあればいいか、そのバランスが一番大事だと思います。そういう意味で、この長期懇の提言の中でも現役勤労者の所得水準とのバランスを失してはまずいという立場で書いておられると、そういうふうに受けとめています。

○本岡昭次君 そうすると、いまの話をもつと単純にしますと、二十万円、そして四十年の経過があつて十五万何がしが出た場合に、それは七五・九%ということになるということなんですが、それを六〇%程度と書いてありますから、そうすると、これは単純に二十万円の六〇%で、二、六、十二万円と。現役の標準報酬、いま標準的な賃金をもらっている人は、四十年たてば七五・九%程度になつてくるから、それの六割となると、まあ十二万円というふうに単純に考えていいともいいわけですか。

○政府委員(山口新一郎君) 長期懇の六〇%という考え方をそういう考え方であろうと受けとめております。

○本岡昭次君 はい、わかりました。それに対する意見をここで述べておつても、長期懇の出してある提言ですから、また別のところで論議することにいたしまして、そういうふうに理解をいたしておきます。

それから、ついでと言つては何ですが、同じようく長期懇の中で、「支給要件、給付体系の見直し」ということの中に、これは臨調の答申の中にも入つていた部分だと思いますが、「国民年金」任意加入しなかつた被用者の妻が高齢で離婚した場合など、「年金保障が必ずしも十分でない面がみられる」、そして「今後、婦人を含め国民すべてが後生活において年金が保障される仕組みを検討する必要がある」とか、またその次の段には、「国民年金の任意加入制度の在り方には問題があるので、被用者の妻の年金制度における位置づけ」、こうしたものも考えていくといふにずっと書いてあるんですが、このことは、いままでの年金問題に対する社労委員会の議事録をずっと

見てみますと、事改めて長期懇がここで提言をしないでも、何遍となくここで議論されて、議論のあるたびに厚生大臣は、そのとおりだと思います、解決のために努力しますとか、検討しますとか、いろんな言葉が並べてある、いわゆる大臣答弁の類になるような形なんです。

これはどうなんですかね、長期懇でこんな提言をされること自身が厚生省として恥ずかしいことじゃないかと思うんですね、いまさらという感がするんですね。こんなところでされなくとも、きちんと厚生省として将来、女性の年金権を確保するという基本的な立場というものを考えて、その案はもうきちっとつくられてあるというふうにならなければうそだと思うんですが、その点どうなんですか。これがいまさらながら出てくるということと厚生省の対応です。怠慢だと思うんですね、どうです。

○政府委員(山口新一郎君) 慢怠というおしかりは素直にお受けしたいと思います。

○本岡昭次君 素直に受けただけでは……。

○政府委員(山口新一郎君) それで、長期懇が指摘されましたのは、まだ問題としては残っておりますから指摘をせざるを得なかつたんだろうと理解しております。

この問題は、厚生年金、国民年金の五十五年改正の際にも関係審議会でなおさらには検討しようとされていることで見送られた問題でございます。そもそもは、現在の国民年金法が制定されましたときからの宿題でございます。

お話しのように、特に高齢で離婚された妻の場合等考えますと、非常に問題を残しているわけでござりますが、そういう意味で私どもは、次、五十九年改正を一応事務当局としては目標を立てておりますけれども、その際に何とか解決策を出したいということで、実は昨年の十一月からすでに、社会保険審議会の厚生年金部会でも各項目について懇談会の形で検討を続けていただいておりますが、その中でもこの問題につきまして非常に熱心に御議論をいただいているところでございま

す。

○本岡昭次君 ついでにお尋ねしておきますが、いま長期懇が指摘している、国民年金に任意加入をしていない被用者の妻と言われる人、高齢になって離婚した場合にはもう保険に入るすべがないという立場の人は、どの程度の数おられるわけですか、推定でいいですが。

○政府委員(小林功典君) 現在、昭和五十六年十二月末の数字で申しますと、被用者年金加入者の妻で国民年金に任意加入している方の数、これが七百四十七万人でございます。これが全体の対象世帯の何割を占めるかということにつきましては、その分母になります対象世帯の数がなかなか把握がむずかしいございまして、どうしても推定が入るわけでございますが、大体入っている方が対象世帯の七、八割だろうというふうに言われております。したがって、逆に言うと二、三割が加入していない、こういうことだと思います。

○本岡昭次君 これは早急にひとつ手をかけてくださいということを私もここで要望しておきます。

それでは、もう時間があれませんので次の問題に移ります。残った時間、今回の法律案の中身に具体的に入つてまいります。

この法律案で一番納得のできない部分は、年金が、あるいはまた福祉諸手当が、物価スライドといふことで給付の引き上げが行われておりますが、例年に比べて一ヶ月おくれとなつていることがあります。

私がここで長く申し上げるまでもなく、こうした給付の受給者というのはその給付に対する依存度が非常に高く、生活の中の基本的な収入源となつてゐるものですから、一日も早い改善というものをやつてあげなければならぬと思います。しかし今は一ヶ月物価スライドをおくらしたというところなんですが、一体そのことによつてどの程度の財源が生み出せたのか。また、なぜそういうことをまでしてそうした財源を生み出さなければならなかつたのか。それぞれ年金を受けておられる

方々にかわってその点は厳しく批判を込めて質問

したい、このように思うんです。

○政府委員(山口新一郎君) 五十七年度の物価スライドの問題につきましては、御案内のとおり、昨年の夏、概算要求を出します時点で、初めてゼロシーリングという非常に厳しい制約下の中で予算要求をするということになつたわけでござります。その段階ではあらゆる面でしばられたわけでござりますけれども、年金の物価スライドにつきましても、とりあえず法定どおりのものを要求としては出すという形をとらざるを得なかつたわけでございます。

私はもとしましては、そうは言いましても、厚生省関係だけの年金のスライドの時期が例年よりも遅くなるのは非常におかしいという立場をとりまして、その段階ではまだ公務員の給与の取り扱いも決まっておりませんし、恩給、共済もスライドが未定という形でございましたので、その状態で済んでいたわけでございますが、年末の予算編成におきました、恩給、共済につきまして、公務員給与との関連で例年よりも一ヶ月おくれで年金額の改定を行うということになつたわけでございまして、それにつきましては、それでは厚生年金、国民年金等につきましても法定ではなくて、せめて例年より一ヶ月おくれで同じバランスでスライドをする必要があるということで、当初要求よりは実施時期を早めるということで、ようやく政

府案の中に織り込むことができたわけでござります。

だから、そういう経過からして、ゼロシーリングが出てから一年、そうした基本的な正しい本来あるべき考え方によつていくということはかなり捨ててしまつて、横並びにそれを合わせるだけということでは、一體この社労委員会で何を議論しているのかということにはくはなると思うんであります、というふうな答弁が、たしか去年の五月十二日の会議録を見ますと載つていてるんであります。

○本岡昭次君 オ許しをいただきたい、それで私が許す、というような関係ではないんです。

いま言いましたように、物価スライドというものの持つてゐる意味、これはここで議論する必要はないと思うんです。ただ、それを四月まで持つていいための努力をどうするかということが問題になつてゐる時代において、今度はゼロシーリングからマイナスシーリングになれば、そのところにまたメスが加えられて、「一ヶ月おくれることによって百億円財源的に浮いた」という話ですから、二ヶ月おくらせば二百億、三ヶ月おくらせば三百億というふうに、単純にマイナスシーリングによる五%削れという問題に対する穴埋めを厚生省がここでしよう、ということになれば、これは大変なことだと思うんです。こうした福祉年金、福祉といふような言葉がここに入つてゐる年金、そういうものまでも含めて、一括実施時期をおくらすことについて、厚生省が他の並びの上において唯々諾々と引き受けしていくことはどうして納得できぬ、許せぬことだと思うんです。これから先のことだから御勘弁くださいということ

はできないわけなんです。というのは、それはほのかの関係があるからと、いうふうなレベルだけで話をすれば、あれもこれもこうなつてゐるから厚生省所管の年金もということでは、考えが「歩も出ません」。

考え方が正しい、だからそこへ一步でも二歩でも近づいていく努力をしなければならないという点について厚生省側も異論がないわけです。

ただ問題は、それに対する事務能力がない、対応する事務的能力がないからといふことが前面に出で、当時の厚生大臣も答弁の中で、計算をしていくその能力が不足ということをありますから、それはどうしたら事務能力を高めていくことがであります。そこで厚生省として考えさせてもらいます、というふうな答弁が、たしか去年の五月十二日の会議録を見ますと載つていてるんであります。

○政府委員(山口新一郎君) 来年度の要求につきましては、実はいま会計課を中心省内で鋭意検討をしている最中でございまして、いまの段階ではどうするということまでお答えできる状況にはないのでございまして、お許しをいただきたいと思います。

の意味を込めて、いまこれは言いつ放しておきます。後ほどまた安恒委員の方からやつていただけます。

そこで、去年はゼロシーリングでそなつたところです。後くるんです。いよいよもつて物価スライド四月実施ということから遠のいて、ひょっと

言おうでしょう、ことしはマイナスシーリングと、

後ほどこれは安恒委員が御質問なさると思いますが、去年の年金改正のときの論議を聞いておりますと、物価スライドというものは四月実施といふべきでござりますけれども、年金の物価スライドにつきましても、とりあえず法定どおりのものを要求としては出すという形をとらざるを得なかつたわけでございます。

私はもとしましては、そうは言いましても、厚生省関係だけの年金のスライドの時期が例年よりも遅くなるのは非常におかしいという立場をとりまして、その段階ではまだ公務員の給与の取り扱いも決まっておりませんし、恩給、共済もスライドが未定という形でございましたので、その状態で済んでいたわけでございますが、年末の予算編成におきました、恩給、共済につきまして、公務員給与との関連で例年よりも一ヶ月おくれで年金額の改定を行つたということになつたわけでございまして、それにつきましては、それでは厚生年金、国民年金等につきましても法定ではなくて、せめて例年より一ヶ月おくれで同じバランスでスライドをする必要があるということでありますから、それはどうしたら事務能力を高めていくことがであります。そこで厚生省として考えさせてもらいます、というふうな答弁が、たしか去年の五月十二日の会議録を見ますと載つていてるんであります。

だから、そういう経過からして、ゼロシーリングが出てから一年、そうした基本的な正しい本来あるべき考え方によつていくということはかなり捨ててしまつて、横並びにそれを合わせるだけということでは、一體この社労委員会で何を議論しているのかということにはくはなると思うんであります、というふうな答弁が、たしか去年の五月十二日の会議録を見ますと載つていてるんであります。

○本岡昭次君 一ヶ月おくれ、諸般の事情があるからひとつ納得してくれということですが、納得

ですけれども、大臣、先のことにして、大臣としてのお考はあつてもいいと思いますし、お聞かせいただきたい。

○国務大臣(森下元晴君) スライドの問題と、で

きるだけ四月に近づけるということ、毎年私ども頭を悩ましてきた問題でございます。昨年も実はゼロシーリングということで、概算のときにはかなり先送りにしておったことは事実でございます。それをできるだけ手前を持ってこようと年末のときには努力をいたしました。

それから最後までスライドの問題が、消費者物価指数が五%を割つておったから、特例が認められるかどうかというとの両方の心配がございました。厚生省のサイドとしてはスライドも五%以内でもやりたいと。これは実現したわけでございます。

ただ、時期の問題が完全におっしゃる方向まで持つてこれなかった。結論的には昨年に比べて一ヶ月遅くなつた。当初は、御承知のように、十一月とか十二月とか、また翌年の一月というような三段階で実は組まれておつたわけでござりますけれども、だから努力したんだ、よかつたということは私も申し上げられません。

そういうことで、いまいろいろお話をの中で、私も五十八年度の予算は大変だなと実は思つているわけです。そういうところへしわ寄せがいかないよう、私は五十七年度のスライドの問題、また実施時期の問題等考えました場合に、五十八年度の予算、これからこの月末にかけて詰まっていくわけでございますけれども、その問題、実は一番心配しておることをいま言われたわけでございますから、いまここでこういたしますということを言えないということを年金局長が申し上げたはずだと思ふんです。

そういうことで、私は激励の意味で受け取りまして、一生懸命にがんばつていきたい。ここへしわ寄せをして、ゼロシーリングに数字合わせをするようなことはいたさないよう努力をしたいと、このように実は思つておるわけあります。

○本岡昭次君 それでは最後に大臣に、激励といつよりも、いま言いましたスライドあるいは実施時期等を絶対に後退させないでもらいたいという要請を込めていま申し上げたいんです。

長期懇の答申の中でも次のようなことが書いてあります。これは異例のことじゃないかと思うんですけど、こういうことです。当面の財政的判断だけが先行して、社会保険の果たすべき機能が阻害されてしまうことだと思つてあります。

それもう説んでおられると思うんですが、当面の財政判断だけで先行してといふのは、ゼロシーリングとか、マイナスシーリングとか、いろいろそういうことだと思うんですよ。社会保険の果たすべき機能が阻害されではないと長期懇の答申の中で述べられていますが、これはまさにいま私が質問し、大臣が答弁されている、そういう状況を長期懇が推察をして、社会保険の果たすべき機能が阻害されるようなその状況を絶対つくつてはならぬ。すなわち、それは長期懇自身が社

会保険の果たすべき機能が阻害されつつあるといふ認識を持ったからこそこういう答申をやつたんだと、私はこう思います。

だから絶対にそうしたことと言つておるといふのも、謙虚に反省をしてもらつて、来年度の予算の問題、そしていま審議している一ヶ月おくれのこの問題についても、私はそれでいいと言つてゐるわけじゃないわけで、そのことの抗議も含めて、元に戻しなさいということも含めての発言をしております。再度大臣の発言をいただいて、質問を終わります。

○国務大臣(森下元晴君) 社会保険のあり方については、いま御指摘のように、長期懇の中でも、「社会保険と国家財政」という中で明確に実は書いてございます。いまおっしゃつたように、「今

殺すと、たとえがいいたとえではないかもわかりませんけれども、そういうことを言われておることだろと思つております。

そういう意味で、歳出面のみならず歳入面についても速やかな検討ということ、しわ寄せを社

会保険にすることなしにやらなければいけないといふ意味のことがこの長期懇の重要な部門に書かれています。私も肝に銘じまして、そういうことがないよう、そうして活力ある福祉社会、また福祉によつて国が繁榮するんだという基本的な考え方によつて行政に出していくたい。特に年金問題につきましては、五十九年に大改正をやるということを去年から実はいろいろと答弁でも申し上げております。いろいろな答申も出されておりま

す。いろいろな答申も出されておりまし、從来から作業も進めております。いま御指摘のようないま私が質問し、大臣が答弁されている、そういう状況を長期懇が推察をして、社会保険の果たすべき機能が阻害されるようなその状況を絶対つくつてはならぬ。すなわち、それは長期懇自身が社

の答申の中で述べられていますが、これはまさにいま私が質問し、大臣が答弁されている、そういう状況を長期懇が推察をして、社会保険の果たすべき機能が阻害されるようなその状況を絶対つくつてはならぬ。すなわち、それは長期懇自身のことも十分その大改正の中に加えさせていただきます。よりよきものをつくつておきました。いろいろと答弁でも申し上げまして御答弁とい

ます。いま同僚の本岡委員から年金問題で質問されました。少し補充的に質問をしておきたいと

思ふんです。

○安恒良一君 私も三つの法律を一本に質問をいたしました。それぞれ関係局長なり大臣からお答え願いたいと思います。

まず、いま同僚の本岡委員から年金問題で質問されました。少し補充的に質問をしておきたいと

思ふんです。

最初に、五十四年に年金制度基本構想懇談会が厚生大臣諮問で報告を出しました。それから社会保険制度審議会から「皆年金下の新年金体系が出来ました。それから最近ではいま本岡さんが言われた共済年金制度基本問題研究会、社会保険長期展望懇談会、それから現在社会保険審議会の厚生年金部会で五十九年改正に向けての議論がされてゐると聞いています。こんなにたくさん出て、あなたたちは今後の日本の年金のあり方をどうされようとしているのか。

そこに入る前に、以上申し上げましたもので、厚生年金はいま何を議論しているかということを聞かしてもらえばいいんですが、これらの答申の特徴、違うの点、こういうことについて一遍ちょ

つと答えてみてください。こういうところは共通している、ここが著しく違つてるとか。それをちょっとといま言つたものについて全部ひとつ答えてください。

○政府委員(山口新一郎君) まず、社会保険制度審議会の建議でございます。五十二年の十二月十九日に提言をされているわけでございますが、い

ます。その上に各制度ごとに国庫負担相当分を除いた給付を上乗せをするという考え方でございます。单身は三万円、夫婦で五万円、これが基本年金でございます。その上に各制度ごとに国庫負担相当分を除いた給付を上乗せをするという考え方でございます。

三番目には財源でございます。上乗せの方は保険料でやるわけでございますが、基本年金の分につきましては、現行の国庫負担のほかに新しく新税を設けてこれに充てるという考え方でござります。

それに対しまして、厚生大臣の私的諮問機関でござります。最終報告は五十四年の四月に出されておりますが、これの基本的な組み方といたしましては、まず、先ほどの制度審のようなくらいを基本年金として統一するというのではなくて、各制度の分立を前提としてその不均衡の是正を図るという考え方でございます。組み方としては、その点が一番大きく違つておるわけでございます。

それから長期懇の場合には、ここでは具体的な体系論そのものを出してはおりませんけれども、方向として、いろんな問題を解決するのに、制度が八つに分立していることを前提としてやるので行き詰まるので、制度の一元化など枠組み自体の改革が必要である。そのための本格的検討に着手をしようという言い方をいたしておりまして、その具体的な改革された枠組みをどうする方がいいということまでは触れておられません。

それから共済年金制度基本問題研究会でござい

ますが、これも共済制度全般につきましては、具体的に新しい改革後の体系については何も提言はしておられません。ただ問題点をそれぞれ個別に、給付水準でありますとか、開始年齢の問題等を指摘の問題でありますとか、開始年齢の問題等を指摘をしておられます。国鉄共済の絡みにつきまして、部分的でございますけれども、三公社と公務員の共済年金を統合しろということを提言しておられるわけでございます。

でございますから、体系の枠組みとしましては、制度審が全体としての基本年金構想とプラス上積みという考え方、基本想の方が制度分立のままで格差の是正を図るという考え方、二つやや離れた形でございますが、提言がなされているというふうに理解できるかと思います。

○安恒良一君 私の聞いたことにまだ答えてませんね。

いま社会保険審議会の厚生年金部会が議論を進めていると貢献ですが、それとの関係。

それからその際に、本岡さんも質問しましたが、臨調も出してますね。年金制度の統合について五十八年度までの成案、とりあえず国鉄年金類似制度の統合とか、それから公的年金の段階的統合と年金行政の一元化、これにも出てますね。それをちょっとと説明すると同時に、答えてもらいたいのは、こんなにいろいろもらってどうするんですか、あなたたちは。どういうふうにしていくかとするんですか。たとえば実施の時期でも、臨調は五十八年と言つて、あなたの方は五十九年大改正と、こう言つていてるわけですね。

というのは、私は、年金というのは、全体を一元的に考へないと、あちこち直しどつたら、ますますつじつまが合わなくなると思うんですよ。ですから、こういうふうに同じ厚生大臣の諮問機関でも、年金制度基本懇談会が提案した後、また社会保険長期展望懇談会にお願いをしてくる。そしてそれが出了。一方、あなたたちは、今度は社会保険審議会の厚生年金部会で大改正についてまた議論しておる。そしてある程度建議的なものはもらつて、諮問はまた改めてやる。総理の

諮問機関があるわ、厚生大臣の諮問機関はあるわ、大蔵大臣の諮問機関も——まあ共済年金は必ずしも大蔵大臣じゃないんですけど、大蔵省を中心にしてやりましたね。しかもやっていることは皆、年金なんですよ。ですから、どういうふうに今後さをしておられます。

國鉄共済の絡みにつきましては、

三公社と公務員の共済年金を統合しろ

ということを提言しておられるわけでございます。

でございますから、体系の枠組みとしましては、制度審が全体としての基本年金構想とプラス上積みという考え方、基本想の方が制度分立のままで格差の是正を図るという考え方、二つやや離れた形でございますが、提言がなされているといふうに理解できるかと思います。

○安恒良一君 私の聞いたことにまだ答えてませんね。

いま社会保険審議会の厚生年金部会が議論を進めていると貢献ですが、それとの関係。

それからその際に、本岡さんも質問しましたが、臨調も出してますね。年金制度の統合について五十八年度までの成案、とりあえず国鉄年金類似制度の統合とか、それから公的年金の段階的統合と年金行政の一元化、これにも出てますね。それをちょっとと説明すると同時に、答えてもらいたいのは、こんなにいろいろもらってどうするんですか、あなたたちは。どういうふうにしていくかとするんですか。たとえば実施の時期でも、臨調は五十八年と言つて、あなたの方は五十九年大改正と、こう言つていてるわけですね。

というのは、私は、年金というのは、全体を一

元的に考へないと、あちこち直しどつたら、

ますますつじつまが合わなくなると思うんですよ。ですから、こういうふうに同じ厚生大臣の諮

問機関でも、年金制度基本懇談会が提案した後、

また社会保険長期展望懇談会にお願いをしてくる。そしてそれが出了。一方、あなたたちは、今度は社会保険審議会の厚生年金部会で大改正についてまた議論しておる。そしてある程度建議的なものはもらつて、諮問はまた改めてやる。総理の

私は、年金というのは国民皆年金ですから、どこかで一本に年金全体をどうするかということを考えていかないと。それだけ大臣が諮問機関をつくつてもらっちゃって、そしてしかもその結論の中身がかなり、いまあなたがおっしゃったように、違ひが相当あるわけですね。そして質問されると、いや、年金はおれのところ、厚生省が中心だと大臣胸張つているけどね、胸張つただけじゃだめなんですよ。大体どうしようとされるんでですか。

一つ聞いておきたいのは、私は臨調の答申に余り賛成しないんですけど、年金を一元的にやるために年金担当大臣をつくるというところにはぼくは賛成なんですよ。私はもう前々から、予算委員会で、年金担当の官庁をつくれ、大臣をつくれ、そしてそこですべての年金を一元的に集めて議論しない限り、ばらばらで各省がやっておったんじや、いつまでもどうにもなりませんよと。国民年金はあなたの方で——これも審議会が提言している、きょう。国民年金審議会が提案する。

厚生省だから、厚生年金だけの方で大改正を五十九年やると、またつじつまが合わなくなるんですよ、ほかのやつと。年金というのはつじつまを合わせるためには年限がかかりますね。

たとえばいま厚生年金の支給開始年齢は六十年からになつてている。國家公務員、地方公務員や三公社五現業は、五十五歳を二十年かけて六十歳にまであります。五十九年大改正をやるんだ、進めているんだけど。それは厚生年金でしよう、五十九年大改正というのは。一方、国鉄共済年金は五十八年にやら、もうここまで来ると、だれか責任担当大臣

度。だから、私があなたたちに聞いたのは、共通点は何ですか、違う点は何ですかと聞いておる。あなたは違う点だけ言つておる。共通点は何にありますか。たとえば給付水準をどうしようとするのか、スライド制をどうしようとするのか、いろんなことがあるでしょう。それらを含めて、するつた。そしてそれを受けて、國務大臣の一人として、大臣、あなたたちはどうされようとするんですか。

だから、私があなたたちに聞いたのは、共通点は何ですか、違う点は何ですかと聞いておる。あなたたちは違う点だけ言つておる。共通点は何にありますか。たとえば給付水準をどうしようとするのか、スライド制をどうしようとするのか、いろんなことがあります。それらを含めて、するつた。そしてそれを受けて、國務大臣の一人として、大臣、あなたたちはどうされようとするんですか。

だから、私があなたたちに聞いたのは、共通点は何ですか、違う点は何ですかと聞いておる。あなたたちは違う点だけ言つておる。共通点は何にありますか。たとえば給付水準をどうしようとするのか、スライド制をどうしようとするのか、いろんなことがあります。それらを含めて、するつた。そしてそれを受けて、國務大臣の一人として、大臣、あなたたちはどうされようとするんですか。

だから、私があなたたちに聞いたのは、共通点は何にありますか。たとえば給付水準をどうしようとするのか、スライド制をどうしようとするのか、いろんなことがあります。それらを含めて、するつた。そしてそれを受けて、國務大臣の一人として、大臣、あなたたちはどうされようとするんですか。

だから、私は、年金関係で一番お聞きしたいのは、ここまでくると、内閣の中で年金担当は、あるものは厚生大臣、あるものは大蔵大臣、あるものは運輸大臣が所管されていますね、その他。それを、総理を交えて、どういうふうにしていくかといふことを国民にお示しにならないと、提案されたやつのそこのだけちょっとつまみ食いしてやります。ですから、そちらの問題を含めて私はお聞きをしているわけです。

だから、私は、年金関係で一番お聞きしたいのは、ここまでくると、内閣の中で年金担当は、あるものは厚生大臣、あるものは大蔵大臣、あるものは運輸大臣が所管されていますね、その他。それを、総理を交えて、どういうふうにしていくかといふことを国民にお示しにならないと、提案されたやつのそこのだけちょっとつまみ食いしてやります。ですから、そちらの問題を含めて私はお聞きをしているわけです。

だから、私は、年金関係で一番お聞きしたいのは、ここまでくると、内閣の中で年金担当は、あるものは厚生大臣、あるものは大蔵大臣、あるものは運輸大臣が所管されていますね、その他。それを、総理を交えて、どういうふうにしていくかといふことを国民にお示しにならないと、提案されたやつのそこのだけちょっとつまみ食いしてやります。ですから、そちらの問題を含めて私はお聞きをしているわけです。

だから、必ずしも私はそれを一年、二年急ぐ必要はないと思うんです。余り急ぐとつじつま合わないで、そこをひとつ聞かしてください。

たとえばどういうふうに統合してやるとか、こ

うしようとするのですか、鈴木内閣として、年金問題は。

○国務大臣(森下元晴君) おっしゃるよう非常にむずかしい問題でございますけれども、ここらあたりでびしつと一つのその方向を示さないといふが、もうぎりぎりの段階になつておるよう私自身も思つております。厚生大臣としてはやはり厚生省を中心にして物を考えたい、また考えなくてはいけないというようなこともございますけれども、鈴木内閣の閣僚として、将来の各省庁にわたる年金、共済問題をどうすることが一番いいのか。そのため臨調答申というものが出来て、これに政治生命をかけて取り組もうという鈴木総理大臣初め、鈴木内閣の姿勢でございますし、その中には当然年金問題も入るわけでございます。

まだ臨調が正式に発表されておらないというようなことに逃げ込むわけでもございませんけれども、一応全貌もある程度出てきておりますし、いまおっしゃつたような方向で——本当に私も、審議会とか懇談会とかたくさんあり過ぎて、内容的に理解できておらない点も実はたくさんあるわけですが、ただ、すべてに共通する問題は、これらあたりで意思統一をしていかないと、結局は老後の幸せのために一生懸命掛金をして、二十年、三十代の方でもそのために給料の中から引かれておる、そういうことを考えました場合に、これは将来の問題といえども今日の問題である、そういうふうに実は理解をしております。

そういうことで、まず年金は将来いかにあるべきか。たとえば公的年金、いわゆる中核としてこれをどの程度の割合で持つか、またそれに企業年金をどういう割合で持つか、またそれに、いわゆる個人年金という問題も最近出てきておりますけれども、そういう問題を加味していくのが、公的年金一本でいくのがいいのか。先ほども御質問が本岡議員からございましたけれども、いわゆる高福祉高負担につながるような方向でいいのかどうだろうか。最終時の給料の六割にするのがいいのか、七割五分にするのがいいのか。そのため

には掛け金がかなり高くなるというようなことも踏まえて、ここらあたりで先進国でやった國々の実例もありでびしつと一つのその方向を示さないといふが、もうぎりぎりの段階になつておるよう私自身も思つております。厚生大臣としては、ただそれとも、鈴木内閣の閣僚として、将来の各省庁にわたる年金、共済問題をどうすることが一番いいのか。そのため臨調答申というものが出来て、これに政治生命をかけて取り組もうという鈴木総理大臣初め、鈴木内閣の姿勢でございますし、その中には当然年金問題も入るわけでございます。

○安恒良一君 どうも抽象的でわかりませんから重ねて聞きます。

厚生年金を中心年に金部会で五十九年度のいま大改正に取り組まれているらしいんですが、そこでこの一つだけでもどう整理をするんですか。社会保障制度審議会が出している皆年金下の新年金体系は、基礎年金構想にいわゆる二階建てなんですよ。私ども社会党はその二階建て構想を是認をしながら、最近とみに盛んになつてある企業年金ということで、三階建て年金構想をきちっと出しているんですよ。ところが、厚生省の年金制度基本懇談会は基礎年金構想をとつてないわけですね。いま八つにばらばらに分かれておつていて、この機会を外しまして、とりあえず厚生年金八九年改正でやつておく、一方、臨調の方は五十九年といつて、またその次の段階というのはないで、こんな問題は。

そうしますと、国民皆年金下における基本的なあり方として、国民共通の基礎年金をとつて、その上に職能別といいますか、厚生年金とか共済とか、こういう二階建てをしていくのかとか、もし

なれば進みようがないでしょう。

ただ、年金にはそれぞれの歴史がある。その歴史を踏まえながらどうしていこうとするのか。そ

れにはどうしても一つの結論を出さなきやならぬのは、基本年金構想でいくのかどうか、それとも各制度分立のままやつていくのか、この違い。

それからいま一つは、それに伴う財源についての考え方方が違いますね。保険でいくのか、いわゆる基礎年金構想的なところは新しい財政として税金によつて賄うのか、こういうところも、これは大

きい違いですから、そこらが議論をされて一本になつていかないとどうにもならぬと思いますが、そこらはどうしますか。

○政府委員(山口新一郎君) ただいま安恒先生が

お話をありました点はもうそのとおりでござい

ます。私ども、私どもが具体的な案をお示しを

して、さらに御議論をいたくといふことにしな

ければ、年金の議論はこれ以上は進まないとい

一人一年金問題、これもずっと議論されてきていたことでしょう。こういう問題について、いま五

ままであります、それならば、いま私が聞いたと

ころだけでもうしようと思われているんです

か、厚生省としては。どの構想をおとりになるん

ですか。いろんな提案がたくさんありますね。た

めに、その中心である厚生省自体が、年金のあり方

についてどういう考え方を持っているかということ

は、その中心である厚生省などとおっしゃる以上

何といつても年金は、各省に分かれているが、中

心は厚生省などと、こうおっしゃるわけです。

それで、私はこういった考え方を持っています

から、厚生省としては、どういうふうに思います。

まあ、ばらばらではいかぬ、統合の方向にいかなきやな

らぬということについて、だれしもそこまではい

い。じゃその統合の仕方についてはどうか。一つ

を迎えて、いまのような八つの制度が分立をし

ばらばらではいかぬ、統合の方向にいかなきやな

らぬということについて、だれしもそこまではい

ます。そこで、私が聞きたいことは、社会保障審議会

をされているのか。また、あなたたち自体はどう

いうことをお持ちなのか。こういうことを聞く

と、いや、それは審議会の答申を待ましてと、

大改正に取り組まれているらしいんですが、そこ

でこの一つだけでもどう整理をするんですか。社

会の答申を待ってなんて、そんな逃げ腰じやだめ

です。大臣、年金局長、私はこういう考え方を持

りますというの、もうここまで来て、なけり

をきつとこの際聞かしてください。それは審議

会の答申を得てそれから考え方ますなど

といふかけた答弁をしたら、ようそれで務まり

ますかということが返つてくるわけです。いろい

ろのことがたくさん今日まで提言をされています

から、あなたたちは、この五十九年改正なら五

九年改正に向けてどういうふうにしようとして

いるのか、そのところ、一番基本になるところで

すね。いま八つにばらばらに分かれておつていい

とか、給付に格差があつていいとか、だれしもそ

ういうふうに思つていいとか、だれしもそ

ういうふうに思つ

ふうに考えております。

で、もちろん私が個人的にそれなりのものをいろいろと考えたものがござりますけれども、年金局長の立場として公表するには、まだその機会に至つておりませんので、きょうの段階ではお許しをいただきたいと思います。

○安恒良一君 そんなことでやつとて間に合わないんじゃないですか。臨調の方は五十八年度、総理も、年内着手をしたい、國鐵の改革と年金の改革は年内着手、こう言つてゐるんですよ、総理も。そして、いま聞いたら、いや、私は個人的に持つてますけれども、年金局長としてはきょうのところは御勘弁願いますなんて、そんなあんた逃げとつて何ができますか、あんた。年内着手と言つてゐるんですよ。それはそれでやつとてもらえばいいんだということじやないんですよ。片方が進んでくると、それは厚生年金や国民年金にも影響があることなんですよ。そうすると、厚生省としては、年内着手されるに当たつて、日本の年金のあり方は、中心担当省の厚生省としては、こういうふうに制度的には思ひます、財源的にはこういうふうに思ひます、もししくは、整理統合するならば、そのカタゴリーとしては、このような過程を踏んでやつていくべきぢやないですかといふことを出さなきや、おれたちは中心だ中心だと言つても、また横へのけられますよ、あなたたちは。

いま聞いて、きょうはまだ言えませんといふん

じゃ——きょうは言えなかつたらいつどろ言える

の、山口さん。きょうは言えぬというなら、きよ

うはこれより聞いたてしようがない。いつどろ

になつたらそれは言えるんですか。それを聞かし

てくださいよ。片一方は年内着手と言つてゐるんだからね。いつどろになつたらそれは言えるですか、きょうは言えないと。うなら。

○政府委員(山口新一郎君) 着手という意味で

は、私どもは昨年の十一月からすでに着手をして

いるわけでございます。厚生年金部会の各項目

の、第一ラウンドと申しますか、その検討が一応

いまのところ十月で一わたりする予定でございま

すが、その段階で、それまでに出ました御意見も踏まえまして、私どもから具体的に幾つかの案をお示ししながら、さらに二回目の議論をしていた

だくということでお話をございます。したが

申しますと、秋には具体的な案を公表できる段階

になるということござります。

○安恒良一君 それじゃ、これ以上、私、時間も

つたないですから、十月ごろには具体的な案をお

示しになるということをしかと承つておきます。

十月といったらすぐ来ますからね、いま八月です

から。そしてまた、そのころになると臨時国会が開かれますから、そのときになつてまたしばらく

なんて言わないように。というのは、いま私が申

し上げたような、中心省に座るなら座るという意

味で、やはり中心省としての抜本的なきちっとし

た考え方を持たなきいかぬと思う。

それから、大臣、あなたお答えにならなかつた

んですが、年金大臣をつくるということは、年金

業務を何も厚生省からとっぱなすと言つてゐるわけ

じゃないですよ。どこかに全部一元化して議論し

なきやならぬところに來てゐるだらう。まさにそ

の点は臨調の指摘は正しいと思ひますが、それはどう思いますか。

考えておりませんので、非常に大事であるとい

う意味にとつております。

○安恒良一君 私が今まで予算委員会なりこの

委員会で何回も言つたときは、各省庁の事務次官

をもつた年金の横の連絡会議とか、いろんなこと

を何回も答弁されてゐるわけですよ。ところが、

そんなものは一つも進んでいないんですよ。それ

は大臣は兼務があるかどうかわかりませんが、ま

ず年金を一つの大臣のもとに皆集めなきやだめな

ことですよ。それから事務機構も一つに集めない

とあるものは総理府がやつてゐる。あるものは

大蔵省が担当している。あるものは運輸省が担当

している。こんなふうに今日の年金がばらばらに

なつてゐるんですから、私は少なくとも年金問題

については責任大臣——何も新大臣をつくる、つ

くらぬは別の問題ですから、厚生大臣なら厚生大

臣のところに全部集めるという方法もあるでしょ

う。大蔵大臣が全部兼務するという方法があるか

もわかりませんが、私は厚生大臣なら厚生大臣が

もわかりませんが、私は厚生大臣なら厚生大臣が

全部権限を持つてほしいと思うんです。そして事務

は全部そこで一元化する。でないと、それぞれ省

別にやつておつたのは、これはいつまでもうま

くないかい。それを単に事務次官クラスの横に省

別の連絡会議とか担当局長の連絡会議をつくつて

やりますと言つたつて、もう言つて何年にもなる

けれども、何一つ進んでいないです。

ですから、そういうような強力な年金問題を中

心に担当する大臣と、そのもとににおける統合され

た事務機構というのがない限り、なかなか今

思ひます。省庁の統合の時期でもござります

けれども、何一つ進んでいないです。

○國務大臣(森下元晴君) 年金大臣を具体的につ

くるという意味よりも、私は年金大臣をいわゆる

専業、専門としてつくるぐらゐ力を入れなくては

いけないという意味でそういう話が出たんだろう

と思います。省庁の統合の時期でもござります

けれども、何一つ進んでいないです。

○國務大臣(森下元晴君) 同感でございます。

○安恒良一君 それじゃ、この問題はそれぐらい

にしまして、ひとつ次期、十月には、いま申し上

げたようなわが国の進むべき年金のあり方とい

うものについての問題の提言と、それから当面、五

十九年改正でこれはこうするとか、それから五十

八年度に共済等をやるなら、それを横並びにこうするということを、ぜひ国民の期待にこたえたことを発表していただきたいということを申し上げておきます。

次は、これも本岡さんが主として年金の角度からスライドを言わましたが、私は戦傷病者戦没者遺族等援護法、これも一ヶ月おくれてありますし、それから原爆被爆者に対する特別措置に関する法律の中にもとの関係がありますね。この三つ

とも、いままでと違つて物価スライドないし、そ

れから中には賃金スライドもありますが、なぜ一

ヵ月おくれているのか、私は理由がわからない

わけです。私は衆議院の議事録を読んでいますか

ら、ダブつた答弁は要らないんです。

あなたたちから言うと、いろいろなもの横並

びとかゼロシーリングとか、こう言われますが、

私はなぜわからぬかということを申し上げます

から、ダブつた答弁は要らないんです。

あなたたちから言うと、いろいろなもの横並

びとかゼロシーリングとか、こう言われますが、

私はなぜわからぬかということを申し上げます

から、ダブつた答弁は要らないんです。

法律の中にもとの関係がありますね。この三つ

とも、いままでと違つて物価スライドないし、そ

れから中には賃金スライドもありますが、なぜ一

ヵ月おくれているのか、私は理由がわからない

わけです。私は衆議院の議事録を読んでいますか

ら、ダブつた答弁は要らないんです。

あなたたちから言うと、いろいろなもの横並

びとかゼロシーリングとか、こう言われますが、

私はなぜわからぬかということを申し上げます

から、ダブつた答弁は要らないんです。

あなたたちから言うと、いろいろなもの横並

びとかゼロシーリングとか、こう言われますが、

私はなぜわからぬかということを申し上げます

から、ダブつた答弁は要らないんです。

あなたたちから言うと、いろいろなもの横並

びとかゼロシーリングとか、こう言われますが、

私はなぜわからぬかということを申し上げます

から、ダブつた答弁は要らないんです。

あなたたちから言うと、いろいろの

ものが、国家財政が赤字だからとか、もし

うのですね。国家補償法に基づいてこれがやら

れていますね。それから原水爆は国家補償法とまで

いきません。私たちは国家補償と言いたいところ

の法律は国家補償でしょう、社会保障以上の重要

なものです。国家補償法に基づいてこれがやら

れていますね。それから原水爆は国家補償法とまで

いきません。私たちは国家補償と言いたいところ

の法律は国家補償でしょう、社会保障以上の重要

なものです。国家補償法に基づいてこれがやら

れていますね。それから原水爆は国家補償法とまで

いきません。私たちは国家補償と言いたいところ

の法律は国家補償でしょう、社会保障上の重要

なものです。国家補償法に基づいてこれがやら

れていますね。それから原水爆は国家補償法とまで

これが拍手喝采しますか。するはずなんかないじやないですか。同じ厚生省の中でも大なたをふるうべきところは大なたをふるう。それから厚生省だけできなければ、国全体の予算の中で大なたをふるわなければならぬところは、私は幾らでもありますよ。

問題であるとか、陸海軍看護婦さんの問題であるとか、少しづつ個々に改正をしてきたことは事実であります。しかし、大臣、これも一漏ひとつ抜本的にどこかで検討委員会をつくって洗われたらどうかと思ふんですね。その都度その都度持ち込まれたやつを少しづつ手直しをしてきているわけですね。

しかし、いま申し上げたたとえば韓国の方々で

それからすでに一部これは裁判にもなっていま
すね。元台灣の兵隊の方の裁判、一部判決が出
た。こういう問題がありますから、これも一遍こ
こらで、幸い臨調の行政改革ということで、いま
までの積年の問題を全部洗おうというときに来て
いますから、この際、大臣が閣議等で御発言くだ
され、どこが担当することになるかわかりませ
んが、これらの問題を全部一遍洗つてみる。洗つ
と

議論してもらいたいと思いますが、その点大臣がががでしようか。

いいるところでしょう、五十八年度予算。それぐら
いの考え方をきちっとしてひとつ言うてみてくだ
さい。来年度のこれらの問題についての考えは、
少なくとも全力を挙げてこういうふうにしますと
いう考え方。どうですか、大臣。

○國務大臣(森下元晴君) 御趣旨ごもつともでござ
いまして、私どもも五十八年度予算を通じまし
て全力を挙げることを申し上げたいと思います。
これから問題でございますが、一生懸命やらし
ていただきます。

○安恒良一君 それじゃ、大臣だけではなくて、大
臣が代表されていますから、関係局長も体を張っ
て全力を挙げて、削つてならないこういうところ
については削らぬようにならねばと。5%マイナ
スシーリングであつても、そしてむしろ国家財政

あるとか、そういう方々はもともと日本国民であつたことと、そういうことが一つの大きな足かせになつていていますね。それから現在これを受ける場合、本人なり遺族が日本国民でないと受けられぬといふ。これはもう衆議院の議論にもありますね。

これはわかりやすい例を私は一つ挙げたんです
が、そういうふうに軍人、軍属、それから連軍
属、被爆者、それから一般国民ですね、それから
いま言つたような、現在ではそれぞれ他国籍をお
持ちになつていますが、当時はわが国の国籍を持
ち、もしくはわが国に徴用で来られたという、も
しくはそういうことで国家権力によつて動員され
て来られて、いろいろ不幸にも亡くなられた方々、
またそれらの遺族の方々があると、こういうもの
をどうするかという議論をしないといふ。

たとえば原子爆弾被爆者に対する特別措置法についても、国家補償なのか社会保障なのかといふ大論争をずっと続けてきているわけですね。そしてだんだん国家補償的なことの発言を強められています。園田厚生大臣なんかはかなり前向きです。それからあなたが衆議院で議論されたものを見ましても、あなたもかなり前向きで、これらの問題については国家補償的な要素を持たなきやならぬということをあなたの自身も言われているわけですから、そういうことだったら、ただ単に社会労働委員会のやりとりだけに終わらせるんじやなくして、閣議あたりで十分議論されて、何人かの大臣に關係することありますから、どこかがこれ引き受け、たとえば総理府が引き受けることを

御承知のように、内閣の総理府の方に、わずかであります。それから台湾の日本人の問題、それから韓国人の問題、おる韓国の方々、たくさん違った内容でこの戦による犠牲者の姿がまた浮かび上がってきておます。

はございますけれども、調査費をつけまして、ういう問題を検討しようじゃないか、ただ気安いだけではなくしやろうじゃないかといふ方向には、実は今回の五百万円の予算がついたといふことは、実は今回、まあ五百万円で果たしうになつておりまして、できるかどうかはわかりませんけれども、もう少し強力に、私も援護局を持つ厚生省の大臣として、積極的に早くやろうじゃないかということと、閻僚の一人として、今後、より一層発言の機

が非常にむづかしいときですか、あるべき姿に向けて一步一步近づけていくと、こういうお約束をいただいたと思ってここは承っておきます。

じゃ、次に参りますが、次は、これもこの三法に關係をしてくるんですが、大臣も衆議院で大分答弁されていますが、軍人に対する扱い、軍属に対する扱い、進軍屬に対する扱い、それから被爆者、それから一般国民の戦傷病者ですね、これは私どもはきょう提案を議員立法で出したんですね

になるのかどうかわかりませんか。一遍全部を洗い直して、そして現行はこうなつてある、問題点がここにある、それからこれから救済をしなきやならぬ人はこういうふうにあるんだ、しかしあが国の財政上、今日はここまでだと、そういうことをしないと、委員会論議も毎年毎年ぐるぐる回るばかり。私は毎年の議事録を読んでそう思うわけです。ですから私は、幸い森下厚生大臣、こういう問

安恒良一君 同僚委員が、私どもの議員立法案を可決を得るし、また実行のために全力を擧げていよいよ、このように申し上げます。

が、それからそのほかに今度は昔は日本の軍人、軍属であったとか、準軍属であったとか、もしくは徴用でおいでになつておった北朝鮮人民共和国や韓國の方々や台灣の方々ですね。こういう問題がたくさんあるわけです。

もちろんこの委員会の中でも、たとえば日赤看護婦さんの問題であるとか、満蒙少年開拓義勇軍の

しておいたらしいな、と思ふんですよ。もうこれ
もここらへ一遍すべてをやはり洗い直してみる。
でなければ、一応その軍人軍属のところであつた
ときには、関係大臣が集まつて、これで戦後は終わ
つたと、こう言つていますが、終わつたと言ひな
がら、その後国会で次から次に修正してきている
んですから、追加してきているわけですね。

題についてでは、議事録を読みましたときますと、自分自身の人生経験の中からも、一遍こういふものを洗い直さなきやならないのだというお気持ちが、衆議院におけるやりとりの中にじみ出でていますから、こういうことを聞くのですが、大臣が社労委員会だけで御答弁されるんじゃなくて、閣議あたりでこれをどうしようとするのか一遍せが、とと属き

すでに早く敵軍輸出者全員を糾結して一つの組織としていたとした法律をつくっているわけですよね。私はなぜそれが必要かというと、最初は軍人運賃をつくって、それからずっと広げていきました。接ぎ木に接ぎ木を足したようで、救われたことは悪いことじゃないと思いますが、しかし運賃は盛んで声の大きいところは早目に救済されるは

第七部 社会労働委員会會議録第十七号

れども、後から後から声が小さいのが出てくる、そして救済の中身は悪くなる。一方、救済を受けるべき人が老齢化をして亡くなつてくる。こういう現状が続いているわけでしょう。ですから、声が大きいとか、圧力団体とか、どこの政党に泣きついてやれるところはやつたということじゃ、不公平だと思うんですよ。

だから、そういう意味から言うと、大臣も問題点は全部認識されているわけですから、一遍この際、それらの問題を全部洗いざらい調査すべきものは調査するし、中身の中から問題点を拾い出すからやつていく、こうあるべきだ。それと財政事務との間にらみの中でやつていかないと。今日のようないふうに財政事情が悪くなつてまいりますと、それは中心になって一部救済とかやつていきますと、ますます繋ぎはぎだらけになると思つてます。私は繋ぎはぎだらけで不公平があつてはいけないと思うんです、こういうものは。

そういう意味から言うと、この際は、五百万か何ばかり予算をつけられたそうですが、私はもう一遍ひとつぜひ大臣の方から——この中でかなり厚生省にかかる問題もたくさんあるわけです。問題点はいま大臣が全部もう拾い上げられました。問題点については、私とあなたにはこれからやらなきやならぬ問題については共通認識があるわけです。私は、軍人、軍属、準軍属、被爆者、それから一般国民、それからかつて日本国民の国籍を持つた方と、こういうふうに大きく挙げましたけれども、そのほかに中国の孤児の問題もあれば、国民の中でもシベリア抑留の問題もいろいろ出ていますから、そして声の大きいところだけ、何か超党派で動きがつくられる、何とかの会、何とかの会ですね。これじゃいけませんので、ぜひ大臣、そういう点についてあれしてもらいたいといふことで、大臣、前向きに取り組むということをこれは重ねて要望しておきます。

私は、今日米ソのどまるところを知らない軍

拡競争の中で、草の根運動としていわゆる非核問題、これが世界的に非常に大きく高まつていて

東京における集会、それから総理みずからが国連軍縮総会に行かれて問題等から考えますと、全体を横並びに見てもらうことは必要なものであります

が、その中ですでに何回となく議論をしてきておりますところの原子爆弾の問題ですね。これも国会の論議を通じて国際法違反であるということには、ほぼ共通の認識を得ることになりました。そ

うしますと、これを国家補償的というこの「的」のところを取るためにには援護法の制定と、たとえば広島における二十五万人集会の中で援護法問題

というものが非常に大きい問題になりました。恐らくこのところを取るためにには援護法の制定と、たとえば広島においての二十九万人集会の中で援護法問題

というものが非常に大きい問題になりました。恐らくこのところを取るためにには援護法の制定と、たとえば広島においての二十九万人集会の中で援護法問題

というものが非常に大きい問題になりました。恐らくこのところを取るためにには援護法の制定と、たとえば広島においての二十九万人集会の中で援護法問題

というものが非常に大きい問題になりました。恐らくこのところを取るためにには援護法の制定と、たとえば広島においての二十九万人集会の中で援護法問題

というものが非常に大きい問題になりました。恐らくこのところを取るためにには援護法の制定と、たとえば広島においての二十九万人集会の中で援護法問題

というものが非常に大きい問題になりました。恐らくこのところを取るためにには援護法の制定と、たとえば広島においての二十九万人集会の中で援護法問題

というものが非常に大きい問題になりました。恐らくこのところを取るためにには援護法の制定と、たとえば広島においての二十九万人集会の中で援護法問題

というものが非常に大きい問題になりました。恐らくこのところを取るためにには援護法の制定と、たとえば広島においての二十九万人集会の中で援護法問題

というものが非常に大きい問題になりました。恐らくこのところを取るためにには援護法の制定と、たとえば広島においての二十九万人集会の中で援護法問題

し進められますか、そこのところだけ聞かしてください。

○國務大臣(森下元晴君) 國田大臣が前向きの答弁をされたことは私も聞いております。なお、歴代の大臣も一応理解を示す答弁はしております。

しかし、人類史上初めての原子爆弾による被爆、非常に痛ましい、国際法上から見ても非人道的で許されるべき方法手段ではない、幾ら平和を回復し戦争を終結するためとはい、原子爆弾による攻撃、しかも、いわゆる軍隊でない一般の方まで大きな犠牲を受けたわけでございますから、私自身もそういうふうに考えますけれども、いまここでそのとおり、援護法の適用また援護法を制定いたしますという御答弁については、まだしばらく私は保留をさせていただきたい、なお検討をいたしたいということでござります。

○安恒良一君 いま言えない、まあしばらく検討されてください。中身を言わなければわかりませんが、これも時間とつてはいけませんので、それじ

が、いつも問題も含めて、だんだん明らかになりますか、いまのところは、どうしてもいまは言えません。後へ後へと送つておつたんじや、ますます矛

盾を深めていくし、国民はそういうものについても解決しない、戦傷病者も解決しない、それから元日本兵であつた方の第三國の方々の問題も解決

をしない、シベリア抑留者の方々も横並び横並びでありますから、それでどうも、それが國民はわかつてもらえると思うんです。

ところが、逃げておつてはいけません。いつまでも横並び横並びと言ひながら、原水爆の援護法も解決しない、戦傷病者も解決しない、それから元日本兵であつた方の第三國の方々の問題も解決

をしない、シベリア抑留者の方々も横並び横並びでありますから、それでどうも、それが國民はわかつてもらえると思うんです。

一般国民が本土決戦という中で大空襲を受けた、沖縄なら沖縄の決戦、それから本土において東京を初め大爆撃を受けた、そして被害を受けられたということは、もうこれは明らかになつてゐるわけありますから、少なくともまず取つかかれてきたものはできるだけ早目にびしつとしているところはやる。

一般国民が本土決戦という中で大空襲を受けた、沖縄なら沖縄の決戦、それから本土において東京を初め大爆撃を受けた、そして被害を受けられたということは、もうこれは明らかになつてゐるわけありますから、少なくともまず取つかかれてきたものはできるだけ早目にびしつとしているところはやる。

そんなことを言いますと、そんなことは當時一億皆受けているじゃないかと言うけれども、私たちちはそれ何も一億と言つてゐるわけじゃない。そ

こで傷つがれたとか亡くなつたとか、そういうふうなことを言つてはいけないというふうに思つてゐるわけですから、ですからそれをお使いになるわけです

今度は調査費がついたと言つてはいけません。

全部を洗い直すと、早急に。そしてあるべき姿と

いうものをきちっと出す。そしてそれを実行するときに、一遍に実行できることと、場合によれば段階を経なきやならぬこともあります。それがそれなりで明示をすれば、私は國民はわかつてもらえると思うんです。

全部を洗い直すと、早急に。そしてあるべき姿と

いうものをきちっと出す。そしてそれを実行するときに、一遍に実行できることと、場合によれば段階を経なきやならぬこともあります。それがそれなりで明示をすれば、私は國民はわかつてもらえると思うんです。

全部を洗い直すと、早急に。そしてあるべき姿と

いうものをきちっと出す。そしてそれを実行するときに、一遍に実行できることと、場合によれば段階を経なきやならぬこともあります。それがそれなりで明示をすれば、私は國民はわかつてもらえると思うんです。

全部を洗い直すと、早急に。そしてあるべき姿と

いうものをきちっと出す。そしてそれを実行するときに、一遍に実行できることと、場合によれば段階を経なきやならぬこともあります。それがそれなりで明示をすれば、私は國民はわかつてもらえると思うんです。

全部を洗い直すと、早急に。そしてあるべき姿と

いうものをきちっと出す。そしてそれを実行するときに、一遍に実行できることと、場合によれば段階を経なきやならぬこともあります。それがそれなりで明示をすれば、私は國民はわかつてもらえると思うんです。

全部を洗い直すと、早急に。そしてあるべき姿と

いうものをきちっと出す。そしてそれを実行するときに、一遍に実行できることと、場合によれば段階を経なきやならぬこともあります。それがそれなりで明示をすれば、私は國民はわかつてもらえると思うんです。

全部を洗い直すと、早急に。そしてあるべき姿と

こうした中国側の要請にこたえるため、政府は扶養費貸付金制度、これを検討中と聞きます。まことに御説明いただきたいと思います。

○國務大臣(森下元晴君) 中国残留孤児の問題につきましては、これも大きな戦後処理問題の一つでございますし、また中国政府の御厚意にこたえ

るために非常に大切な問題でございます。また日本自身の信頼を諸外国に啓蒙するためにも非常に大事な問題である。いわゆる人道的な問題、外交的な問題すべてを含んだこれは大切な問題であります。

そういうことで、ことしの春はずいぶんこの孤児の問題で新聞紙上をにぎわしたわけでございますけれども、その後いろいろ養父母等に対する扶養の問題が出てまいりました。これは当然のことではあります。孤児が日本に帰つてくる。後に子供さんが残される。また養つていただいたお父さんお母さんが残される。一人の孤児のために多くの手を頼りにしておった方々が残される。悲劇が悲劇を生むということをございまして、これまでやらないと本当の解決にならないということがあります。

そういうことで、帰国した孤児が中国に残してしまった養父母の扶養等の問題については、基本的に孤児と養父母の間の個人的な問題でございますけれども、孤児及び日本の親族が自力で扶養費等を支払うことが困難な場合、世帯更生資金制度がございまして、これを活用しよう、そして必要な資金を貸し付けするとともに、養父母に対する送金を確実にするため、特定の法人に送金の代行を行わせるというようなことで検討を進めておるわけでございますけれども、それ以上にわれわれは、一つの外交問題としても、特に総理がこの九月に北京に参りますし、中国との間の問題について、この孤児問題、また養父母の扶養の問題について突っ込んだ話がされると思っておりますので、より一層、ただ更生資金を貸し付けするといふことだけではない、もう少し情的な方法を私ども

も検討していきたいと、このように考えております。

○渡部通子君 大体趣旨はわかりましたけれども、おっしゃるとおり、ことしは日中友好十周年でもござりますので、厚生省としてもそれを必ずいい方向へ持つていただきたいと思うわけです。

いま大臣の御説明いただいたような内容で、大体中国側の理解を得ることが可能と見通していらっしゃるのかどうか、またその時期はいつごろでございましょうか。

○政府委員(北村和男君) 先ほど先生からお話をございましたように、先般私どもの担当課長が中國に参りまして、残留孤児の肉親探しの問題についての協力要請をいたしました際に、前提条件としてこの問題が提起されたわけでございます。い

ます。大臣から御答弁申し上げましたように、大臣がこのようないう考え方で国内的には処理できるところを、再度中国政府と折衝をするつもりでございます。それで、これは政府全体の案として処理をいたしますとともに、ただいま厚生大臣の諮問機関として中国残留孤児問題懇談会の方にも御相談をいたしている最中でござりますので、その方の手続も終わりましたら、即刻また中国政府と折衝をしておる所存でございます。

○渡部通子君 ゼロ努力をしていただきたいと思

います。次に、先日発表されました中国残留孤児生活実態調査、これは厚生省でおやりになつたことです。が、これによりますと、九六%の世帯が生活保護を受けているらしく、こういう状況だそうですが、その後三、四年でほぼ三分の二の世帯がそこから脱却はしているものの、なお孤児をめぐる種々のハンデを考えてみると、幾ら低利とはいっても、貸付金の返済が重荷になつてしまつてないましても、それはもう十分予測されるわけだと思います。

○渡部通子君 この養育費の問題がネックとなつて、五十七年度の新規事業としてことしの夏に予定されておりました政府調査団の派遣、これが事実上引き延ばさざるを得なくなつた。それからこの秋に予定されております孤児の訪日、これについても予定どおり実施ができるかどうか、こう思ひます。

○政府委員(北村和男君) 本年度の事業は、大きく分けますと、日本政府が先方へ調査団を派遣するということが一つ、それから本年春に行いまして、

た在中の孤児を日本に招くというのをことし前年度の二倍やりたいということの大体二つでございます。

これにつきましては、私ども中国に訪れます調査の方はできるだけ早く、それから孤児を招請いたしますのは大体ことしの秋と来年の春というふうに予定をいたしておりました。したがいまして、先ほどお話を申し上げております扶養費

の問題について中国と合意ができれば、即刻この事業に取りかかるわけでござりますので、何とか先方の完全な了解を取りつけた上で、五十七年度当初予定いたしておりました事業の円滑な執行を行いたいと、そのように考へておるわけでござります。

○渡部通子君 せひ努力をしていただきたいと思

います。その際、いま先生からお話をございました国民各界各層から寄せられました大変心温まる寄附金を最大限有効に使ってまいる所存でございます。

○渡部通子君 扶養自体は原則的に個人の問題ではござりますけれども、残留孤児対策そのものが日中両国間の戦後処理問題、こういう意味になると思います。そうなりますと、国家間の問題といふことにも考へられますので、あくまで日本政府の主導保証、こういう貸付事業ということが基本でなきゃならないというふうに思いますが、これに対する御認識はいかがなものでしようか。

○政府委員(北村和男君) 先ほど申し上げました中国との折衝の際にも、先方が一番御心配になつてるのは、扶養すべき孤児が中国国内にいる限りにおいては、中国政府がいろいろと指導もし、監督と言つてはなんでございますが、そういう立場にあるわけですが、一たん身柄が日本に渡つてしまつますと、なかなか目が行き届かない点がある、そういう点をひとつ日本政府もよろしく頼むと、そういう趣旨であろうと私ども理解をいたしておりますので、そういう点につきましては、私ども政府が直接やるわけにはまいりませんので、厚生省の所管をいたします公益法人等を特定いたしまして、

〔委員長退席、理事安恒良一君着席〕 その法人にこの支払いのためのお金を借りる事務であるとか、向こうへ送金する事務であるとか、厚生省の所管をいたします公益法人等を特定いたしまして、

の人たちの努力を大変多くするわけでございますが、何分帰つてまいりましたときには日本語ができないわけでござりますから、職についてお金を返すというのもなかなか無理であろうかと思います。ケース・バイ・ケースの実情に応じまして、孤児の負担にならないよう考へてまいりたいと考へております。

その際、いま先生からお話をございました国民各界各層から寄せられました大変心温まる寄附金を最大限有効に使ってまいる所存でございます。ケース・バイ・ケースの実情に応じまして、孤児の負担にならないよう考へてまいりたいと考へております。それが、これに対するお考へを伺つておきます。もでございまして、私ども非常に努力をして日本に定着しようとしている孤児の人たち、その家族

○渡部通子君 その場合、お伺いしておきたいことは、いま法人の話が出ましたけれども、新たな公益法人を設立するお考えなのか、それとも本事業のモデル的な制度である世帯更生資金の貸し出しを行つてゐる社会福祉協議会に事業を委託する方法をお取りになるのか、どちらを選択するおつもりでいらっしゃるのか。もしも新たな法人の設立ということになりますと、既存の法人のスクラップ・アンド・ビルドということになるのか、この点も伺っておきたいと思います。

○政府委員(北村和男君) いま先生おっしゃいました二つの方法、あるいはそれ以上的方法もいろいろ考へられると思いますが、厚生省といたしましては、中国の一般引揚者を含め、残留孤児対策についての全般的な援護事業を一本化して行うこということは、非常に有意義なことであろうと思いますので、現在の検討の過程では、ただいま申上げましたように、厚生省所管の公益法人を特定いたしまして、この扶養費の仕送りの問題等を専門で、あらゆる意味での残留孤児対策をやっていきただく方向で検討をいたしております。

法人の新設あるいはスクラップ・アンド・ビル等の問題につきましては、いま事務的にいろいろ検討いたしておりますが、何とか合理的で、それから時間も急ぐものでございますから、できるだけ早くこの法人が発足できますような方法をいろいろと検討中でございます。

○渡部通子君 これから事業の進め方でござりますけれども、たとえば招待枠を見ましても、今年度は去年の六十人の二倍と増えられており、さらに来年度は三倍、こういう方向が検討されていそうですでございますが、孤児対策自体が拡大強化されているというののはすばらしいことですけれども、高齢化しておりますし、だんだん肉親も搜しきにくくなつてくる。これを思いますと、問題の全面解決のための一貫性、これをもう少し検討していただく必要があるのではないか。短期集中型の施策の実行、これが何よりも大事ではないかと思うんです。ですから、そのためには年次計画を策

定して、一定の目標プログラムのもとに総合的に施策を推進すべきだ。こうしないとなかなか片づかないのではないか、こういう気がいたしますので、それに対する大臣の御所見を伺いたいんです。

それからもう一つ私伺つてみたいのは、これは私の個人的な意見になりますけれども、肉親を捜してこちらへ連れてきても、なかなか問題は多い。かといって、向こうに置いておくまでは、また孤児たちの要望もかなえられない。どっちで暮らすにしても、問題は非常に残る。だから、将来のことは方向ですけれども、あえてこっちへ来て暮らさなきゃならないとか、永住の地のように考えなくて、むしろ気軽に行ったり来たりできるような状況、肉親がいてもいなくても、渡せても渡せなくとも、故国であることに違いないし、なつかしいことなんですから、行ったり来たりできるような、そういう状況をむしろ財政的にも補助して、そういう気軽な形で将来の解決方法が見つけられないものか。これは私の大変個人的な見解でござりますけれども、そういうことも含めて大臣の見解を伺つておきたいと思います。

○國務大臣(森下元晴君) 孤児数につきましては、大体千名とか二千名と限られた数でございまして、そんなに何万も何十万もということでもございませんし、いまおっしゃったように、一番いい方法は、ちょうど女の方であればお嫁に行つて里帰りがよくできる、ときどきお帰りになれる、こういう姿が私は一番いいと思います。

ただ問題は、それに伴う財政と申しますか、いろんな費用問題でございまして、簡単にそういう面で向こうからこちらに来られない方がたくさんあるようあります。日本においてになる場合もかなり大きな借金をしておいでになつたということも聞いておりまして、結論的に私はそういう姿が一番いいんじゃないだろうか。向こうの政府でも、もう日本に帰るんだったら、養父母の方も子供さんも全部連れて帰つてくれ、別れ別れにおられると本当に悲劇が続くということをおっしゃつておりますし、でき得れば、そういう形で日本とおりまして、でき得れば、そういう形で日本と

のつながりをしながらいつでも帰れるような形、これに対して国が助成するような方法ですね、これが私は一番いいと思うんですが、なかなかそろばかりいません。

それから初めの質問に対するお答えでございますけれども、この肉親捜しは孤児の積年の悲願でもございまして、また関係者が非常に老龄化している事情があるので、早急にこれを解決しなければいけない問題である。中国残留の日本人孤児問題懇談会、ここの一意見でも、そういう問題がたくさん実は出ている。ボランティアの方もおられまし、向こうでお住みになつた経験者の方もおられますし、そういう問題も実は出でるようございまして、そういう懇談会の御意見等も踏まえまして、とにかく早くやらないと、いつまでもだらだら延ばすわけにいきません。

それと同時に、初めは民間主導でもできるんじやないかと思っておりましたところ、中国政府が政府間でやろうじゃないか、政府間でやらないとなかなかむずかしいというような、当初私どもの考えたのとかなり内容的に変わつてしまいまして、その点、総理が九月においでになつて、十分話し合いをされて、いい成果を持ち帰つていただけると、これも実は期待をしているわけでござります。

以上です。

○遠部通子君 帰国した孤児が日本に住む場合に、大変問題が多いことは最近の報道等によつてもよくわかつております。財政的にも、言語の問題でも、大変なようございまして、これら自立のための基本的な訓練というもので現在援護局段階で検討されているとうかがいますが、センター構想ですね、収容センター構想、これについて少し伺つておきたいと思うんです。どういうものができるか、お聞かせください。

○國務大臣(森下元晴君) 引揚者が定着先におきまして一日も早く自立して社会経済活動に参加していくために、日本語の教育、それから日本の生活になれるための生活指導がきわめて大切である

ことは、言うまでもございません、厚生省といたしましても、日本語の習得のための語学教材の支給、それから生活指導員の派遣等の定着援護施設を行つてきたところでございます。

なお、収容センターを設けまして、帰国後集中的に日本語教育、それから生活指導を行うことは、引揚者の定着を促進する上で有効な方法であると考えられますので、中国残留日本人孤児問題懇談会の意見の中にも、これもございますから、十分具体的な方法等についての意見も聞きまして検討してまいりたい、このように思つておるわけであります。

○渡部通子君 それはぜひ集中的に行つていただきたいんですが、これは職業訓練とか職業紹介等も当然加わつてくると思いますし、社会教育等も加わつてくると思いますから、労働省とか他省庁との関連、こういった点についても留意を要望しております。

それから就籍の問題についてもう一点伺つておきますが、去る六月一日に東京家裁におきまして、父母不詳のまま日本人であることの認定を求めて、許可が出ました徐明さん、この記憶はまだ新しいところでございますが、その際、有力な審判材料となつたのが現地の発行いたしました公証書、いわゆる日本人孤児証明書でございました。日本政府としてこれら孤児について、司法的手続によらなくとも日本国籍を付与する方途が講じられるべきと考えますけれども、これは大臣の英断を期待いたしたいと思いますが、よろしくうございましょうか。

○國務大臣(森下元晴君) 結構でございます。で
きるだけ前向きで御便宜を図つております。その点については厚生省としてもお認めいたすようにしております。

○渡部通子君 いま推定三百人近くそういう方がいると言われておりますので、ひとついまの大臣のお答えのとおり、法務省当局とよろしく御配慮をお願いしたいと思います。

次に、年金のことについて若干伺います。

社会党さんからの質問で大体基本的なことは尽きておりますので、あえて重ねての御質問は審議促進のために全部省くことにいたしまして、若干伺います。

先ほど御答弁の中になかったのですが、現在社保審の厚生年金部会において、五十九年と言われております次期財政再計算期に向けての予備作業として、主要検討事項のそれぞれの個別項目について検討が進められていると、こう報道されておりますが、重要なテーマというものは何なのか。さつき秋という結論のめどは伺いましたけれども、もしテーマをここで発表できたらひとつ教えたいだときたい。

○政府委員(山口新一郎君) 今回、厚生年金部会が検討するに先立ちまして、どういう項目について検討を進めるかということを委員の皆さんのお意統一をされたわけでございますが、

【理事安恒良一君退席、委員長着席】
それをまとめたものでござりますけれども、大きなくくりといたしましては、一つは改正に当たつての総括的問題ということでございまして、この中には、厚生年金保険制度そのものだけではなくんで、基本年金構想等公的年金制度全体の体系論との絡みでどうするかというような問題が一つございます。

それから二番目が、給付に関する事項ということでございまして、これは非常に抽象的でございますが、内容的には将来に向けての給付水準のあり方の問題でございます。この中には、先ほど长期懇の御議論との絡みでどの程度の割合にするかというような問題、あるいは世帯類型に応じてどういう金額にするか、さらには婦人の年金保障の問題、こういうものが含まれているわけでございます。

それから三番目が、スライド制に関する事項といふことでございまして、スライドの指標でありますとか、その基準あるいは時期、これを基本的にどう考え直すかということです。

それから四番目は、これはやや技術的でござい

ます、標準報酬に関する事項ということでございまして、現在上限と下限を定めまして法律で改正するようにいたしておりますけれども、医療保険の方が変わりましたので、そこら辺のところをどう受けとめるかということでございます。
それから五番目に、財政に関する事項ということで、保険料と国庫負担の問題でございます。
それから六番目に、適用範囲に関する事項といふことでございまして、未適用業種あるいは五人未満事業所、さらには任意継続制度の取り扱い、こういうふうなものを含めて検討されるわけでございます。

現在までのところ、ここまで検討を一応第一ラウンドとして終わっておりまして、あと業務処理体制の問題、さらに厚生年金基金の問題、それから積立金の管理、運用に関する問題等が予定されています。
○渡部通子君 それでは、十月という先ほどの話でございましたので、それを重ねて念を押して、この質問については終わります。

先ほどもいろいろな提言があつてどうするんだといふ問題がありました。その中で、差し

度間の不均衡を是正する中で段階的に制度の一元化を進める、こういう方向が打ち出されているわけでございまして、制度分立という答申もあるようですが、それでも、大体そういう方向といふのがうですけれども、大体そういう方向といふのがコンセンサスを得つつあるのではないかという感觸を私は持ちます。

昨今では経理の一元化に向けての意欲もあります。したし、また各野党の主張等におきましても、基本年金いわゆる最低保障年金のようなものに議論が集中しているように思います。これを二階建てにするか、三階建てにするか、そういった議論は承知はいたしておりますけれども、こうした矛盾をどのような方向で改革されようとしている立場だと思います。婦人の権利といった側面から考えますと、これは全く希薄ではなかろうかという気がするんですね。議論がたくさんあるところは私たちは從来から、現在のいわゆる社会保障的性格の強い原爆二法、この二法につきましては、国家補償の精神に基づいた被爆者対策を推進していくよう、これはもう毎年主張してまいりましたところでございます。政府の見解はなかなか從

ますが、標準報酬に関する事項は、それぞれ目的、それから治革、財政状況等が異なっておりますが、将来これを一元化することが望ましい方向であることは、いま御意見おっしゃいましたけれども、私も間違いない方向であると、どのように考えております。

そういうことで、その意味からしても、各所管の省庁が将来の一元化を展望しながら、責任を持って制度間の不均衡の是正等を進める必要があり、厚生省をいたしましても、先ほど申しましたように、すでに年金改正について鋭意検討作業を進めておるところでございます。

いろいろ先ほどからこの年金問題、今日の問題、また将来の問題をどうするのか、非常にむずかしい問題でござりますけれども、国民の安心感、安定感のためにも、これを早く打ち出さなくてはいけないというようなお話をございまして、そのとおりだと思います。そういうことで、いま申し上げましたように、厚生大臣をいたしまして、この年金問題に全力を挙げて今後とも取り組んでまいる所存でございます。

○渡部通子君 もう一点、婦人の年金権のことですがございますが、根本的な考え方だけ伺つておきたいと思います。

言うまでもなく、女性個人としての生存権想、これが、婦人の年金権につきましても、根底に置くべき考え方ではなかろうかと私は考えています。現在の被用者年金では、給付はあくまでも被用者が基本でございまして、要は、夫に従属する存在、これが婦人の位置づけられていく立場だと思います。婦人の権利といった側面から考

えますと、これは全く希薄ではなかろうかという気がするんですね。議論がたくさんあるところは私たちは從来から、現在のいわゆる社会保障的性格の強い原爆二法、この二法につきましては、国家補償の精神に基づいた被爆者対策を推進していくよう、これはもう毎年主張してまいりましたところでございます。政府の見解はなかなか從

どういう御意見をお持ちなのか、この辺を伺つておきたいと思います。

○國務大臣(森下元晴君) 婦人の年金権の問題が社会問題となりまして、新聞紙上等でもかなり論議されておることは事実でございます。

いろいろ将来に對する不安、万一一いろんな事情で離婚しなければいけない——離婚を奨励するわけでございませんけれども、そういうような事態が起るかもわからないと、非常に不安な気持ちでおるわけでございます。

婦人の年金の問題は、かなり年配になつて掛けようと思つても、いわゆる権利がなくなつてしまふ、それだけの期間がなければ年金の権利がないというような制度的な問題もございますし、といって、婦人の深刻な年金に対する問題も考へないわけには——検討課題として、この改正問題の中でも婦人の年金問題について検討をしていきたいと、このように思つておる次第でございます。

○渡部通子君 ちょっと大臣の基本的な思想的な点だけ伺つておきたいというのが私の一番のメイインなんですけれども、いわゆる個人としてどちらになるのか、それとも被扶養者として位置づけていくしかないとお考へなのか、その辺だけ聞きたいんです。

○國務大臣(森下元晴君) この問題は、男性の立場である私が果たして女性のすべてのことをわかつておるかどうかという点でございまして、もちろん男女平等、近代国家としては当然個人としての権利は尊重すべきであると、こういうふうに一言で申し上げればそのとおりでございます。個人としての権利は尊重すべきであるということがあります。

○渡部通子君 それでは原爆の問題につきましても若干お尋ねをいたします。
私たちは從来から、現在のいわゆる社会保障的性格の強い原爆二法、この二法につきましては、国家補償の精神に基づいた被爆者対策を推進していくよう、これはもう毎年主張してまいりましたところでございます。政府の見解はなかなか從

来から変わらないわけでございまして、確かに原爆基本懇でも、政府の言つておられます一般戦災者とのバランス、こういうものからこれまで同じような見解を出して、いわゆる国家補償の立場まで踏み切れない説明をしております。これもよく承知をいたしておりますけれども、昨今の反核運動の高まり、こういった中で唯一の被爆国としての日本の立場、これもまた明確すべきときではないか。政府の姿勢も一步前進してもいいのではないか。こういうときだと、こう認識をしているわけでございます。

しかし、先ほどの御答弁にもありましたように、政府の態度はなかなかむずかしいわけでございまして、こういう状況ですから、現実的には、現行法のもとでは、医療費や健康管理手当、諸手当などが支給されている、その理念は社会保障の考え方でございまして、これは被爆による健康被害、精神不安と一般の戦災者とをどう見るかということだと思いますけれども、これについての見解をもう一度ただしおきたいと思います。

○政府委員(三浦大助君) 広い意味におきます一般戦災者と被爆者とに對します施策のバランスの問題でございますけれども、原爆被爆者対策につきましては、これは被爆者の受けました放射線による健康障害という特別の犠牲に着目して、広い意味における国家補償の見地に立つて被害の実態に即応する適切妥当な措置を講すべきである、こういうふうに考えておるわけでございます。しかし、基本問題懇談会の御意見に指摘されておりますように、原爆被爆者の受けた放射線によります健康障害が特別な犠牲というべきものであつても、国民的合意を得られるか、あるいはまた社会的公正を確保するという意味におきまして、原爆被爆者対策は、これは一般戦災者をも対象とする一般社会保障制度との間で均衡のとれた公正な妥当なものでなければならないというふうにも考えておるわけでございます。こういった趣旨から、こうした放射線による健康障害と関係なく被爆者年金やあるいは被爆者の遺族に弔慰金を支給する

というようなことは、これは均衡を失するんじやないだらうかというふうに考えておるわけでございます。

○渡部通子君 そこまではよくわかっておりま

す。これは繰り返しませんけれども、それでは國家補償的という「的」とか、あるいは広い意味の国家補償という「広い意味の」といった形容詞で

国家補償の精神に立ち返る方向で今後とも施策を進めさせていただきたいということを希望しておく

わけでございます。

そこで、当社会労働委員会でも、毎年附帯決議

を決議してその推進を図つておりますけれども、たとえば所得制限についてはなるべく撤廃をして

ほしい、これは例年主張しているとおりであります。その第一歩としてようやく、医療特別手当、それから原子爆弾小頭症手当、これにかかる所

得制限の撤廃が実現しましたけれども、これはいわば近距離で被爆した人たちが対象となつてお

りますので、今後ともこの対象枠の拡大を図つていただきたいと思いますが、いかがでござりますか。

○政府委員(三浦大助君) この各種の手当につきましての所得制限のあり方につきましては、いま

先生御指摘いたしましたように、昨年の六月のこの社会労働委員会の附帯決議の趣旨に沿いまして、原爆医療審議会などの学識経験者の意見を聞

きながらいま検討しておるわけでございますが、

現在所得制限が課せられております健康管理手当

あるいは保健手当あるいは特別手当は、これはい

ずれも放射線障害との直接的な関連が認められておりませんので、所得制限をいま撤廃するとい

ことは、これは大変困難なことであるわけでございますが、しかしこの問題につきましては、引き

続き放射線障害との関連を中心検討を進めてま

りますが、いかがでございまして、引き

続きます。

○渡部通子君 いま大変漠然とした御回答をいたしましたけれども、大臣よろしくございま

すか。

○國務大臣(森下元晴君) 老人保健法が施行されることは、いままより老人を初め原爆の被爆者に対しても不利な状況にならないようになります。

ただ、自治体に對する負担の割合が、これは附

老人保健法が制定されますと、被爆者医療の問

題、これがある意味では、広い意味における国家補償としての被爆者対策という意味では後退をするのではないかと思ひます。特に広島、長崎両県、両市に生ずる新たな負担は二十四億八千万円

とも言われております。これまでの原爆医療法の規定により県市の負担がゼロからこれだけの負担増について、改めて政府の考えをお聞きしてお

きたいと思います。厚生大臣は、連合審査の際におきまして、適切かつ十分な配慮をすると、こう

答弁をされておりますけれども、もう少し具体的にどうされたいこうとするのか、この点ただしておきたいと思います。

○渡部通子君 そこまではよくわかっておりま

す。これは繰り返しませんけれども、それでは國家補償的という「的」とか、あるいは広い意味の国家補償といつたものをなるべく薄めていって、

国家補償の精神に立ち返る方向で今後とも施策を進めさせていただきたいということを希望しておきたいと思います。

そこで、当社会労働委員会でも、毎年附帯決議

を決議してその推進を図つておりますけれども、たとえば所得制限についてはなるべく撤廃をして

ほしい、これは例年主張しているとおりであります。その第一歩としてようやく、医療特別手当、それから原子爆弾小頭症手当、これにかかる所

得制限の撤廃が実現しましたけれども、これはいわば近距離で被爆した人たちが対象となつており

ますので、今後ともこの対象枠の拡大を図つていただきたいと思いますが、いかがでござりますか。

○政府委員(三浦大助君) 原爆と因果関係のあります被爆者の認定疾病、これにつきましては、全額国庫負担で措置いたしていくわけでござります。けれども、被爆者の一般疾病につきましては、一般の医療保障制度を優先的に適用すると、こうい

うことになつておるわけでございまして、したがつて老人保健法の施行に当たりましては、老人被

爆者には老人保健法が適用されることになるわけ

でございますが、被爆者を多数抱えます広島、長崎につきましては、老人保健法においてかなりな

負担が新たに発生してまいつておるわけでございまが、この負担増につきましては、その実情に

かんがみまして、先ほどの老人保健法案に付せら

れて、原爆医療審議会などの学識経験者の意見を聞

きながらいま検討しておるわけでございますが、

現在所得制限が課せられております健康管理手当

あるいは保健手当あるいは特別手当は、これはい

ずれも放射線障害との直接的な関連が認められておりませんので、所得制限をいま撤廃するとい

うこと、これは大変困難なことであるわけでございますが、しかしこの問題につきましては、引き

続き放射線障害との関連を中心検討を進めてま

りますが、いかがでございまして、引き

続きます。

○渡部通子君 いま大変漠然とした御回答をいたしましたけれども、大臣よろしくございま

ないよう、またこの緩和のために努力をしていきたいということも、附帯決議に入つておりますけれども、あわせて申し上げたいと思っております。

○齊藤タケ子君 それでは三法を一括してお尋ねをしたいと思います。

最初に年金問題について少しあ伺いをいたしま

す。基本的に年金の中でスライドを

分の一ヶ月おくれということについては、きわめて妥当でないという点を最初に申し上げておきたいと思います。

基本的に私ども、今日の年金の中でスライド

分の一ヶ月おくれということについては、きわめて妥当でないという点を最初に申し上げておきました。

○政府委員(三浦大助君) まず被爆者の認定疾病、これにつきましては、全額国庫負担で措置いたしていくわけでござります。けれども、被爆者の一般疾病につきましては、一般の医療保障制度を優先的に適用すると、こうい

うことになつておるわけでございまして、したがつて老人保健法の施行に当たりましては、老人被

爆者には老人保健法が適用されることになるわけ

でございますが、被爆者を多数抱えます広島、長崎につきましては、老人保健法においてかなりな

負担が新たに発生してまいつておるわけでございまが、この負担増につきましては、その実情に

かんがみまして、先ほどの老人保健法案に付せら

れて、原爆医療審議会などの学識経験者の意見を聞

きながらいま検討しておるわけでございますが、

現在所得制限が課せられております健康管理手当

あるいは保健手当あるいは特別手当は、これはい

ずれも放射線障害との直接的な関連が認められておりませんので、所得制限をいま撤廃するとい

うこと、これは大変困難なことであるわけでございますが、しかしこの問題につきましては、引き

続き放射線障害との関連を中心検討を進めてま

りますが、いかがでございまして、引き

続きます。

○國務大臣(森下元晴君) 老人保健法が施行されることは、いままより老人を初め原爆の被爆者に対しても不利な状況にならないようになります。

ただ、自治体に對する負担の割合が、これは附

老人保健法が制定されますと、被爆者医療の問

題、これがある意味では、広い意味における国家補償としての被爆者対策という意味では後退をするのではないかと思ひます。特に広島、長崎両

県、両市に生ずる新たな負担は二十四億八千万円

とも言われております。これまでの原爆医療法の規定により県市の負担がゼロからこれだけの負

担増について、改めて政府の考え方をお聞きしておきたいと思います。

○渡部通子君 終わります。

ということできたわけでございます。そこで、仮にこれを保険料財源に切りかえるといりますと、一つは社会保険事業に対します國の責任をどう考へるかという問題がございます。それからさうに二つ目として、ただでさえ高齢化が進みまして保険料負担がふえていくという時代に、これに加えて保険料アップという形でまた負担増をお願いするといったのはどうだらうかという問題がござります。

このような問題がございますんで、これは困難であろうという考え方には今まで変わりはございません。

○杏脱タケ子君 そういたしますと、臨調基本答申がどうあらうと、今後も、国民に対しても保険料に転嫁をするということは、当然保険料の引き上げになるだけではなくて、公的制度の私的制度への転落にもつながりかねないというわけですから、こういうことははつきり断るという立場を貫くといふうに理解しておいてよろしいわけですね。

○政府委員(小林功典君) そのとおりでござります。
○杏脱タケ子君 引き続きお尋ねをしたいのは、鈴木内閣は、昨年の臨調の第一次答申を受けて、昨年の臨時国会でいわゆる行革一括法を提出されました。この中で、年金について言えば、すべて年金の国庫負担を五十七年度から五十九年度の三年間四分の一繰り延べることが提起されてそういうことになつたわけでござります。そこで、この繰り延べ総額というのはどのくらいの金額になるのか。総額といふのはいわゆる元利合計といふことにならうかと思いますが、どのくらいになるか、そのうち厚生年金だけでは元利合計はどのくらいになるか、ちょっと数字をお述べいただきたいと思います。

○政府委員(小林功典君) 五十九年度までかかりますので、一定の仮定をおきまして推計をしなければいけないわけでございますが、五十七、五十八、五十九と繰り延べをいたします場合に、一つ

は五十八、五十九年度は直近五年間の給付費の平均値をベースにしまして推計しているというが

一つ、それからもう一つは、運用収入相当分の利率でございますが、これは年七・三%という仮定をおきましてはじめてみると、元金と運用収入相当分を含んだ合計額でございますが、五十九年

度で七千四百二十五億円でございます。

○杏脱タケ子君 厚生年金もほぼ似たようなものですか。いまのは厚生年金だけですか。厚生年金だけで元利合計が七千四百二十五億円ということですね、推計ができると。

問題は、この返済問題がどうなつてゐるかといふ問題なんですね。この法律では、繰り延べることと返済するということは確かに書かれているわけですけれども、いつどういう方法で返すかといふ点では、これは昨年の臨時国会でも、ことしの予算委員会でも、さんざん各方面から質疑をされましたが、一向にはつきりしないわけですね。

大臣、常識的に言いましても、借金をするときに、必ず返します、だから金貸してください、しかし、いつ返すんだなど言われたら、いや都合のつづきに返すんだなんてなことでは、一般の社会は通らないわけですね。こういう一般常識で通らぬことですね、國は法律で強権的に借金だけして返済は不明では。これはどうにも理解に苦しむわけですが、大臣いかがお感じになつておられました。

○杏脱タケ子君 この問題は、昨年特例法をつくっていただきまして、年金財政の安定を損なわないよう、特例適用期間経過後、減額分の繰り入れのほか、積立金運用収入の減収分を含め必ず適切な措置を講ずることとされておるわけですが、特例適用期間経過後の繰入措置につきましては、その趣旨にのつとり、厚生年金等を所管する大臣として、その財政の安定に責任を持つ立場から確実に実施を求めてまいる所存でござります。したがつて、いつ返すかということは、いま

きたいと思つております。できるだけ早く返すと、こう言わざるを得ないわけでござりますけれども、まだそこまでの計画は立ておりません。○杏脱タケ子君 これは私はあいまいにしてはならないと思うんですね。

これは局長にお聞きをいたしますが、これは單なる補助金ではないであります。厚生年金保険債務を負つた国庫負担金なんですね。厚生年金保険法の第八十条で明確にされておりますように、坑内作業従事者は保険給付の百分の二十五、その他

の者は保険給付の百分の二十、これを国庫が負担すると明記をされておりますね。そうでしょう。

それは単なる補助金であります。国庫負担金なんです。法律に基づく。それを勝手に借りて、まだいつから幾らずつ返すかわかりませんでな話

買いますよ。片方ではそういうことをやつておつて、片方で大変な厳しい年金の受給状況の中で一ヶ月おくれるのはまああってなことでは、これは國民の当然不信を招くことは明らかだと思うわけ

です。

そういう点で、これはひとつ大臣きちんと詰めておつてもらわなきゃならないと思ひますが、今後どういうふうにお詰めになりますか。財政事情は六十年になつたつて、好転するどころか、もつと厳しくなつてくる状況はもうすでに明らかですね。そういう中でどういうふうに話を詰めいただくのかというのは國民のきめめて注目をするところなんですが、いかがでしよう、今後の課題として。

○杏脱タケ子君 お説のとおりで、これは國民の信頼を得るかどうかという非常に大事な問題でございまして、いいかげんにするつもりは

もちろんございませんし、三年間の期間があるわけでございますから、その間に返済ができるだけ早くして年金財政に迷惑をかけないようになります。

○杏脱タケ子君 そういう方針であることはもうはつきりしております。ただ、先ほど申しましたように、年度計画を立てると言われますと、まあ少し待つてください

と言わざるを得ないという現状でございます。

○杏脱タケ子君 時間がありませんから、余り突つ込もうとは思つていませんけれども、年金制度への國民の信頼感というのをきわめて大事だと思います。特に二十年から三十年、四十年と長期にわたる長期契約制度でございますから、信頼感がなかつたらもう話にならないという点が一番問題だと思いますので、そういった点では、ただくことを重ねて御指摘を申し上げておきたい

と思います。それから國民の信頼という点で思うんです。それから國民の信頼といふ点で

は、特に年金制度の長期安定ということですね、長期的な安定というものがなければこれまた信頼性というのを出でこないわけでござります。

そこで、厚生省は、財政再計算期は法律上は六年だけれども、これを早めたいと。かなり大幅な年金制度の改正をということで審議会の厚生年金部会で検討してもらつておりますね。これはいろいろとすでに論議も出てきたところでござります。かなり大幅な改正をやりたいということです。

けれども、これは年金の現状についてなんです。

臨調の方針、これは私どもから言わせれば、ずいぶん好きなことを言つていてると思いますが、現在のわが國の社会保障は一応の水準に達しているといふ認識から出発をしているんですね。これは私は誤解を与えるのではないかというふうに思います。すでに皆さんの周知のよう、老齢福祉年金は月に高い方で二万五千百円ですね。

山口年金局長が「週刊社会保障」誌で述べておられるのは私全くそのとおりだと思うんですね。

五月十日号にお述べになつてあるところを見ますと、給付水準のところで、「厚生年金の現状では平均で、昨年の九月で十万八千円になつてゐる。

しかし、全部がその程度の年金をもらつてゐるならまああるが、加入期間別にみると二十年未満加入者の平均が七万円、二十と二十五年未満

しかも、この人たちの数が約六割を占めている。

国民年金に至っては、現実に出ているのは二万円台ばかりで、西欧に遜色ないどころの話ではない。まして、こちらの方が五百万人と多い。受給者の実感からいって、西欧に遜色ないなどといわれたら反発を感じるわけである。」というふうなことをお述べになつておられます、全くそのおりだと思うわけですね。

そこで大臣、私はわが国の年金の現状がこういう状態だという現状認識から出発しないといけないと思うわけで、その点は大事ではないかと思いますが、いかがなんですか。そういう状態だから一ヵ月おくらすんだ。これは見過せないと、いうことがあるんですよ。いかがですか、現状認識。

○國務大臣(森下元晴君) 年金の水準を考える場合には、現在支給されておる年金制度における支給額の問題と、それからいまの制度で成熟化した場合の支給される額と両方考えないところいかねどもが世界的な水準に達しておると言うのは、このまままで成熟化していく場合にかなり給付率もよろしいということを予想して言つておるわけだと思います。したがつて、今日いただいております、給付されております年金の額は、まことに少ないということも事実でございまして、これが生活の足しになるかどうかということになつてまいりますと、これはそうでございますと言えないような、まことに微々たる金額でござりますが、これを率直に申し上げますと、これは成熟度が違いますから、しかし制度そのものは私は遜色はない。ただ、二十年後、三十年後、四十年後における人口動態等のこともよく考えて、こらあたるでひとつ見直して、長い間国民から信頼されてこの制度を続かなくてはいけないと、こういうことは考えておるわけでございます。

○脊脱タケ子君 時間がないので余りお聞きできない。なんだけれども、現状認識でどんなふうになっておるかという一例をちょっと申し上げておきたい。

老人の生活実態と年金の関係で、これは大阪府下にある法人の輕費老人ホーム、定員五十人で現員五十人というところなんですが、その受給実績をちょっと調査してみた。そうしますと、五十人中老齢福祉年金受給者が二十二名、国民年金の方が八名、それから厚生年金が六名、通算老齢年金が四名、その他恩給だと遺族年金の方が一人、一人ですが、こういうことになっているんです。一方、その利用料を見てみると、国徴収基準によりますと、基本的な利用料というのは、生活利用料が五十七年度一人一ヵ月三万八千三十円、事務費の利用料が五十七年度同じく一人一ヵ月四千二百円、合わせて四万二千二百三十円ですね。年間利用料は冬季加算を含めますと五十一万四千二百六十円になる。

ところが、これを見てみると、老齢福祉年金は月に二万四千円でしよう。それから上がって二万五千百円ですわね。国民年金の八人の方の収入を見てみると、年額で二十七万四千八百円、一番高い人で三十五万円あるいは三十四万三千五百円というのが高い方なんですね。厚生年金では、これは中には九十万、九十一万幾らという方がいりますけれども、五十四万円あるいは六十八万円、少し高くて七十五万円。通算老齢年金の方も一番多い方で七十二万円という程度なんですね。そなつてまいりますと、これは福祉年金のお年寄りは当然のことですが、国民年金受給者も家族からの仕送りなしでは老人ホームの必要経費が貢えないという状況なんですね。厚生年金受給者でも大半が必要経費とんとん。あるいは必要経費とんとんといふんですけども、確かに食べて寝るということだけとんとんんですね。したがつて、この制度を続かなくてはいけないと、こういうことは考えておるわけでございます。

○脊脱タケ子君 時間がないので余りお聞きできない。なんだけれども、現状認識でどんなふうになっておるかという一例をちょっと申し上げておきたいたい。

それから時間の都合がありますので、次に年金の支給開始年齢の問題についてちょっとお伺いをしておきたいんですが、その受給実績をちょっと調査してみた。そうしますと、支給開始年齢六十五歳の引き上げについては、各方面からの御意見がたくさん出ております。国民から見ますと、長いこと掛金掛けてきて六十歳になつてやつと思うと、これが延長される心配、あるいはこの給付水準の限界明示などという問題でどうなるんだろうかという心配、あるいはさらには掛け金が高負担ということで上がつてくるのではなくいかということで、大変肌寒い長期展望ばかりが目につくという状況なんですね。

そこで私はお伺いをしておきたいんですが、このういう賃金も上がりならない、減税もストップされたままという現状で、高負担だけが先行するというのは不信の一つになつてくるであろうと思う。臨調でも、第一次答申も基本答申でも、支給開始年齢の引き上げというのを強調しておりますが、私はこれはきわめて無責任だと思うわけですね、端的に言いまして。支給開始年齢の引き上げについては、五十五年改正に向けて、五十四年度でしたね、国会でも問題になつたわけですが、これは修正削除されたわけですね。

そういういきさつから見まして、私はこれはきちんと問題だと思っているわけですが、特にあのときに、前回の国会で問題になつたときに修正削除をされた理由というのは、いわゆる高齢者の雇用確保というのができるのではないか、いまの現状では。それが一つだったと思ふんですが、今日新たにこういうことが言い出されてきておりました。にこういうことが言ひ出されると考えられるでありますけれども、あの当時と比較して、雇用の安定的な確保というのができると考えられるであります。だって失業者はもう最高でしょう、最近ではね。高齢者雇用どころの騒ぎじゃないというところにだんだん行きついてきているわけですけれども、そういう点はいかがお感じになられますか、大臣。

○國務大臣(森下元晴君) 支給開始年齢を引き上げていくというようなことに對する御心配でございまして、一番いいのは、元気で長生きをされ、しかも適当な仕事があるということが一番いとと思うんですが、そうなかなか簡単にはいかないのが現実でございます。

しかし、年金の受給年齢を見ましても、五十五歳の方もあるし、六十の方もあるし、六十五歳の方もあるし、六十の方もあるし、六十五歳の方もございまして、これもまちまちでございまして、この均衡という点も実はございます。それから定年制の問題等も出ておりますし、そういう問題も含めまして、結局勤務をやめた、仕事をやめて年金をいたくまで何年間空白があるというようなくしては困るわけでございまして、そこは連動さすようなことでなければならぬと思います。

そういうこともよく考えて、雇用の問題、それから定年制の問題等、それと横並びの問題、よくそういうことを考えまして、あるいは支給開始の年齢についてもよく検討しなければいけない、考え方についてもよく検討しなければいけない、考え方などはいくつあるかといふと、このように思つておるわけであります。

○脊脱タケ子君 関連してちょっと局長に聞きましたが、これを六十五歳支給に仮にした場合に財政効果はどの程度ありますか。

○政府委員(山口新郎君) ざつとしたところでは、ほぼ一割程度ではないかと思います。

○脊脱タケ子君 関連してちょっと局長に聞きましたが、これを六十五歳支給に仮にした場合に財政効果はどの程度ありますか。

○政府委員(山口新郎君) ざつとしたところでは、ほぼ一割程度ではないかと思います。

○脊脱タケ子君 五歳も延ばしたら、たくさん財政効果があるんかと思つたら、一割程度だとおっしゃるわけでしょう。

在職老齢年金制度もあって、みんな六十歳からもらつてないんですね、現状でも実際にね。だから、そういう点では、成熟すればこれはもつと効果が減殺されるんではないかというふうに思ふんですね。だから私は、大臣は、雇用の問題あるいは定年の問題、そういう問題と横並びの問題で、年金が有力な老後保障、唯一の老後保障と言える問題だから、そういう点を考えて慎重にとおっしゃつておられましたが、雇用の問題、定年制の問題、財政効果だつて大したことないということなれば、支給開始年齢を延ばせ延ばせというこ

ふうなことを各方面で言われているけれども、実際には国民の不信を招くだけで、財政的な効果は大してないんだという点は、厚生省はPRというか、知つてもらつて、対応についても特に慎重に対処するべきだと思いますが、いかがですか。
○政府委員(山口新一郎君)　おっしゃるとおりだ
と思います。

○政府委員(金田一郎君) 言う人工臓器の使用者とはどういう方々ですか。
したのは、いろいろその他にもあろうかと思いま
すが、審議会でいろいろ御議論がございましたの
は、人工肛門、人工膀胱でございまして、その他
人工腸管その他についても、いろいろ世間で問題
になつてゐるよう承知いたしております。

ないというふうに考へるわけでございます。すでに審議の中でも出ておりますように、戦後処理というのでは終わつたと一方では言われているけれども、一方ではなかなか終わつていらないというものでござります。すでに大臣もおっしゃつておられたように、私どものところにも、ソ連に抑留された人たちから補償せよという御要望、また參

ちろんのこと、中国孤児と言われている方々は明らかに戦争の犠牲者、悲惨な犠牲者でございますから、この人たちが母国の政府の処遇といふもので本当に心温まるようになれるように、そういう対処の仕方というのはきわめて大切だと思うんですね。そういうことについてはそういうお立場を貫いていただけのかどうか、その点だけをお聞き

—
—
—
—
—

開始年齢の問題は、年金制度単独で物を考えるべき性格ではなく、わざでござれば、して、全体の仕

○ 脱タケ子君 そうしますと、この答申の具体化ですか、これは法津の改正が必要だと思います

議院では全野党が先ほど共同提案をいたしました。こうして、民間人の減免義務者への補償要求、あら

をしておきたいと思 います。

1

会経済情勢の中で、年金制度がどこの役割りを持つおるのかということを前提に物を考える必要があると、こういう基本認識で私どもは考えております。したがいまして、最近では私どもは余り六十五歳にしなきゃいかぬということは申しておるつもりはございません。

が、今後のスケジュールはどういうお考えですか。

はうに 目標人の被虐者への救援要求 あるいは は陸海軍従軍看護婦の処遇の改善、あるいは中国残留孤児問題などなど、私どものところにも 敷々寄せられておるわけでございます。

未解決の国際問題の一つに領土問題というのも ござりますね。大臣の政党では北方領土の問題、 北方領土の返還といふふうに言っておられます

○国務大臣（森下元春君）：中国残留孤児の問題につきましては、人道問題でもござりますし、また日本と中国との間の外交問題でもござります。この問題で余り中国政府に御迷惑をかけない、また不信感をかけないようしなければいけないし、同時に中国の人民の方々にも日本という國の本当の真意を知つてもらわなくてはいけないし、手段

[View all posts by admin](#) | [View all posts in category](#)

○ 考課タク子君 いや、隷答申たとか、基本答申に出てるんですからね。国民は大変敏感なんですね。だから、そういうのはよく知らない方々がそう言っているんだけれども、担当している厚生省ではこういう考え方だということをもつと明らかになさるべきである。同時に、慎重な対処を図つ

れておりますし、また身体障害者の施設の体系の再編成等、非常に幅広い問題がござりますので、ただいま私ども、幸い今年度の予算でもお認めいただいておりますので、基本問題検討委員会といふものを設けまして、早ければ九月ごろには発足いたしたいと、ただいま人選を進めているところ

か、わが党は全千島がそもそも日本の固有の領土だという立場でソ連とも折衝を重ねているところ
であります。

私は、この際、中国孤児対策についてちょっとお聞きをしておきたいと思いましたが、これにつきましては、同僚委員がかなり詳しくお聞きをさ

方法を講りますとこれは逆効果になりますので、日本の真意を知つてもらいたい、やはり戦後処理の問題の一環として真剣にまた慎重に、それで早急に解決をするように全力を擧げたいと思つております。

ていくということがきわめて大事だということを申し上げているわけです。国民は不安になつていいですからね。その辺のことなんですね。

時間がありませんので、私、障害者の関係で一つお聞きをしておきたいのは、身体障害者福祉審議会がことしの三月二十九日に、「今後における

◎沓脱タケ子君 時間が余りないものですから、もう少し詳しくお聞きしたいんだけれども、そうすると、基本問題懇談会で検討されて、それで法改正を要するものは改正案をつくっていくということと理解してよろしくうございますか。

れましたので、時間の関係もあるのでこれは割愛をしたいと思うわけですが、一言だけ伺っておきたいと思いますことは、この問題をめぐって外交問題に発展しないように、わが国政府の責任というものを明確にして、孤児問題の対策というのに対処するべきではなかろうかという点を痛感して

きたいと思ひますことは、戦後処理問題を本当に誠意を持って解決していくという立場からも大事だと思うのでお聞きをしたいんですが、いま国際問題に発展をしてきております「侵略」か「進出」の問題ですね。これは詳しく申し上げなくても御承知のようだ、高校社会科の教科書の検定制

「身体障害者福祉を進めるための総合の方策」というのを大臣に答申をしております。これについて一点だけお聞きをしたいんですけど、この答申は、「身体障害者の範囲に関する検討課題」として四点を挙げております。そのアの項に書かれておりますが、「現在、内臓については、心臓、腎臓及び呼吸器の機能の障害が法の対象とされてい

○政府委員(金田一郎君) それぞれの問題につきまして、法改正の要否も含めまして検討をお願いいたしたいと思っております。

○脊脱タケ子君 それじゃ、その問題はそれまでにいたしまして、あと戦傷病者戦没者遺族等の援護法に関して若干お伺いしておきたいと思いま

たとえば、若干申し上げておきたいと思いますが、ああしてことしの春のように日本へ肉親探しに来られた方というのは非常にラッキーな方なんですね。中国におられて、あれは日本人の孤児らしいと言われただけで、孤児だという確認を得るということだってなかなか簡単ではないというふうに思いますが、たとえあなたがお母さんのお名前を知らなければ、お母さんの年齢やお母さんの髪型やお母さんの特徴など、お母さんについての情報が少しあれば、お母さんを特定する手がかりになります。

度によって、中国大陸や朝鮮半島に日本軍が軍事侵略をしたのを「進出」と書き改めたという問題で、中国、韓国、朝鮮民主主義人民共和国が強く反発をしておりまし、中国は正式に抗議を申し入れただけではなしに、文部大臣の訪中も拒否するというふうなことまで起こって、非常に激しい批判を浴びてきています。

が、これらとの均衡上その他の内臓の機能障害についても検討する必要があろう。この場合、医学の進歩等を考慮する必要があるが、人工臓器の使用者は法の対象とする方向で検討されてよい。」
「ふうに述べられておるわけですが、ここで

これはすでに各同僚委員からも言われておりましたように、本法案というものはそもそも戦後処理に關する法案なんですね。しかも国家賠償的、國家補償的性格を持つという点で、こんなものを一ヵ月切るというふうなことはどう考えても許され

ですね。それを確認してもらうための費用だつて
ずいぶんかかつていてる。そういうもろもろの諸問
題というのは、私どもの目になかなか触れないとい
ころへまでずいぶん問題も広がっているようでござ
りますし、そういった点では、養父母問題はも

私は、大臣、一国の教科書の記述をめぐってなぜこういう大きな批判が起こっているのかといふ点が大事だと思うんですね。抗議や批判をしていく國の側は、それは民族が受けた悲劇として永久に歴史上に消すことのできない事実として日本の

軍國主義の侵略行為を銘記しているし、絶対にあいまいにできないという感情が強いのは当然だと思われるが、大臣、あなたはどう思われますか。侵略が正しいと思われますか、進出が一企業が外国へ進出するのとは何かが違うだけれども、進出でよいと思われますか。私は、アジア近隣諸国の国民感情を含めてお考えいたい、どういうふうに考えられますか、一言伺つておきたい。

○國務大臣(森下元晴君) 一般的な問題でございましたら、日本の場合はわりに自由に教科書がつくれまして、また自由に選べるわけですから、私は世界一自由な国であると、このように思っています。

まだそういう問題が風化はされておらないというふうに実は感じております。これは教科書問題で侵略とか侵入とか進出という問題ではなくして、まだ日本に対する評価というものは根強く悪い意味で残つておるんだな、日本自身がいろいろあいう戦争を通じて御迷惑をおかけしたことについては非常に神経質にお考えになつてゐるんだな、だから教科書といえども慎重に扱わなくてはいけないと、このように私、実は考えておりま

す。そういうことで、いろんな歴史的な過程の問題は、百年、二百年、五百年たてばわかりませんけれども、いまのような時点においてはやはり慎重にやるべきである。しかし、厚生大臣でござりますから、余り歴史の評価について申し上げる立場にないわけでござりますから、余り深いところまで発言は控えさせていただきたいと思っておりま

す。

○答脱タケ子君 厚生大臣ですから、文部大臣にお聞きするようなことを聞こうとは思つてないんです。ただ、私は、非常に大事だなと思うのは、国家みずからが偽善を行うということが、児童や

青少年、国民にとつてどれだけ誤った影響を与えるかということ、これは私ども自身が戦前の教育を長々受けた中で痛いほど感じております。そういう点で教育は真実を教えるべきではないからそんなこと言おうと思つてなかつたんですが、大臣が諸諸国の国民感情を含めてお考えいたい、どういうふうに考えられますか、一言伺つておきたい。

そういう点で教育は真実を教えるべきではないという立場は、ここは文教委員会ぢやないからそんなこと言おうと思つてなかつたんですが、大臣がそういうふうにお答えいただいたので付言をしておきたいんです。

たとえば七月二十九日の毎日新聞の夕刊の「まつびら君」というところに書いてある。何かお店でウナ重かウナギどんぶりかを食べている。「侵略」が「進出」……この伝でいけば「食い逃げ」は「脱出」……とうなる」と。こういう指摘、実に風刺のきいた漫画なんですが、こういうのが出てくるようなことは子供たちの教育にもどういう影響を与えるかという点を心配をいたします。

私、時間がもうありませんので、最後にお聞きをしたいのは、これは第二次世界大戦、特に満州事変と言われる時点から含めまして、日本人が約三百十万人の犠牲が出ているといふのは、これは三百十万人の犠牲が出ているといふのは、これはいたいた資料の中にもございますが、こういう状況の中で、しかもこれはもう時間がありませんで申し上げませんけれども、たとえば最近のベストセラーになつております森村誠一氏の「悪魔の飽食」を見ましても、いかに残酷無道、非人道的なことをやつてきたかといふことがいよいよ明らかにされているわけでございます。

これは大臣、知つていてか知らないかとかといふ以前の問題ですね。現実にそういうことが明らかになつてゐるわけですが、私は侵略か進出かになつてゐるわけですが、私は侵略か進出かなんであります。このように実は思つておるわけです。このように思つておるわけではありません。私は厚生省予算も聖域であるとは考えませんけれども、少なくとも政府の重点施策の項目としてこの維持及び向上といふものは期せずしてしかるべきである、このように考えるものでござります。私は厚生省予算も聖域であるとは考えませんけれども、少なくとも政府の重点施策の項目としてこの維持及び向上といふものは期せずしてしかるべきである、このように考えるものでござります。

○柄谷道一君 一括審議されております戦傷病者戦没者遺族等援護法及び原子爆弾被爆者特別措置法の問題につきましては、私は昭和四十九年以来何回にもわたつて発言を求めております。しかし、各年度で全会一致決定されました附帯決議を講じて反対するという政府の姿勢なしには、いろいろと反対してみると、そのすべてが満たされたと問題が起こつてくるであろう。片や進出、侵略が

問題になるよう片方で引き上げを一ヵ月おくらせるというふうなことは、軌を一にして出てきているというふうにしか見られない。そういう点で、國民の不信を買つておられるというふうに思つておられる。そのため、そのことが原爆の方々に対しても一ヵ月おくらせるというふうなことと相まって、このいつた点についてこそ、被爆者に対する被爆者援護法を当然つくる時期になつてきているんだし、おくれ過ぎておるわけです。また戦傷病者に対する援護に対しても、そういう態度を貰くべきであるという点を強く要請をしたいと思うのですが、最後に大臣のお答えを伺つて終わりたいと思います。

○國務大臣(森下元晴君) 御越旨はよくわかります。しかも人類史上初めての悲惨な犠牲になりましたが、いろいろ過去の経緯等もございまして、國家補償的の扱いをさせていただいている。また原爆の被爆者に対する私どもの考え方も同じでござります。

いたしております。現在これをもとにいたしまして各省概算要求案を作成中のことと思ひますが、五十七年度政府予算案作成の過程において、大臣マイナスシーリングの枠が設けられた実績は以下厚生省が強力に大蔵省と折衝をされた実績はいたしております。しかし結果的には、実施時期をずらすとか、または所得制限を強化するなどの後退をもたらしたということもまた否めない事実であるうと思ひます。

マイナスシーリングということになりますと、来年度予算編成で財政的な圧迫要因が一層強まることは必至でござります。こういう状態の中で、私は老後、疾病、雇用及び住宅といういま国民の抱いております四つの不安を行政として除去するということは、臨調の言う活力ある福祉社会といふいうことは、反省の上に立ちながら、また私どもの子孫のためにも子孫が卑屈にならないよう、いい日本を残していくために、私どもは戦後処理の問題を通じて、ここらでびしつとしておく必要がある。この世代のときにそれをやっておくべきである。このように反省の上に立ちながら、また私どもの子孫のためにも子孫が卑屈にならないよう、いい日本を残していくために、私どもは戦後処理の問題を通じて、ここらでびしつとしておく必要がある。このように実は思つておるわけです。

私は厚生省予算も聖域であるとは考えませんけれども、少なくとも政府の重点施策の項目としてこの維持及び向上といふものは期せずしてしかるべきである、このように考えるものでござります。

私は厚生省予算も聖域であるとは考えませんけれども、少なくとも政府の重点施策の項目としてこの維持及び向上といふものは期せずしてしかるべきである、このように考えるものでござります。

四つの不安のうちの大きな老後、疾病といふ二つの不安を解消すべき任務を負う厚生大臣といつしまして、今後の所信をまず冒頭承つておきたいと思います。

○國務大臣(森下元晴君) 私は、国家安全保障、申しますが、自分の國は自分で守つていかなくては

要は負担に対応してどれだけの給付があるかといふことの今日の問題であると同時に、二十年後、三十年後こうなるんですよという一つの方向、方針を出さないと、特に二十代、三十代の方々は安心して掛け金を掛け得ない。しかも現在は約一〇%ぐらいの年金に対する負担金でございますけれども、いずれこれが二〇%に上がるであろう。また一部民間のいろんな関係の保険会社等においては、公的な年金だけでは十分生活できませんよ、だから民間の保険にも入ってくださいというようなこともございまして、非常に心配をしておることは事実でございます。

そういう意味で、厚生省としても、五十九年に一応年金を見直そう、そして今日の問題から将来の問題について、もちろん女性の方々の年金問題等も含めまして、一つの見直しをしようじゃないかというときに、ちょうど臨調でも年金の一元化の問題、また長期懸念でも年金とはどういう性格であり、どういう使命を持つておるんだということも示されおりまして、ちょうどすべてのタイミングがそれにそろつてくるんじゃないだろうか。だから思い切って、年金問題を通じまして、安心して健やかな老後を送れるように、また若いうちからでも将来の老後に对する安心感を持って、そして仕事に励んでいただけるように、これが年金に対する厚生省、また私の考え方でございます。

○柄谷道一君 大臣のお考え伺いましたけれども、当社労委員会で、昭和五十四八年八十七国会、五十五年九十三国会、五十六年九十四国会、こゝ三年間を見ましても、この委員会で附帯決議の第一番目に、公的年金制度全体を通して、各制度間の整合性及び人口の高齢化に伴う年金受給開始年齢と雇用との連動も配慮しつつ、速やかに年金制度の抜本改善を図れ、こういうことが決議されてゐるわけでございます。抜本改正を急ぐべきだ

いうことは、私は院の総意であると言つてもこれが差し支えございません。

しかも各種審議会や懇談会で、私がちよつと調べましただけでも、昭和五十五年八月三十日、現在代総合研究集団が「福祉社会の実現のために」という提言を行いました以来、企業年金研究会、賃金研究会、日本国民年金協会、国民年金研究会、厚生省の障害者の生活保障問題検討委員会——これらは中間報告でございますが、経済審議会長期展望委員会の公的部門の役割小委員会、経済審議会の長期展望委員会、第二次臨調、政策推進労組会議、企業年金研究会、共済年金制度基本問題研究会、そして七月二十三日の社会保障長期展望懇談会と、多くの提言はもう出そろっているわけです。各政党も年金問題の抜本改革に対する考え方をもすでに打ち出されています。

私は、こういう実事を見せてみると、この长期展望に立つ抜本改革については、いまやもう論議する時期は過ぎた、これらの多くの提言といふものを総合して、大臣がいかに英断、決断を下して、その方向を示すかということにかかっています。と私は判断するものでございます。

したがって、私はこの際、その時期、いま五十九年と言われましたけれども、私はその時期は五十九年という時点よりもむしろ早めるという意図的な姿勢でこの問題を取り組むことが至当でははないか、こう思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(森下元晴君) 五十九年ということは一つの目途でございまして、できるだけ早く実現をやりたい。また五十九年からやるにしても、早くできるだけ目標また方針、それから考え方を申し上げることがより親切であるし、また安心をしていただけます。このようと思つております。

いろいろ懇談会とか研究会がございまして、いろんなカラーで前向きに年金についての御意見が出されたことは私、結構だと思うんですが、これが集約されまして、先ほどおつしやいましたよろしく、雇用の問題から定年の問題、いろいろ連絡を——おやめになつてから年金をいただく、こ

は運動しなければ意味がございませんし、それから元化の問題、いろいろ格差がございまして、そういう問題も含めて、社会保障制度ですか、お互いに助け合うということと同時に、給付される金額的なものがある程度平等でなくては、ここにかえて不公平、不満が生まれるというようなこともございまして、そういう意味も込めて、年金の一本化と同時に年金給付の時期の問題、また時期が示されますと定年制の問題、それから雇用の問題との関連、いろんな要素が絡み合いますし、また一本化の問題も厚生省だけの問題ではない、大蔵省また総理府の問題もございますから、厚生省だけがひとり歩きするわけにいきませんし、幸い国鉄の問題と年金問題が内閣で取り上げられまして、いよいよ出発しようということでもござりますし、私も厚生大臣として、その中でわれわれの考え方を大いに申し上げたい。もうすでに実行の時期であるというようなことを、いまおっしゃつたようなこともそういう中で申し上げて、いまさら議論の段階ではない、もう実行の段階であるということを申し上げていきたい、このように思つておるわけであります。

○柄谷道一君 共済の統合問題も、これは当面の過渡的措置ということにすぎません。これを仮に統合しても、私の承知する範囲では、昭和六十年になれば、統合した共済年金そのものが今度は財政危機に陥る時期が来る。これはわずかのつなぎの対策としか受けとめられないわけですね。国民の合意を求めるなければ、年金の統合化というはできる問題ではありません。したがつて私は、厚生省当局が最終案まで詰めて出すというんではなくて、やはりその方向、大綱、こういったものを逐次打ち出しながら国民合意の形成に努め、そしてこれと並行して審議会の審議が進んで、最後の、建物で言えば壁が塗られる、こういう段取りをぜひ大臣の方でも御配慮をいただきたい、このことを要望しております。

それから公的年金制度の中でも、被用者年金と比較いたしまして、国民年金は被保険者数が最も

多くて二千七百六十万人を占めております。にもかかわらず、その年金制度は最も条件が劣悪である、こう言つても過言ではございません。今後は国民年金についてどういうお考えでその水準を高めようとしておられるのか、お知らせをいただきたい。

○政府委員(山口新一郎君) 国民年金につきましては、もう柄谷先生よく御存じのよう、当初から、厚生年金に対しまして、二十五年の金額と厚生年金の二十年の定額部分とが歩調が合っていたわけでございまして、その点は現在の段階でもほぼ相似通つておるわけでございます。

で、条件が劣悪というお話をございますけれども、制度が発足いたしましたのが一番遅かったわけでございまして、その意味では、すでに制度が発足いたしましたが一番遅かったわけでございまして、その意味では、現在発生しております受給者は、加入年数がまだ短いわけでございまして、一番長い人でも十六年分の年金といふことになりますから、そういう意味では、すでに三十年を超えるような加入期間を持つていて人が出ております厚生年金に比べますと、実際に出ております年金額はまだ低いわけでございますが、将来制度が成熟いたしますと、すべてが四十年金になるわけでございます。三十六年に始まりましたから、七十六年、五年待期で八十年から発生いたします年金はすべて四十年金でございます。四十年金になりますと、五十五年改正の段階で六万七千円でござりますから、現時点で七万円を超えているわけでございます。これが夫婦それぞれに出るわけでございまして、それほど私どもは劣悪ではないと考えております。

むしろこの水準も、その他の被用者年金と同様に、次の改正では、合理的なレベルというものをもう一回探つてみる必要があるんじやないか、こういうふうに考えておるわけでございます。

ただ、負担の方につきまして、おっしゃいましたように、定額制の保険料でございますので、そういう意味では、所得比例の負担をお願いしておられます被用者年金に比べまして非常に不利な条件を持つております。そのところは年金の仕組み

としてはむずかしい要素を抱えているわけでございます。

所得比例制がどうかというような御意見もよく出るわけでござりますけれども、実際にはその所得の把握の問題につきまして、その事務体制あるいは定員、経費、そういうものを考えますと、なかなか簡単な問題ではないわけでございます。従来からそういう御提言もありましたけれども、今までのところ、なかなかいい方法が見つからないでござっているというのが現状だと思います。

○柄谷道一君 いま御答弁の後段の方で、所得比例制の問題について、所得の把握の問題、事務手続の問題等なかなか問題がある、こういうお答えが出たわけでございますが、私は、この国民年金が出了わけでございますが、私は、この国民年金の給付水準をこれから高めていくという場合に、その方法としては、現在任意加入の所得比例制を強制加入方式に切りかえる。その場合、低所得者については法定免除もしくは申請免除の制度を配慮する。こういった方法を併用していかなければ、現行の定額制を基盤として問題の処理をしていくといふことでは、この給付水準を飛躍的に向上せしめるということは、私もいろいろ昔から勉強している者の一人としては、なかなかむずかしい、こういう考え方を依然として持つておる図つていくことでは、この給付水準を飛躍的に向上せしめるということは、私もいろいろ昔から勉強している者の一人としては、なかなかむずかしい、こういう考え方を依然として持つておる

ものでございます。その点はいかがですか。

○政府委員(山口新一郎君) おっしゃいました所得比例制といいますのは、現在の付加制度の部分だと思いますが、これも実は仕組みは定額で仕組んでおりまして、加入だけが任意になつております。それを比例制にする場合でも、所得の把握といふことが問題になります。一番簡単なものとして考えられますのは、税の根拠になつておりますが、これをそのまま使つております

としてはむずかしい要素を抱えているわけでござります。その点はいかがですか。

そこで、公的年金の同一制度内の併給調整といふ点を見ますと、共済組合が一番よくて、厚生年金がこれに続き、国民年金はほとんど併給であります。これはたとえば老齢年金と障害年金、老齢年金と遺族年金、障害年金と遺族年金、こういった問題につきましても、後者の三つは共済では完全併給でございます。ところが、国民年金はこのすべてが併給なしでございます。また厚生年金を見ますと、後者の三つが一部併給と、こういう形になつてゐるわけですね。これは調査室が調べました参考資料の三十二ページから三十三ページに併給実態が記されておりますから、これは間違いない現実でございます。

そうして考えますと、私は、年金の保障の意義、受給者間の公平という観点からいたしまして、これらを是正しバランスを図るということが必要ではないかと、こう思ふんですがいかがでしょうか。

〔委員長退席、理事安恒良一君着席〕

○政府委員(山口新一郎君) その問題は御指摘の

に、任意制でどうかということになります。任意制は、本来、社会保険としては余り好ましくないものであると私は考えております。といいますのは、途中になりまして、どうも負担に耐えられなくなつたからやめたということでどんどん脱退するというような仕組みでは、制度として安定しないわけ

でございます。そういうところに比例制は非常にむずかしさがあるところでございます。ただ、せつかりやめたということでどんづん脱退するの参考にさせていただきたいと思います。

○柄谷道一君 この問題につきましては、きょうの質問時間が短うございますから、改めて機会を得出さらに私の考え方を述べまして、検討の資としていただきたいと、こう思います。

そこで、公的年金の同一制度内の併給調整といふ点を見ますと、共済組合が一番よくて、厚生年金がこれに続き、国民年金はほとんど併給であります。これはたとえば老齢年金と障害年金、老齢年金と遺族年金、障害年金と遺族年金、こういった問題につきましても、後者の三つは共済では完全併給でございます。ところが、国民年金はこのすべてが併給なしでございます。また厚生年金を見ますと、後者の三つが一部併給と、こういう形になつてゐるわけですね。これは調査室が調べました参考資料の三十二ページから三十三ページに併給実態が記されておりますから、これは間違いない現実でございます。

そうして考えますと、私は、年金の保障の意義、受給者間の公平という観点からいたしまして、これらを是正しバランスを図るということが必要ではないかと、こう思ふんですがいかがでしょうか。

〔委員長退席、理事安恒良一君着席〕

○政府委員(山口新一郎君) その問題は御指摘の

としてはむずかしい要素を抱えているわけでござります。その点はいかがですか。

そこで、公的年金の同一制度内の併給調整といふ点を見ますと、共済組合が一番よくて、厚生年金がこれに続き、国民年金はほとんど併給であります。これはたとえば老齢年金と障害年金、老齢年金と遺族年金、障害年金と遺族年金、こういった問題につきましても、後者の三つは共済では完全併給でございます。ところが、国民年金はこのすべてが併給なしでございます。また厚生年金を見ますと、後者の三つが一部併給と、こういう形になつてゐるわけですね。これは調査室が調べました参考資料の三十二ページから三十三ページに併給実態が記されておりますから、これは間違いない現実でございます。

そうして考えますと、私は、年金の保障の意義、受給者間の公平という観点からいたしまして、これらを是正しバランスを図るといふことが問題になります。一番簡単なものとして考えられますのは、税の根拠になつておりますが、これをそのまま使つております

としてはむずかしい要素を抱えているわけでござります。その点はいかがですか。

そこで、公的年金の同一制度内の併給調整といふ点を見ますと、共済組合が一番よくて、厚生年金がこれに続き、国民年金はほとんど併給であります。これはたとえば老齢年金と障害年金、老齢年金と遺族年金、障害年金と遺族年金、こういった問題につきましても、後者の三つは共済では完全併給でございます。ところが、国民年金はこのすべてが併給なしでございます。また厚生年金を見ますと、後者の三つが一部併給と、こういう形になつてゐるわけですね。これは調査室が調べました参考資料の三十二ページから三十三ページに併給実態が記されておりますから、これは間違いない現実でございます。

そうして考えますと、私は、年金の保障の意義、受給者間の公平という観点からいたしまして、これらを是正しバランスを図るといふことが問題になります。一番簡単なものとして考えられますのは、税の根拠になつておりますが、これをそのまま使つております

きているわけでございます。一部厚生年金で併給があるように見受けられますけれども、これは遺族年金等金額の低い場合に一定限度まで最低保障をするために部分的に併給が生じますけれども、基本的な考え方は一人一年金ということでおさいます。

それに対しまして、共済組合の方は、依然としてまだ一保険料一年金という考え方でございます。従来から共済組合の関係の方に同じように歩調をとるわけですが、将来は一元化問題なんかも問題になります。そこで、御自分の老齢年金をもらつてしまつてはほしいということはお願いをしておりましたが、配偶者の遺族年金ももらえるというような形でございます。そういうところでは、私どもとしては、これまでのところ実現を見てないとされども、いままでのところは、私が見てないところへ給付を持つていくという考え方で、一いつの実情でございます。将来は一元化問題なんかが問題になります。一つの大きな理由でもあるわけでございます。それで、いままでのところへ給付を持つていくという考え方で、一人一年金ということで整理をしていくのが本来だというふうに考えております。

○柄谷道一君 一人一年金の原則がいいのか、一保険料一年金といいますか、その原則がいいのか、これは大いに議論の両者あるところでございますが、しかし同じ公的年金の中で、この併給問題についてその原則が全く異なつた立方があされているということは、これは明らかに、大臣、矛盾だと思うんですね。私は、水準その他、大きな意味での統合調整の前に、こうした公平の視点からバランスを図るということについては、もっと厚生大臣と大蔵大臣あたりがひざを突き合わせてこの問題の解決を模索する、そういう熱意がなければなかなかこれは解決できる問題ではないと、このことを指摘いたしておきます。大臣、また御努力をいただきたいと思うんですが、よろしく

ございますか。

○国務大臣(森下元晴君) 社会保険制度でございますから、いわゆる社会的に公正、公平でなくてはいけません。それが併給があつたりなかつたりということは、非常に不平等でございますし、ま

た不信感が伴うわけでございますから、社会保障制度の精神に反するというようなことで、いろいろ沿革、歴史等が違つて、期待権とか既得権、そういう問題もござりますけれども、できるだけ早くそういう問題を解消して、そうして一年金になると、このように思つておるわけであります。

○柄谷道一君 この調整問題でございますが、労災保険の年金と厚生年金とのこの調整でございますけれども、これも所管は労働省でそれども、労働者災害補償保険法の附則四十五条に「労働者の業務災害に対する年金による補償に関するては、労働者災害補償保険制度と厚生年金保険その他の社会保険の制度との関係を考慮して引き続き検討が加えられ、その結果に基づき、すみやかに、別に法律をもつて処理されるべきものとする。」と。この附則ができるのが昭和三十九年ですね。もう十数年、二十年近い期日が経過いたしておりますけれども、この附則四十五条というのは今日まで形骸化されていると言つても過言ではないんですね。これは法治国家ですから、附則に定められたことは、ここに「すみやかに」と書かれているわけですから、その調整というものを実現することが法に忠実なるゆえんではないかと、こう思っています。厚生省側の御意見を伺つておきます。

○政府委員(山口新一郎君) ただいまの問題は、

をしておりまして、経緯をよく承知しております。労災を年金化するに当たりまして、財源が非

常に厳しいので、厚生年金は生活保障部分を担当して、労災はその上に乗つかって損害賠償部分を持つというシステムにしたわけでござります。労災を年金化するに当たりまして、財源が非

常に厳しいので、厚生年金は生活保障部分を担当して、労災はその上に乗つかって損害賠償部分を持つといふことではございません。つきましては、その損害賠償部分をどの程度にすべきかという水準を決めなきゃいけないわけでございまして、私としては、五十九年改正の際に改めてこの問題は労働省側に注意を促したいと、常々そう考えておるわけでございます。

○柄谷道一君 常々考え二十年に近しと、ここらは考へられる期間がちょっと長過ぎるんではないかと思うんです。

大臣、こういう条文があることは恐らく大臣は御承知なかつたと思うんですね。しかしまのようなことが実態でございまさから、これは労働大臣と技術的に詰めておつたんでは、両方とも問題があるわけです。この問題も、大綱については、

政治的な決断というもの以外にこの附則を忠実に守る方向は容易に見出せないのでないかと、こう思ひますので、この点は大臣ひとつお考えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(森下元暉君) 私、この問題、実は知りませんでして、そういう二十年もそのままになつておつたと、まことにこれは申しわけないといふか、恥ずかしい問題でござります。そういう行政の、まあいい面もたくさんありますけれども、悪い面と申しますか、非常に遅滞して行政の効率が悪いということは、臨調あたりで今回いろいろ御指摘もあつたし、この際行政改革をやりまして、そういう行政効率が上がらぬようなことはだめだというところに私は目的があると思うんであります。

○國務大臣(森下元暉君) 私は、この問題、実は知りませんでして、そういう二十年もそのままになつておつたと、まことにこれは申しわけないといふか、恥ずかしい問題でござります。そういう行政の、まあいい面もたくさんありますけれども、悪い面と申しますか、非常に遅滞して行政の効率が悪いということは、臨調あたりで今回いろいろ御指摘もあつたし、この際行政改革をやりまして、そういう行政効率が上がらぬようなことはだめだというところに私は目的があると思うんであります。

○前島英三郎君 それで、特に障害者の年金問題につきまして若干質問いたしますので、もうしばらくごしんばうをいただきたいと思います。

私は障害者の所得保障施策に関してお尋ねしております。いまの大蔵の御答弁は、法治国家が放置する国

そこで私は、年金の実質価値を維持するために今後スライド率の5%をさらに低率に引き下げるのこと、また外国のいろいろな資料も出ております

おりまし、残念ながら評価することはできない

わけであります。むしろこの障害者の多くは大失望感さえ抱いておるのが現状でございます。

もう一つには、総合的に制度の見直しをして、障害者の所得保障制度を新たな見地に立つていかれども、実質価値の維持のために、ただ現行制度を踏襲するだけではなくて、新たな検討が必要ではないか。このことに対する御答弁を承りましたて、私の質問を終わります。

○國務大臣(森下元暉君) スライド問題につきましては、消費者物価が五%以内の場合にはやらなくてよろしいというようなことになつておりますが、特例的にずっと五%以内でもスライドは続

けさせしてもらつております。ただ、問題は実施時期がおくれまして、この点いろいろ御指摘されておるわけでございます。

そういうことで、スライドの基準のとり方とかまた実施時期の問題につきましても、これも次の制度改正のときにあわせて検討課題として早急に詰めていきたいと思っておるわけでございます。

○前島英三郎君 それで、特に障害者の年金問題につきまして若干質問いたしますので、もう少し詳しくお聞きたいと思います。

私は障害者の所得保障施策に関してお尋ねしてまいりたいと思うんですが、昨年来この問題の重要性は、当委員会を初め予算委員会などで重ねて強調されてきたところでござりますけれども、またそれに対する政府の答弁というものは、その重

要性を十分認識しているという趣旨のものでございました。それではどのように対処するのか。どうも答弁がするするするするとただ繰り返し、同じようなオウム返しであつては、大変生き急ぎしました。

スライド制については多くの委員から指摘されただでございますが、一ヵ月おくれた。まことに遺憾でございますが、ただ五%を下回った場合

横断的な問題として取り上げてプロジェクトチームをつくりまして、一年ばかり検討いたしまし

て、その検討結果を推進本部長たる事務次官、それから厚生大臣に御報告をしたという性格のもの

でございます。

この報告書の内容につきましては、すでにごらんいただいておるかと思ひますけれども、この際、障害者問題につきましての障害者対策の現状がどうなつておるのかというものを網羅的に調べました。さらに障害者団体等からの御意見がどういう点に集約されるのか、それを十分分析をしました。つまりでございます。その上に立つて、今後この問題を解決するためにはどういった手立てが考えられるだろうか。複数案になつたわけでございましたが、複数案を考え、さらにそれぞれの提案につきまして、一体乗り越えなければならぬ問題点がどういうところにあるのかということを分析したつもりでございます。

要するに、この問題につきましては、いろいろむずかしい問題がございますが、国民的なコンセンサスを得ていかなければならないということです、現在この問題についての専門家会議を設けまして、御審議を願つておるという段階でございます。

○前島英三郎君 報告書を読みますと、現行の制度のあり方に対しまして、その問題点について指摘して、いまおっしゃるように吟味して、いろいろな意見が出されております。問題点の多くは、かねてから私ども指摘していいた点がかなり重なっておりますし、おむね妥当な取り上げ方であろうというふうに思つておるわけであります。そればかりか、厚生省内の検討委員会がみずから行政施策のあり方に関しまして、大胆かつ率直にその問題点を認めているということは、大変評価できると思うんです。

○国務大臣(森下元晴君) 結論から先に申し上げますと、同感でございます。昨年は国際障害者年、十年間の行動計画を立てまして、総理が本部

長、また私が副本部長ということで、世界の模範的な国にならうという非常に意欲満々で私どもやつております。

それから福祉の見直しと申しますが、そういうことも同時にやつております。その中で本当に必要な福祉には重点的にやつていこう、それが私は十年計画の骨子でなくてはいけないと思っておりまし、その中の中心は、重度の身体障害者たる所の保障問題でございます。老人問題とか、特に重度の障害者の保障問題、これを全力を挙げて実はやりたいということでおざいまして、そういうことでいまおっしゃったことには同感であります。

○前島英三郎君 大臣が評価されているということも、大変うれしいわけでありますけれども、検討委員会の報告は、幾つかの解決策の案を取り上げておられます。その問題点を掲げておられます。が、どのような方向でいくかにつきましては今後の検討にめだわると、こういううぐいになつておられます。「本問題については、より深く検討を進め、また、関係者はもとより、広く国民の支持が得られるように、専門家による総合的観点からの議論の場を設けることが必要ではないか」と考える」と、こう結んでおるわけでございますが、すでに専門家会議を設置して検討に入ったと聞いておりますが、この第二段階につきまして、どうぞ。

○政府委員(正木馨君) 障害者生活保障問題専門家会議を厚生大臣からお願いをいたしまして、いわば私の諮問機関でございますが、五月に発足をいたしました。委員の先生方十五名で構成されておりますが、去る五月に発足をいたしまして、私どもプロジェクトチームの報告書を御説明をし、現在現状についての御論議、これから問題点についての御論議に入つていくわけでございますが、その中の希望をいたしましては、来年の夏ぐらい

から、それなりの重みはあるだろうと思うのですが、それでも、往々にして、過去のいろんな経緯を見てみると、何とかその中には熱心な議論もなされるだろうと思うのです。

そこで、その専門家会議の役割り、性格についてお尋ねしておきたいのですけれども、特に法律的な裏づけを持たない検討機関であるわけで、それがいかに私ども思つております。身体障害者福祉審議会ではなく、なぜこうした専門家会議にする必要があるのかといふ点ですね。専門家会議がどのような権能を有するのかといふような問題、メンバーの選任はどのような基準に基づいているのかといふような問題、これらの点を含めまして、専門家会議の性格づけについては厚生省はどういうふうにらえておるわけでしょうか。

○政府委員(正木馨君) 専門家会議は、先ほど申しましたように、大臣の私的諮問機関であるわけでございますが、この障害者問題につきましては、先生御案内のように、関係審議会といたしましては、先ほど先生申されました身体障害者福祉審議会のほかに、児童福祉審議会であるとか、社会福祉審議会であるとか、あるいはまた年金に当然関連を持つてまいりますので社会保険審議会、国民年金審議会、厚生省関係でも教審議会にわたりおるわけでございます。

そこで、具体的な法改正ということになれば、それぞの審議会に諮問するということになりますが、まずは厚生省としての腹構えをする上で、広く関係審議会の公益の先生方にお入りをいただき、そしてさらに労使の代表の方々、それから障害者の方も二名参加していただいているますが、そういう十五名の先生方にざつぱらんにこの問題について御論議をいただく、私どもの出しまし報告書についても十分たいていたくといふ

かひとつ取り残されている重度障害者に対する厚生省としての取り組みの真剣さを伺つておきたいと思うのですが、その辺はいかがでございますか。

○政府委員(正木馨君) この専門家会議の御意見の拘束力ということになりますと、なかなかむずかしい問題でございますが、私どもの率直な気持ちを申し上げますと、新しい制度づくり、現状改革ということについてはいろいろ、この報告書に書いておるわけですが、その中で率直にお話をされたいと思いますように、むずかしい点がございまして、そういう点を専門家会議でも率直にお話をされたいというものが、この専門家会議にお願いしているところでございます。

○前島英三郎君 大臣の私的諮問機関であります

から、それなりの重みはあるだろうと思うのですが、それでも、往々にして、過去のいろんな経緯を見てみると、何とかその中には熱心な議論もなされるだろうと思うのです。

そこで、その専門家会議の役割り、性格についてお尋ねしておきたいのですけれども、特に法律的な裏づけを持たない検討機関であるわけで、それがいかに私ども思つております。身体障害者福祉審議会ではなく、なぜこうした専門家会議にする必要があるのかといふ点ですね。専門家会議がどのような権能を有するのかといふような問題、メンバーの選任はどのような基準に基づいているのかといふような問題、これらの点を含めまして、専門家会議の性格づけについては厚生省はどういうふうにらえておるわけでしょうか。

○政府委員(正木馨君) 専門家会議は、先ほど申しましたように、大臣の私的諮問機関であるわけでございますが、この障害者問題につきましては、先生御案内のように、関係審議会といたしましては、先ほど先生申されました身体障害者福祉審議会のほかに、児童福祉審議会であるとか、社会福祉審議会であるとか、あるいはまた年金に当然関連を持つてまいりますので社会保険審議会、国民年金審議会、厚生省関係でも教審議会にわたりおるわけでございます。

そこで、具体的な法改正ということになれば、それぞの審議会に諮問するということになりますが、まずは厚生省としての腹構えをする上で、広く関係審議会の公益の先生方にお入りをいただき、そしてさらに労使の代表の方々、それから障害者の方も二名参加していただいているのですが、そういう十五名の先生方にざつぱらんにこの問題について御論議をいただく、私どもの出しまし報告書についても十分たいていたくといふ

大臣が御意見を承るということになつておるわけでございますので、専門家の十五名の先生方お集まりいただいておるわけでございますから、実現可能な方途というものをぜひお示しをいただいて、それを最大限に尊重をして前進を図つてまいりたいというのが、私どものかたい気持ちでござります。

○前島英三郎君 専門家会議のメンバーにつきまして、各方面のすぐれた方々に入つていただいていることは、私も承知しているんですけども、どのようにすぐれた方々でありましても、決して当事者そのものにはなり切れないと面もあるうかと思います。今回の所得保障問題の焦点は、一つには二十歳前の幼いころからの障害者、そしてまたより重度の障害者の問題であることは言うまでもございません。そういう方々はざつと七万から八万対象になる障害者でありますけれども、委員の方々の中には障害を持った当事者の方もおられますし、また常日ごろさまざまな障害者に接しておられる方も多いとは思うのですけれども、専門家会議として幼いころからの障害者、より重度の障害者の生の声を聞いたり、あるいはそうした方々の生活実態に直接触れる、そういう機会を持ちながら検討を進めていくとともに大変重要であろうと、私はそう思つております。今後いろいろな審議が尽くされるだろうと思ひます、検討もなされるだろうと思うのですけれども、そういうお気持ちは当然ねありだろうと思うのですが、いかがですか。

○政府委員(正木謹君) 先生もおっしゃいましたように、この専門家会議には障害者の方々もお入りいただいておるわけでございますが、この生活保障の問題につきましては、昨年の五月にも特に幼いときからの障害者の所得保障を要請するといふことで、いろいろな御要望の声を各団体からいたいでおります。ということで、現在の専門家会議の進行状況を見ながら、座長とも御相談をいたしまして、障害者団体等の直接御意見を聞く機会を持つようにいたしたいというふうに思つてお

ります。

○前島英三郎君 これからは福祉というもののい意味での見直しは必要であろう。その見直しの中でもっと重要なことは、車いすなら車いすの当事

の声はどうなのかという点では、この専門家会議

のような方向に向かつて専門家会議がいい実現可

能な結論を出していただくように、そして私ども

としても、大臣も重度障害者の生活保障問題の重

要性を先ほど申されましたけれども、その前進に

向かつて何とか仕遂げていきたいという気持ちで

おります。

○前島英三郎君 ゼひいい答えが出るように期待

をいたします。

さて、この四月もう一つの報告書が出されてお

ります。脳性麻痺者等全身性障害者問題研究会の報告でございます。昨年七月、中間報告がありま

す。ただいまはその総まとめでございますが、十分

して、今回はその総まとめでございますが、十分

に読み合えたと私は

評価しているんですけれども、この報告書の位置づけ、性格、特徴につきましては、中身をごらんいただいておられますからわかりますけれども、この研究会が対象としている障害者の皆さんと、生活保障専門家会議が念頭に置いている障害者とは、まさにびったり重なり合っていると思いま

す。検討委員会としては、脳性麻痺研究会の成果

というものを当然参考にしてこられたと思

うのです。また予算編成との関係もありま

す。

一方では、身体障害者福祉審議会の答申に基づく法律改正との関係も考えなければならないのでは

ないかと思ひます。そうした各方面との兼ね合い

も考えながら、一応専門家会議の全体的な結論と

いうようなものは出るのかどうか。それはまた

いつごろになるだろうか。その辺の見通しはいか

がございましょう。

○政府委員(正木謹君) 先生ただいまおっしゃら

れましたように、この問題につきましては、五十年を目途としておる身体障害者福祉法の改正と

も関連する面が当然出てまいりだと思います。それ

ます。いろいろな他制度との関連というものを考

慮しなければ、なかなか具体案というものはまと

まつてまいらない。その辺にもむずかしさがある

と思ひますけれども、私どもとしては、そういう

諸情勢も十分見詰めながら、少しでも前進が図れ

しでもそういう人たちが生活の基盤の中で、憲法

二十五条にのつとつた生活が保障されるという社

会が僕は本当の温かい社会だと思います。

そういう点では、今年度につきましては、まことに残念ながら厳しい財政状況で、大変おくれた支給というような部分をも聞くにつけましても、一万円が何でもない人と、百円が実はあしたの生

活の中に厳しい状況を迎えるというような人たち

をも思いますと、厚生大臣の温かい気持ちで

ものを作り、こうした委員会を通して強くそ

しておられる方は多いとは思うのですけれども、その専門家会議の結論が出た場合、制度改正あるいは法改正が必要になってくる部分もあるかと思うのです。また予算編成との関係もありま

す。

○國務大臣(森下元晴君) 午前中に通していただ

きました老人保健法も、実は五十二年秋でござ

ますから、五年前に懇談会といた形から発足し

て、いろいろ皆さん方の御支援できよう委員会を

通さしていただきたわけでございます。そういう

ことでこんなにかかってはかなわぬわけでござい

ますけれども、重度の障害者の方々の所得保障の

ためのいろいろ制度、そういうものにつきまして

も、全力を挙げてやらしてもらいたいと、このよ

うに思つております。それが国際障害者年を去年

終わりまして、そして前向きでこの問題に取り組

んでおります私どもの今後十年計画でどういう形

のものができますか。福祉大国日本というそういう

名を高らかに上げていきたいと思っております。

実は、私きのうちようど富山へ行きました。あ

そこにつばな施設が今まできております。今度

リハビリのかなり予算をつけたつけてやつてこ

う。肢体不自由児の方がたくさんおいでになるし、ちょ

うど老人特養と御一緒になつております。車い

すの方がたくさんおいでになるし、ふろへ入れる

設備もつぱにでてきております。その前の前の日

曜日には兵庫県の但馬の方です。ここにもりつば

な施設ができております。

ああいう施設を見ますと、本当にどんどんりつ

ぱなものがでておるなという感じがいたします

が、ただ恐らく、全体から見れば、一部の方が利

用されておるだけで、まだほかのそういう方が

たくさんおいでになると思うんですね。そういうことで、私もできる限りそういう施設を見させていただきまして、激励をすると同時に全国的にそういう方が恵まれるように、そういうふうな覺直しといふものは、まさに本当に必要とする方々に重点的に福祉をやるのだと、そういうふうな覺悟で今後も取り組んでまいりたいと思うわけでございます。

○前島英三郎君 いろいろな新しい施策の実現は、予定どおりにいきまして五十九年度からでございますけれども、そうしますと、五十八年度もさいますけれども、そうしますと、五十八年度も今年度と同じような惨めな思いをしなければならないのか、それが大変心配でもございます。現在、五十八年度予算の概算要求の取りまとめの時期でございますが、マイナスシーリングという状況の中でどのような姿勢で概算要求の作成に当たつておられるのか、承っておきたいと思います。一つは年金関係、それから障害者福祉対策関係、それをお答えをいただければありがたいと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○国務大臣(森下元晴君) 厚生省が柱としておりますのは、年金の問題、それから健康を守るためにの健康保険の問題、それからもちろん福祉の問題でございますが、五十八年度の実は予算につきましては、全般的な財政難、歳入欠陥と言われるところでございまして、ゼロシーリングというようなことを大蔵省から言われまして、むだを省けといふような至上命令もありまして、非常に苦慮しております。その中で福祉の後退と言われないように、またそういう重点事項が非難されないよう全力を挙げていただきたい。それとの所管で一生懸命実はやっておりますけれども、きょうまでは実はこの老人保健法、またこの三法に厚生省挙げてやつてきたわけでございます。これからこの五千八年度の予算に取り組んでいくわけでございますから、いまいろいろお話をあつた問題につきましては、全力を挙げまして、年金問題また障害者の福祉の問題が後退しないように——昨年もいろいろ御不満な点はあつたと思ひますけれども、十年

計画という至上命令もございますから、よく大蔵省にもかけ合いまして、全力を挙げたいというふうに考えておる次第でございます。

○前島英三郎君 所得保障制度がしっかりと確立されると、障害を持つた人も町の中で生きていくことができるわけあります。大臣は富山県の高岡のちょっと南の方にあるあの施設をごらんになつたと思いますが、しかしあの施設そのものも、荒涼としたたんぱの中にまだ点在しているにすぎない。またそこに生涯生きいかなければならぬ障害を持つた人たちの立場を思いますと、もつともと町の中で障害を持つた人も健康な人と一緒に生活できる環境こそ大切ではなかろうか。それをまだ多くの障害を持つていてる人たちは望んでいるのではないか。

○委員長(目黒今朝次郎君) 御異議ないと認めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(目黒今朝次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(目黒今朝次郎君) 安恒君提出の修正案は予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣から本修正案に対する意見を聽取いたします。森下厚生大臣。

○国務大臣(森下元晴君) ただいまの日本社会党・公明党・国民会議・日本共産党・民社党・国民連合・新政クラブ及び一の会提出の修正案について、政府といたしましては反対でございます。

○委員長(目黒今朝次郎君) 他に御発言もなければ、これより原案並びに修正案について討論に入ります。

○委員長(目黒今朝次郎君) ただいまの日本社会党・公明党・国民会議・日本共産党・民社党・国民連合・新政クラブ及び一の会提出の修正案については、政府といたしましては反対でございます。

○委員長(目黒今朝次郎君) 他に御発言もなければ、これより原案並びに修正案について討論に入ります。

○委員長(目黒今朝次郎君) ただいまの日本社会党・公明党・国民会議・日本共産党・民社党・国民連合・新政クラブ及び一の会を代表いたしまして、提案の理由を御説明申し上げます。

○委員長(目黒今朝次郎君) 修正の要旨は、昭和五十七年度における障害年金、遺族年金及び留守家族手当等の額の引き上げ修正の要旨は、昭和五十七年度における障害年金の実施の時期を、昭和五十七年五月から同年四月に繰り上げること。

以上であります。

○委員長(目黒今朝次郎君) 何とぞ委員各位の御賛同をお願いをいたします。

○佐々木満君 いたしまして、私の質問を終わります。

○委員長(目黒今朝次郎君) 活力ある福祉社会をつくり、これが國の繁栄につながるのだというこそは、臨調でも示されておりますし、また福祉社会を問題に供します。

○委員長(目黒今朝次郎君) 少数と認めます。よつて、安恒君提出の修正案は否決されました。

○委員長(目黒今朝次郎君) まず、安恒君提出の修正案を問題に供します。

○委員長(目黒今朝次郎君) 本修正案に賛成の方の举手を願います。

○委員長(目黒今朝次郎君) 〔賛成者举手〕

○委員長(目黒今朝次郎君) 少数と認めます。よつて、安恒君提出の修正案は否決されました。

○委員長(目黒今朝次郎君) 次に、佐々木君提出の修正案を問題に供します。

会というものがいわゆる自由国家を支えていくんだというようなことも言われてるわけでござりますから、私は福祉につきましては、全力を挙げていいこう、こういうふうに実は考えておるわけであります。「完全参加と平等」ということが本当に重度障害者初め身体障害者の方々の理想とする姿ではあるまい。それにあってそういう方々の希望を満たすことが社会の活力につながると、このように思つておるわけでございます。

○委員長(目黒今朝次郎君) 他に御発言もなければ、右三案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(目黒今朝次郎君) 修正の要旨は、原案のうち、昭和五十七年五月一日、再度の引き上げについて自由民主党・自由国民会に対する修正案について自由民主党・自由国民会に対する修正案については同年八月一日施行となつております。これで公布の日と改め、昭和五十七年五月一日再度の引き上げについては同年八月一日にそれそれさかのぼつて適用しようとしておりますので、これを公布の日と改め、昭和五十七年五月一日再度の引き上げについては同年八月一日にそれそれさかのぼつて適用しようとするものであります。

○委員長(目黒今朝次郎君) 何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(目黒今朝次郎君) 修正の要旨は、原案のうち、昭和五十七年五月一日再度の引き上げについて自由民主党・自由国民会に対する修正案については同年八月一日施行となつております。これで公布の日と改め、昭和五十七年五月一日再度の引き上げについては同年八月一日にそれそれさかのぼつて適用しようとしておりますので、これを公布の日と改め、昭和五十七年五月一日再度の引き上げについては同年八月一日にそれそれさかのぼつて適用しようとするものであります。

○委員長(目黒今朝次郎君) 修正の要旨は、原案のうち、昭和五十七年五月一日再度の引き上げについて自由民主党・自由国民会に対する修正案については同年八月一日施行となつております。これで公布の日と改め、昭和五十七年五月一日再度の引き上げについては同年八月一日にそれそれさかのぼつて適用しようとしておりますので、これを公布の日と改め、昭和五十七年五月一日再度の引き上げについては同年八月一日にそれそれさかのぼつて適用しようとするものであります。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(日黒今朝次郎君) 多数と認めます。よ

つて、佐々木君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除い

た原案全部を問題に供します。

修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願い

ます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(日黒今朝次郎君) 多数と認めます。よ

つて、修正部分を除いた原案は可決されました。

以上の結果、本案は多數をもって修正議決すべ

きものと決定いたしました。

この際、安恒君から発言を求められております

ので、これを許します。安恒君。

○安恒良一君 私は、ただいま可決されました戦

傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法

律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社

会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・

国民連合、新政クラブ及び一の会各派共同提案に

より附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を

改正する法律案に対する附帯決議案(案)

政府は、次の事項につき、速やかに格段の努

力を払うべきである。

一、一般戦災者に対し、戦時災害によって身体

に障害を受けた者及び死亡した者に関する援

護の検討を目途としてその実態調査を実施す

ること。

二、戦没者遺族等の老齢化の現状及び生活の実

態にかんがみ、国民の生活水準の向上等にみ

あって、今後とも援護の水準を引き上げ、公

平な援護措置が行われるよう努めること。

三、給付改善の実施時期については、従来の經

緯を踏まえ、適切な措置を講ずること。

四、戦没者遺族等の老齢化の現状にかんがみ、海外旧戦域における遺骨収集、慰霊巡拝等について、更に積極的に推進すること。

五、生存未帰還者の調査については、引き続き

関係方面との連絡を密にし、調査及び帰還の

促進に万全を期するとともに、中国からの引

揚者が一日も早く日本社会に復帰できるよう

その対策に遺憾なきを期すること。

六、中国残留日本人孤児の肉親調査を今後とも

積極的に推進するとともに、帰国を希望する

孤児の受入れについて、関係各省及び地方自

治体が一体となって必要な措置を講ずること。

七、かつて日本国籍を有していた旧軍人軍属等

に係る戦後処理のなお未解決な諸問題につい

ては、人道的な見地に立ち、早急に、関係各

省が一体となって必要な措置を講ずるよう検

討すること。

八、法律の内容について必要な広報等に努める

等更にその周知徹底を図るとともに、相談体

制の強化、裁定等の事務の迅速化に更に努め

ること。

右決議する。

○委員長(日黒今朝次郎君) ただいま安恒君から

提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行

います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(日黒今朝次郎君) 全会一致と認めま

す。よって、安恒君提出の附帯決議案は全会一致

をもつて本委員会の決議とすることに決定いたし

ました。

ただいまの決議に対し、森下厚生大臣から発言

を認められておりますので、これを許します。森

下厚生大臣。

○國務大臣(森下元晴君) ただいま御決議になら

れました附帯決議につきましては、その御趣旨を

十分尊重いたしまして努力いたす所存でございま

す。

○委員長(日黒今朝次郎君) なお、審査報告書の

作成につきましては、これを委員長に御一任願い

たいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(日黒今朝次郎君) 御異議ないと認め、

さよう決定いたします。

○委員長(日黒今朝次郎君) 国民年金法等の一部

を改正する法律案を議題といたします。

本案に対し、渡部君及び佐々木君からそれぞれ

委員長の手元に修正案が提出されております。両

修正案の内容はお手元に配付のとおりでございま

す。

○委員長(日黒今朝次郎君) 渡部君提出の修正案

を改正する法律案を議題といたします。

この際、両修正案を議題とし、趣旨説明を聴取

いたします。渡部君。

○渡部通子君 ただいま議題となりました国民年

金法等の一部を改正する法律案に対する修正案に

ついて、日本社会党、公明党・国民会議、日本共

産党、民社党・国民連合、新政クラブ及び一の会

を代表いたしまして、提案の理由を御説明申し上

げます。

修正の要旨は、

一、昭和五十七年度における厚生年金保険、船員

保険及び拠出制国民年金の年金額の物価スライ

ドの実施時期を政府案より一ヶ月繰り上げ、厚

生年金保険及び船員保険については昭和五十七

年六月から、拠出制国民年金については同年七

月からにすること。

二、福祉年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当

及び福祉手当の額の引き上げの実施時期を、政

府案より一ヶ月繰り上げ、昭和五十七年八月か

らにすること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(日黒今朝次郎君) 佐々木君。

○佐々木清君 ただいま議題となりました国民年

金法等の一部を改正する法律案に対する修正案に

つきまして、自由民主党・自由国民会議を代表い

たしまして、提案の理由を御説明申し上げます。

修正の要旨は、拠出年金の昭和五十七年度にお

ける物価スライドの措置について、原案では、厚

生年金保険及び船員保険が昭和五十七年七月一

日、国民年金は同年八月一日から施行することに

なっておりますが、それぞれの期日がすでに経過

しておりますので、これを公布の日から施行し、

七月一日、八月一日にそれぞれかのばつて適用

しようとするものであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま

す。

○委員長(日黒今朝次郎君) 渡部君提出の修正案

は予算を伴うものでありますので、国会法第五十

七条の三の規定により、内閣から本修正案に対する

意見を聴取いたします。森下厚生大臣。

○国務大臣(森下元晴君) ただいまの日本社会

党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・國

民連合、新政クラブ及び一の会提出の修正案につ

いては、政府としては反対でございます。

○委員長(日黒今朝次郎君) 他に御発言もないよ

うですから、これより原案並びに修正案について

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

別に御発言もないようですから、これより国民

年金法等の一部を改正する法律案について採決に

入ります。

本案については、渡部君及び佐々木君からそれ

ぞれ修正案が提出されており、これら両修正案に

はそれぞれ共通する部分もございますが、便宜、

各修正案ごとに採決を行います。

まず、渡部君提出の修正案を問題に供します。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(日黒今朝次郎君) 少数と認めます。

よって、渡部君提出の修正案は否決されました。

次に、佐々木君提出の修正案を問題に供しま

す。

○委員長(日黒今朝次郎君) 「賛成者挙手」

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(日黒今朝次郎君) 多数と認めます。よ

つて、佐々木君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除い

た原案全部を問題に供します。

修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願い

ます。

○委員長(日黒今朝次郎君) 「賛成者挙手」

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(日黒今朝次郎君) 多数と認めます。よ

つて、佐々木君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除い

た原案全部を問題に供します。

修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願い

ます。

○委員長(日黒今朝次郎君) 「賛成者挙手」

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

ます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(日黒今朝次郎君) 多数と認めます。よって、修正部分を除いた原案は可決されました。

以上の結果、本案は多数をもつて修正議決すべきものと決定いたしました。

この際、渡部君から発言を求められますので、これを許します。渡部君。

○渡部通子君 私は、ただいま可決されました国民年金法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党・公明党・国民会議、日本共産党・民社党・国民連合・新政クラブ及び一の会各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一、本格的な高齢化社会の到来を迎える中高年齢者の雇用の改善と特に適正な給付と公正な負担のあり方を含め公的年金制度全体の抜本的検討を加え改善を図ること。

二、拠出制年金の物価スライドの実施時期及び福祉年金等の給付改善の実施時期については、従来の経緯を踏まえ、前向きに適切な措置を講ずること。

三、婦人の年金権のあり方については、被用者の妻の国民年金への任意加入制度に関し早急に結論を出し、その結果を踏まえて総合的な見地から検討を進め、速やかにその確立に努めること。

四、各福祉年金については、引き続きその充実に努めるとともに、関係諸制度との関連を含め、基本的な検討を行うこと。

五、本格的な年金時代を迎えるに当たり、受給者、被保険者に個別的かつ具体的に対応できるよう年金相談体制を充実するとともに、業務処理体制の強化を図り、これにあわせて、業

支払期月、支払回数及び支払方法の制度間の整合について検討すること。

六、老齢年金及び通算老齢年金は、非課税とするよう努めること。

七、五人未満事業所の従業員に対する厚生年金保険の適用の問題について、具体的方策を樹立し、その適用の促進に努めること。

八、中国からの帰国者並びに国際化の進展に伴う海外長期在住者及び在日外国人等に対する年金制度について、適切な方策の確立に努めること。

九、積立金の管理運用については、被保険者の福祉を最優先とし、積立金の民主的運用に努めること。

十、児童手当制度については、長期的展望に立って、制度の基本的な検討を進め、その改善に努めること。

右決議する。

○委員長(日黒今朝次郎君) ただいま渡部君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成挙手〕

○委員長(日黒今朝次郎君) 全会一致と認めます。

本附帯決議案を議題とし、採決を行います。

〔賛成挙手〕

○委員長(日黒今朝次郎君) ただいま渡部君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成挙手〕

○委員長(日黒今朝次郎君) ただいま渡部君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成挙手〕

○委員長(日黒今朝次郎君) ただいま渡部君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成挙手〕

○委員長(日黒今朝次郎君) ただいま渡部君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成挙手〕

さよう決定いたします。

○委員長(日黒今朝次郎君) 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対し、柄谷君から委員長の手元に修正案が提出されています。修正案の内容はお手元に配付のとおりでございます。

この際、本修正案を議題とし、趣旨説明を聴取いたします。柄谷君。

ただいま議題となりました原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について、日本社会党・公明党・国民会議、日本共産党・民社党・国民連合・新政クラブ及び一の会を代表いたしまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

修正の趣旨は、昭和五十七年度における医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理制度手当及び保健手当の額の引き上げの実施時期を、昭和五十七年九月から同年八月に繰り上げること。

〔賛成者挙手〕

○委員長(日黒今朝次郎君) 少数と認めます。よって、柄谷君提出の修正案は否決されました。

それでは次に、原案全部を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(日黒今朝次郎君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、安恒君から発言を求めております。

安恒君。

ただいま議題となりました原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本修正案を議題とし、趣旨説明を聴取いたします。

柄谷君。

ただいま議題となりました原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本修正案を議題とし、趣旨説明を聴取いたします。

ること。

四、被爆者について、死没者の状況が十分把握されていないことにかんがみ、その調査を行なうこと。

五、原爆病院の整備改善を行い、病院財政の助成に十分配慮し、その運営に当たっては、被爆者が必要とする医療を十分受けられるよう万全の措置を講ずるとともに、被爆者に対する家庭奉仕員制度の充実及び相談業務の強化を図ること。

六、被爆者とその子及び孫に対する放射能の影響についての調査、研究及びその対策について十分配慮するとともに、原爆医療調査機関の一元一体化について検討し、その促進を図ること。

七、放射線影響研究所の研究成果を、被爆者の健康管理と治療に、より役立てるため、運営の一層の改善、同研究所の移転、原爆病院との連携強化などにつき検討すること。

八、給付改善の実施時期については、従来の経緯を踏まえ、前向きに適切な措置を講ずること。

右決議する。

○委員長(日黒今朝次郎君) ただいま安恒君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行ないます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(日黒今朝次郎君) 全会一致と認めます。よつて、安恒君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、森下厚生大臣から発言をもらっておりますので、これを許します。森下厚生大臣。

○国務大臣(森下元晴君) ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして努力いたす所存でございます。

○委員長(日黒今朝次郎君) なお、審査報告書の

作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(日黒今朝次郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十三分散会

〔参照〕

老人保健法案に対する修正案

老人保健法案の一部を次のよう修正する。

目次中「第六十二条」を「第六十三条」に、「第六十三条」を「第六十四条」第七十八条

条」に、「第七十八条」を「第六十九条」

条」に、「第八十四条」に、「第八十四条」を「第八十五条」第七十七条

条」に、「第八十五条」を「第八十六条」

条」に、「第七十八条」を「第七十九条」

条」に、「第七十九条」を「第八十条」

条」に、「第八十条」を「第八十一条」

条」に、「第八十一条」を「第八十二条」

条」に、「第八十二条」を「第八十三条」

条」に、「第八十三条」を「第八十四条」

条」に、「第八十四条」を「第八十五条」

条」に、「第八十五条」を「第八十六条」

条」に、「第八十六条」を「第八十七条」

条」に、「第八十七条」を「第八十八条」

条」に、「第八十八条」を「第八十九条」

条」に、「第八十九条」を「第九十条」

条」に、「第九十条」を「第九十一条」

条」に、「第九十一条」を「第九十二条」

条」に、「第九十二条」を「第九十三条」

条」に、「第九十三条」を「第九十四条」

条」に、「第九十四条」を「第九十五条」

条」に、「第九十五条」を「第九十六条」

2 前項の医療費按分率及び加入者按分率は、それぞれ二分の一とする。

3 第一項第二号の概算加入者調整率は、厚生省令で定めるところにより、当該年度におけるすべての保険者に係る加入者の見込総数に対する七十歳以上の加入者等の見込総数の割合を当該年度における当該保険者に係る加入者の見込数に対する七十歳以上の加入者等の見込数の割合

(その割合が百分の二十を超えるときは百分の一とする)で除して得た率を基礎として保険者がごとに算定される率とする。

二十とし、百分の一に満たないときは百分の一とする。

三十とし、百分の一に満たないときは百分の一とする。

四十とし、百分の一に満たないときは百分の一とする。

五十とし、百分の一に満たないときは百分の一とする。

六十とし、百分の一に満たないときは百分の一とする。

七十とし、百分の一に満たないときは百分の一とする。

八十とし、百分の一に満たないときは百分の一とする。

九十とし、百分の一に満たないときは百分の一とする。

一百とし、百分の一に満たないときは百分の一とする。

一百二十とし、百分の一に満たないときは百分の一とする。

一百三十とし、百分の一に満たないときは百分の一とする。

一百四十とし、百分の一に満たないときは百分の一とする。

一百五十とし、百分の一に満たないときは百分の一とする。

一百六十とし、百分の一に満たないときは百分の一とする。

一百七十とし、百分の一に満たないときは百分の一とする。

一百八十とし、百分の一に満たないときは百分の一とする。

一百九十とし、百分の一に満たないときは百分の一とする。

一百二十とし、百分の一に満たないときは百分の一とする。

一百三十とし、百分の一に満たないときは百分の一とする。

一百四十とし、百分の一に満たないときは百分の一とする。

一百五十とし、百分の一に満たないときは百分の一とする。

一百六十とし、百分の一に満たないときは百分の一とする。

一百七十とし、百分の一に満たないときは百分の一とする。

一百八十とし、百分の一に満たないときは百分の一とする。

一百九十とし、百分の一に満たないときは百分の一とする。

一百二十とし、百分の一に満たないときは百分の一とする。

一百三十とし、百分の一に満たないときは百分の一とする。

(保険者が合併、分割及び解散をした場合における拠出金の額の特例)

第五十八条 合併又は分割により成立した保険者、合併又は分割後存続する保険者及び解散をした保険者の権利義務を承継した保険者に係る拠出金の額の算定の特例については、政令で定める。

第八十六条 第二項第二号中「第七十三条」を「第七十四条」に改め、同条を第八十七条とする。

第八十五条 第二項第一号中「第六十六条」を「第六十七条」に、「提出をせず、又は「報告若しく

は文書その他の物件の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくはに改め、同項第二号中「第七十

八条第三項」を「第七十九条第三項」に改め、同条

第二項中「第七十五条第一項」を「第七十六条第一項」に改め、同条を第八十五条とする。

第六章中第八十三条を第八十四条とし、第七十

八条から第八十二条までを一条ずつ繰り下げる。

第五章中第七十七条を第七十八条とし、第七十

八条を第七十七条とする。

第七十五条第一項中「第六十四条」を「第六十五

条」に改め、同条を第七十六条とする。

第七十四条を第七十五条とし、第七十七条から

第七十三条までを一条ずつ繰り下げる。

第七十条第一項中「第六十三条第二項」を「第六

十四条第二項」に改め、同条第三項中「第六十三条

第一項第二号」を「第六十四条第一項第二号」に改め、同条を第七十七条とする。

第六十九条を第七十条とし、第六十八条を第六

十九条とし、第六十七条を第六十八条とする。

第六十六条の見出しを「(報告等)」に改め、同条

第一項第二号」を「第六十四条第一項第一号」に改め、「基金は」の下に「保険者に対し、毎年度、加

入者数その他の厚生省令で定める事項に関する報告を求めるほか」を加え、「第六十三条第一項第一号」を「第六十四条第一項第一号」に改め、「保険者に対し」を削り、同条を第六十七号とする。

第六十五条を第六十六条とし、第六十四号を第六

十五条とし、第六十三条を第六十四号とする。

第六十五条を第六十六条とし、第六十四号を第六

十五条とし、第六十三条を第六十四号とする。

第六十五条を第六十六条とし、第六十四号を第六

十五条とし、第六十三条を第六十四号とする。

第六十五条を第六十六条とし、第六十四号を第六

十五条とし、第六十三条を第六十四号とする。

第六十一條の見出しを「(通知等)」に改め、同条第一項中「基金」の下に「及び各保険者」を加え、同条に次の二項を加える。

金（同法の規定による被保険者に係るものに係る。）の同条第二項の期間（その期間に係る日の算定に当たつては、一月を三十日として計算する。）に係る額に達したときは、その後は、支払うことを要しない。

規定中「第二十五条第一項名号ニ掲グル」を「ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ」に改める。

える改正規定を次のように改める。

第五十九条第一項中「費用」の下に「老人保健
拠出金ノ納付ニ要スル費用ヲ含ム」を加え、同
条第六項中「及第二十七条ノ四ノ規定ニ依ル給
付ニ要スル費用ノ額」を、「第二十七条ノ四ノ
規定ニ依レ合付ニ要スル費用及老人保健出金

あると認めるときは、市町村長は対し、これをの者に対する医療に要する費用に関する文書の提出を求めることができる。

第四条 第五十四条から第五十七条までの規定による保険者の拠出金の算定方法については、この法律の施行の状況及びこの法律施行後の諸事情の変化等を勘案し更に検討が加えられ、この

附則第八条中第七十一条ノ四各項を改め、同条に第一項として一項を加える改正規定を次のように改める。

(納付の猶予)

法律施行後三年以内を目途として所要の措置が講じられるべきものとする。

「第七十一条ノ第四第二項中「及保健施設費」を「、保健施設費及老人保健拠出金」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

大臣の承認を受けて、その納付すべき期限から一年以内の期間を限り、その一部の納付を猶予することができる。

翌年度以降前条の規定により保険者の拠出金の算定方法に関する措置が講じられるまでの間に係る第五十五条第一項第二号の加入者按分率は、同条第二項の規定にかかるらず、毎年度、

二項ノ申出ヲ為スコトヲ得
附則第八条中第七十一条ノ四に一項を加える改
正規定及び第七十五条ノ二の改正規定を削る。
附則第八条中附則第七条第一項及び第二項の改
正規定を次のように改める。

2 基金は、前項の規定による猶予をしたときは、その旨、猶予に係る拠出金の額、猶予期間その他必要な事項を保険者に通知しなければならない。

は、同条第二項の規定にかかるらず、毎年度、二分の一以下の範囲内で政令で定める率とする。この場合において、同条第一項第一号の医療費按分率は、同条第二項の規定にかかるらず、一から当該加入者按分率を控除して得た率とする。

附則第八条中附則第七条第一項及び第二項の改正規定を次のように改める。

附則第八条に次の改正規定を加える

保険組合ニ係ル老人保健拠出金ノ納付】を加え

附則第十一條のうち第二十八條第一項本文の改

正規定中〔昭和五十六年法律第
号〕第二十

五条第一項第二号ニ掲ゲル」を「(昭和五十七年法)

律第号ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヨ得バ、于ニ、「同号ニ掲タルニ當法」ノ規定ニ成化

医療ヲ受クルコトヲ得ベキニ致ム。

附則第十一條のうち第三十一条ノ一第一項の改

正規定中「第二十五条第一項各号ニ掲タル」を「ノ

規定ニ依ル医療ヲ受ケルコトヲ得ベキ」に改める
附則第一第一条口第二五七第一項本文が第四項の

附則第十一條中第五十九項第一項及び第四項が
第十項までを改め、同條第三項の次に一項を加

卷之三

える改正規定を次のように改める。

第五十九条第一項中「費用」の下に「老人保健
提出金ノ納付ニ要スル費用ヲ含ム」を加え、同
項ノ申出ヲ為スコトヲ得。

附則第十一條中第五十九条第一項の次に一項を
加える改正規定及び第五十九条ノ一第一項を改
め、同条の次に「一条を加える改正規定を削る。
附則第十一條中第六十条第一項各号の改正規定
を次のように改める。

第六十条第一項各号中「第五十九条第八項」を
「第五十九条第九項」に改める。

附則第十一條中附則第五項の改正規定を削る。
附則第十一条中附則第十九項の改正規定を次の
よう改める。

附則第十九項中「第五十九条第七項」の下に
「及第八項」を加える。

附則第十一條中附則第二十項の改正規定及び附
則第二十一項の改正規定を次のように改める。

附則第二十項及び附則第二十一項中「第五十九
条第八項」を「第五十九条第九項」に改める。

附則第十三條のうち第十四条に一項を加える改
正規定中「昭和五十六年法律第　　号」を「昭和五
十七年法律第　　号」に改める。

附則第十三条のうち第十七条の四第一項の改正
規定中「第二十五条第一項各号に掲げる」を「の規
定による医療を受けることができる」に改める。
附則第十三条中第二十九条を改め、同条に一項
を加える改正規定を次のように改める。

第二十九条中「費用」の下に「老人保健提出金
の納付に要する費用を含む。」を加える。

附則第十三条中第三十条を改め、同条に三項を
加える改正規定を削る。

号」に改める。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案による部分を除く。)に限る。)の例による。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項を次のように改める。

この法律は、公布の日から施行し、改正後の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律第二条第三項、第三条第三項、第四条の二第三項、第五条第四項及び第五条の二第三項の規定は、昭和五十七年八月一日から適用する。

附則第二項中「昭和五十七年八月」を「昭和五十七年七月」に改める。

この修正の結果必要となる経費は、約二億七千円の見込みである。

七月三十日本委員会に左の案件が付託された。

一、戦時災害援護法案(本岡昭次君外六名発議)

戦時災害援護法

(援護)

第一条 先の大戦の際に、本邦その他の政令で定める地域において、これらの地域ごとに政令で定める期間内に、空襲その他の政令で定める戦時災害にかかつた者で当該戦時災害にかかつた当时日本の国籍を有していたものの当該戦時災害による負傷、疾病、障害及び死亡に関する援護に関しては、この法律に別段の定めがあるものを除き、戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号。以下「特別援護法」という。)及び戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二十七号。以下「遺族援護法」とい

う。)(公務上の負傷又は疾病に係る障害年金及び障害一時金並びに弔慰金に係る部分(第三十五条第二項において準用する第二十四条第三項に係る部分を除く。)に限る。)の例による。

前項に規定する負傷又は疾病が特別援護法に規定する公務上の傷病に該当する場合においては、同項に同法に係る部分の規定は適用しない。

第二条 前条第一項に規定するもののはか、同項に規定する者で当該戦時災害により死亡したものの(以下この条において「戦災死亡者」という。)の遺族には、遺族給付金として百万円を支給する。

2 遺族給付金を受けることができる遺族の範囲は、戦災死亡者の死亡の当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。第四項及び第六項において同じ。)、子、父母、孫及び祖父母で、戦災死亡者の死亡の当時日本の国籍を有し、かつ、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたものとする。

3 戦災死亡者の死亡の当時胎兒であった子が出生し、かつ、出生によつて日本の国籍を取得したときは、将来に向かつて、その子は、戦災死亡者の死亡の当時日本の国籍を有し、かつ、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていた子とみなす。

4 遺族給付金を受けることができる遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順序とする。ただし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にして、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

5 遺族援護法第三十六条第二項の規定は、前項の規定により遺族給付金を受けることができる順位にある遺族が生死不明である場合について準用する。この場合において、同条第二項中「弔慰金」とあるのは「遺族給付金」と、「昭和二十七年四月一日」とあるのは「戦時災害援護法

(昭和五十七年法律第一号)の施行の日」と、「昭和二十七年四月二日」とあるのは「同法の施行の日の翌日」と読み替えるものとする。

6 第二項に規定する遺族が、戦災死亡者の死亡の日以後この法律の施行の日(次項において「施行日」という。)前に、次の各号のいずれかに該当したときは、遺族給付金を支給しない。

一 日本の国籍を失つたとき。

二 離縁によつて、戦災死亡者の親族関係が終了したとき。

三 配偶者については、婚姻(届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしたとき。

四 配偶者、子及び孫については、第二項に規定する者及び戦災死亡者の兄弟姉妹で、戦災死亡者の死亡の当時、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたもの以外の者の養子となつたとき。

5 禁錮以上の刑に処せられ、施行日(戦災死亡者の死亡の日が同日後であるときは、その死亡の日)において、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの遺族(刑の執行猶予の言渡しを受けた遺族を除く。)には、遺族給付金を支給しない。

6 遺族給付金は、五年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。この場合においては、遺族援護法中國債に係る部分の規定を準用する。

7 遺族給付金は、又は別表第一号表ノ三に定める程度の障害又は旧恩給法施行令(大正十二年勅令第三百六十七号。恩給法施行令の一部を改正する勅令(昭和二十一年勅令第五百四号)による改正前のものをいう。)第三十一条第一項に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、「第一項第二号」を「同項第一号」に改め、同項を同条第三項とする。

8 遺族給付金は、五年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。この場合においては、遺族援護法中國債に係る部分の規定を準用する。

9 遺族援護法第六条、第十六条、第二十八条本文、第三章、第四十五条から第四十八条まで及び第五十条の規定は、遺族給付金について準用する。

(調整規定)

第三条 第一条第一項に規定する負傷、疾病、障害又は死亡が、他の法令(行政措置を含む。)による給付(遺族に対する年金たる給付を含む。)でこの法律による援護に相当する給付として政令で定めるものの支給事由に該当する場合においては、政令の定めるところにより、この法律による援護の全部又は一部を行わないことがで

きる。

(政令委任)

第四条 遺族援護法に規定する日又は月の読み替えその他特別援護法及び遺族援護法の例によることが困難と認められる場合における特例に関する規定を設けることができる。

2 第一条第一項の規定に基づく政令の改正により新たに遺族給付金を受ける権利を有する者があることとなる場合においては、日の読み替え等について、政令で必要な規定を設けることができる。

3 第一条第一項の規定に基づく政令で定める日から施行する。

4 特別援護法の一部改正

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 特別援護法の一部を次のように改正する。

第三条 第一条第一号中「又は別表第一号表ノ三」を「若しくは別表第一号表ノ三に定める程度の障害又は旧恩給法施行令(大正十二年勅令第三百六十七号。恩給法施行令の一部を改正する勅令(昭和二十一年勅令第五百四号)による改正前のものをいう。)第三十一条第一項に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、「第一項第二号」を「同項第一号」に改め、同項を同条第三項とする。

第六条第一項中「(同条第二項の規定に該当する者)にあつては、同条同項。以下この条において同じ。」を削り、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

(特別援護法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律による改正前の特別援護法第四条第二項の規定により交付された戦傷病者手帳は、この法律による改正後の特別援護法第四条

第一項の規定により交付されたものとみなす。

(社会保険診療報酬支払基金法の一
部改正)

第四条 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十
三年法律第百二十九号)の一部を次のように改
正する。

第十三条第二項中「業務の外」を「業務のほか」
に、「第一百六十八号」を「第一百六十八号。戦時災
害援護法(昭和五十七年法律第
号)」により
その例によるものとされる場合を含む。以下こ
の項において同じ。」に改める。

(厚生省設置法の一
部改正)

第五条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五
十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「前項の外、左に」を「前項の
ほか、次に」に改め、同項第二号中「戦没者遺
族」の下に「、戦時災害傷病者、戦時災害死亡者
遺族」を加える。

第五条中「左に」を「次に」に、「但し」を「ただ
し」に、「基く」を「基づく」に、「基き」を「基づ
き」に、「行ない」を「行い」に、「取消」を「取消
し」に改め、同条第三十四号の二中「行なう」を
「行う」に改め、同条第三十五号の四中「行なわ
せ」を「行わせ」に改め、同条第四十五号中「聞い
て」を「聴いて」に改め、同条第六十三号の三中
「第一百六十八号」を「第一百六十八号。戦時災害援
護法(昭和五十七年法律第
号)」によりその
例によるものとされる場合を含む。第二十九条
第一項において同じ。」に改め、同条第六十三号
の六の次に次の「号を加える。

第六十三条 戦時災害援護法の定めるところ
により、障害年金等を受ける権利を裁定
し、及び障害年金の額を改定すること。

第五条第六十七号中「ものの外」を「もののは
か」に改める。
第十四条の三中「左の」を「次の」に改め、同条
第四号の六の次に次の「号を加える。
四の七 戰時災害援護法を施行すること。
第十四条の三第九号中「ものの外」を「もの」

ほか」に改める。

(第二十六条の二第一項中「戦傷病者」の下に
「、戦時災害傷病者」を加える。

第二十九条第一項の表援護審査会の項中「戦
傷病者戦没者遺族等援護法」の下に「(戦時災
害援護法(昭和五十七年法律第
号)」により
その例によるものとされる場合及
び同法の規定により準用される場合を含む。」に
を加える。

(身体障害者福祉法の一
部改正)

第六条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第
二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十九条の二第二項中「更生医療の外」を「更
生医療のほかに、「第一百六十八号」を「第一百六
八号。戦時災害援護法(昭和五十七年法律第
号)」によりその例によるものとされる場合及
び同法の規定により準用される場合を含む。」に
を加える。

(身体障害者福祉法の一
部改正)

第六条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第
一百六十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「基く」を「基づく」に改め、同
項第四号中「基いて」を「基づいて」に改め、同項
第五号の次に次の「号を加える。

(精神衛生法の一
部改正)

第七条 精神衛生法(昭和二十五年法律第百二十
三号)の一部を次のように改正する。

(精神衛生法の一
部改正)

第七条 第二項第四号中「第五号」を「第五号の
二」に改める。

(通算年金通則法の一
部改正)

第七条第二項第四号中「第五号」を「第五号の
二」に改める。

(通算年金通則法の一
部改正)

第七条 第二項第四号中「第五号」を「第五号の
二」に改める。

(地方税法の一
部改正)

第八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十
六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条第六項中「第一百六十八号」を「第一百
六十八号。戦時災害援護法(昭和五十七年法律
号)」によりその例によるものとされる場合を含む。

(地方税法の一
部改正)

第七十二条第六項中「第一百六十八号」を「第一百
六十八号。戦時災害援護法(昭和五十七年法律
号)」によりその例によるものとされる場合を含む。

(租税特別措置法の一
部改正)

第十一条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二
十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第一号中「第一百六十八号」を
「第一百六十八号。戦時災害援護法(昭和五十七年
法律第
号)」によりその例によるものとさ
れる場合を含む。」に改める。

(国民年金法の一
部改正)

第十二条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四
十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「基く」を「基づく」に改め、同
項第四号中「基いて」を「基づいて」に改め、同項
第五号の次に次の「号を加える。

(精神衛生法の一
部改正)

第十二条 第二項第四号中「第五号」を「第五号の
二」に改める。

(通算年金通則法の一
部改正)

第七条 第二項第四号中「五百八十一号」を「五百
八十一号」の一部を次のように改正する。

第十四条第二項第四号中「第一百二十七号」の下
に「若しくは戦時災害援護法(昭和五十七年法律
号)」を「五百八十一号」を「五百八十一号」の一部を次のように改正する。

(児童扶養手当法の一
部改正)

第十三条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第
二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第十四号の次に次の「号を加え
る。

(児童扶養手当法の一
部改正)

第十四条の二 戰時災害援護法(昭和五十七年法
律第
号)に基づく年金たる給付

(戦時災害援護法の一
部改正)

第十四条の二 戰時災害援護法(昭和五十七年法
律第
号)に基づく年金たる給付

一、老人医療費の有料化反対等に関する請願
(第五四五三号)

一、医療・福祉の拡充等に関する請願(第五四
四五四号)(第五四五五号)

一、仲裁裁判の即時完全実施に関する請願(第
五四四五号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六号)(第五四五七号)

一、医療・福祉の拡充等に関する請願(第
五四五六三号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六四号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六五号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六六号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六七号)

一、積寒給付金制度の改善・継続等に関する請
願(第五四五八号)

一、医療・福祉の拡充等に関する請願(第五四
五六八号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六九号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六七号)

一、積寒給付金制度の改善・継続等に関する請
願(第五四五七〇号)

一、医療・福祉の拡充等に関する請願(第五四
五六七二号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六七三号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六七四号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六七五号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六七六号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六七七号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六七八号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六七九号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六八〇号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六八一号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六八二号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六八三号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六八四号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六八五号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六八六号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六八七号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六八八号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六八九号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六九〇号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六九一号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六九二号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六九三号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六九四号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六九五号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六九六号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六九七号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六九八号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六九九号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六九〇号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六九一号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六九二号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六九三号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六九四号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六九五号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六九六号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六九七号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六九八号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六九九号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六九〇号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六九一号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六九二号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六九三号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六九四号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六九五号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六九六号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六九七号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六九八号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六九九号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六九〇号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第
五四五六九一号)

八五号) 第五四八六号) (第五四八七号) (第五四八八号) (第五四九一号) (第五四九二号) (第五四九三号) (第五四九四号) (第五四九五号) (第五四九六号) (第五四九七号)	一、老人保健医療制度の改善に関する請願 (第一五四四二号) (第五四六号)	一、適正な診療報酬の引上げ等に関する請願 (第一五四五五号)
一、中国残留日本人孤児の肉親探しの促進と帰国後における対策強化に関する請願 (第五四八号)	一、老人保健医療制度の改善に関する請願 (第一五五四六号)	一、老人保健医療制度の改善に関する請願 (第一五五六号)
一、中国残留日本人孤児の肉親探しの促進と帰国後における対策強化に関する請願 (第五四九号)	一、中国残留日本人孤児の肉親探しの促進と帰国後における対策強化に関する請願 (第五四九号)	一、中国残留日本人孤児の肉親探しの促進と帰国後における対策強化に関する請願 (第五四九号)
一、理容師法・美容師法・クリーニング業法の資格免許制度堅持に関する請願 (第五五〇八号)	一、理容師法・美容師法・クリーニング業法の資格免許制度堅持に関する請願 (第五五〇八号)	一、理容師法・美容師法・クリーニング業法の資格免許制度堅持に関する請願 (第五五〇八号)
一、じん肺法改正に関する請願 (第五五二五号)	一、じん肺法改正に関する請願 (第五五二五号)	一、じん肺法改正に関する請願 (第五五二五号)
一、老人保健医療制度の改善に関する請願 (第五五二六号) (第五五二二号)	一、老人保健医療制度の改善に関する請願 (第五五二六号) (第五五二二号)	一、老人保健医療制度の改善に関する請願 (第五五二六号) (第五五二二号)
一、個室付浴場業(トルコぶろ)をなくすため衆浴場法の一部改正に関する請願 (第五五二三号)	一、個室付浴場業(トルコぶろ)をなくすため衆浴場法の一部改正に関する請願 (第五五二三号)	一、個室付浴場業(トルコぶろ)をなくすため衆浴場法の一部改正に関する請願 (第五五二三号)
一、中国健康保険組合基盤強化に関する請願 (第五五二五号)	一、中国健康保険組合基盤強化に関する請願 (第五五二五号)	一、中国健康保険組合基盤強化に関する請願 (第五五二五号)
一、中国残留孤児対策の強化に関する請願 (第五五二八号)	一、中国残留孤児対策の強化に関する請願 (第五五二八号)	一、中国残留孤児対策の強化に関する請願 (第五五二八号)
一、老人医療無料制度の存続に関する請願 (第五五三一号)	一、老人医療無料制度の存続に関する請願 (第五五三一号)	一、老人医療無料制度の存続に関する請願 (第五五三一号)
一、老人医療費の有料化反対等に関する請願 (第五五三二号)	一、老人医療費の有料化反対等に関する請願 (第五五三二号)	一、老人医療費の有料化反対等に関する請願 (第五五三二号)
一、適正な診療報酬の引上げ等に関する請願 (第五五三三号)	一、適正な診療報酬の引上げ等に関する請願 (第五五三三号)	一、適正な診療報酬の引上げ等に関する請願 (第五五三三号)
一、老人医療有料化反対等に関する請願 (第五五三四号)	一、老人医療有料化反対等に関する請願 (第五五三四号)	一、老人医療有料化反対等に関する請願 (第五五三四号)
一、老人保健法案反対等に関する請願 (第五五三五号)	一、老人保健法案反対等に関する請願 (第五五三五号)	一、老人保健法案反対等に関する請願 (第五五三五号)
一、療術の制度化促進に関する請願 (第五五三九号)	一、療術の制度化促進に関する請願 (第五五三九号)	一、療術の制度化促進に関する請願 (第五五三九号)
一、老人保健医療制度の改善に関する請願 (三通)	老人保健医療制度の改善に関する請願 (三通)	老人保健医療制度の改善に関する請願 (三通)
請願者 東京都大田区西糀谷三ノ一一ノ一 紹介議員 藤田 進君 一 須藤章 外七十六名	請願者 東京都大田区西糀谷三ノ一一ノ一 紹介議員 藤田 進君 一 須藤章 外七十六名	請願者 東京都大田区西糀谷三ノ一一ノ一 紹介議員 藤田 進君 一 須藤章 外七十六名
この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。	この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。	この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。
第五四四〇号 昭和五十七年七月十六日受理	第五四四〇号 昭和五十七年七月十六日受理	第五四四〇号 昭和五十七年七月十六日受理
老人保健医療制度の改善に関する請願 (三通)	老人保健医療制度の改善に関する請願 (三通)	老人保健医療制度の改善に関する請願 (三通)
請願者 東京都大田区西糀谷三ノ一一ノ一 紹介議員 志吉 裕君 一 正子 外四百九十六名	請願者 東京都大田区西糀谷三ノ一一ノ一 紹介議員 志吉 裕君 一 正子 外四百九十六名	請願者 東京都大田区西糀谷三ノ一一ノ一 紹介議員 志吉 裕君 一 正子 外四百九十六名
この請願の趣旨は、第一二八一号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二八一号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二八一号と同じである。
第五四四五号 昭和五十七年七月十六日受理	第五四四五号 昭和五十七年七月十六日受理	第五四四五号 昭和五十七年七月十六日受理
老人保健医療制度の改善に関する請願 (二通)	老人保健医療制度の改善に関する請願 (二通)	老人保健医療制度の改善に関する請願 (二通)
請願者 千葉県柏市高田一九ノ三八 斎藤 紹介議員 新平 外七十七名	請願者 千葉県柏市高田一九ノ三八 斎藤 紹介議員 新平 外七十七名	請願者 千葉県柏市高田一九ノ三八 斎藤 紹介議員 新平 外七十七名
この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。	この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。	この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。
第五四五七号 昭和五十七年七月十七日受理	第五四五七号 昭和五十七年七月十七日受理	第五四五七号 昭和五十七年七月十七日受理
老人保健医療制度の改善に関する請願 (二通)	老人保健医療制度の改善に関する請願 (二通)	老人保健医療制度の改善に関する請願 (二通)
請願者 広島県福山市鞆町九五八ノ二 加藤 藤進 外一名	請願者 広島県福山市鞆町九五八ノ二 加藤 藤進 外一名	請願者 広島県福山市鞆町九五八ノ二 加藤 藤進 外一名

紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。

第五四五八号 昭和五十七年七月十七日受理
老人保健医療制度の改善に関する請願

請願者 川崎市高津区諏訪三四二 山本忠行
外六十四名

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。

第五四五九号 昭和五十七年七月十七日受理
医療・福祉の拡充等に関する請願

請願者 長野県下伊那郡松川町元大島二、七九五 吉沢圭子 外四百二名

紹介議員 阿見根 登君
この請願の趣旨は、第一二八一号と同じである。

第五五六三号 昭和五十七年七月十九日受理
老人保健医療制度の改善に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市上戸祭町一四二 半谷正男 外三十名

紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。

第五五六四号 昭和五十七年七月十九日受理
老人医療の有料化、年金スライドの実施時期延期
反対に関する請願

請願者 千葉県浦安市堀江一、四〇七ノ三 熊川勇次 外一名

紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。

第五五六七号 昭和五十七年七月十九日受理
老人保健医療制度の改善に関する請願

請願者 千葉県浦安市堀江一、四〇七ノ三 熊川勇次 外一名

紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。

第五五六八号 昭和五十七年七月十九日受理
老人保健医療制度の改善に関する請願

請願者 茨城県猿島郡総和町駅迎五七 渡辺政成 外百八名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。

第五四五六八号 昭和五十七年七月十九日受理
積寒給付金制度の改善・継続等に関する請願

請願者 北海道釧路市大樂毛四ノ三ノ二二 笹倉龍吉 外千四十六名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第五三一五号と同じである。

第五四五九号 昭和五十七年七月十九日受理
老人保健医療制度の改善に関する請願

請願者 京都市左京区吉田神楽岡町一一五 大庭津美子 外百八名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。

第五四五七〇号 昭和五十七年七月十九日受理
老人保健医療制度の改善に関する請願

請願者 埼玉県南埼玉郡代町須賀三五五 戸田敬一郎 外九名

紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。

第五四五七一号 昭和五十七年七月十九日受理
老人保健医療制度の改善に関する請願

請願者 東京都保谷市本町三ノ一九ノ七 金子隆 外二名

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。

第五四五八〇号 昭和五十七年七月二十日受理
老人保健医療制度の改善に関する請願(二通)

請願者 東京都豊島区南長崎四ノ三九 広川昭太郎 外一名

紹介議員 宮本 順治君
この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。

第五四五八一號 昭和五十七年七月二十日受理
老人医療の有料化反対等に関する請願

請願者 大阪市城東区放出西二ノ九ノ六 灰沢明 外三十名

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。

第五四五八二号 昭和五十七年七月二十日受理
老人医療の有料化反対、国民の健康と医療の確保に関する請願

請願者 大阪府豊中市豊南町南一ノ九ノ八 保木本照親 外五十九名

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第一一〇二号と同じである。

第五四五八三号 昭和五十七年七月二十日受理
この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。

第五四五七八号 昭和五十七年七月二十日受理
老人保健医療制度の改善に関する請願

請願者 東京都武藏村山市中藤一、四六〇 高松嘉代子 外九名

紹介議員 柏谷 照美君
この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。

第五四五八四号 昭和五十七年七月二十日受理
個室付浴場業(トルコぶろ)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 京都府舞鶴市水間 谷田音次郎 黒井絹 外四百九十四名

紹介議員 柏谷 照美君
この請願の趣旨は、第一二八一号と同じである。

第五四五八五号 昭和五十七年七月二十日受理
中国残留日本人孤児の肉親探しの促進と帰国後における対策強化に関する請願

請願者 岐阜県大垣市西外堀町二ノ三〇 米山彰 外九百九十九名

紹介議員 柏谷 照美君
この請願の趣旨は、第一二八三号と同じである。

第五四五八六号 昭和五十七年七月二十日受理
中国残留日本人孤児の肉親探しの促進と帰国後における対策強化に関する請願

請願者 大阪府河内長野市上原町一ー九ノ六二 芝浩一 外九百九十九名

紹介議員 沢脱タケ子君
この請願の趣旨は、第五三九五号と同じである。

第五四五八七号 昭和五十七年七月二十日受理
中国残留日本人孤児の肉親探しの促進と帰国後における対策強化に関する請願

請願者 山口市中央五ノ一ノ一二 石村幸江 外九百九十九名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第五三九五号と同じである。

第五四八八号 昭和五十七年七月二十日受理
中国残留日本人孤児の肉親探しの促進と帰国後に
おける対策強化に関する請願

請願者 川崎市中原区官内四八〇ノ一 広
瀧政子 外九百九十九名

紹介議員 宮本 順治君
この請願の趣旨は、第五三九五号と同じである。

第五四八九号 昭和五十七年七月二十日受理
中国残留日本人孤児の肉親探しの促進と帰国後に
おける対策強化に関する請願

請願者 神戸市兵庫区楠谷町一ノ一〇 戎
井隆寿 外九百九十九名

紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第五三九五号と同じである。

第五四九一号 昭和五十七年七月二十日受理
老人保健医療制度の改善に関する請願

請願者 東京都世田谷区上用賀一ノ一一
一六 友野幸

紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。

第五四九二号 昭和五十七年七月二十日受理
老人保健医療制度の改善に関する請願

請願者 横浜市金沢区富岡町大谷一、一五
八ノ一〇六 倉重太郎

紹介議員 青島 幸男君
この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。

第五四九三号 昭和五十七年七月二十日受理
老人保健医療制度の改善に関する請願

請願者 東京都中野区若宮二ノ五〇ノ一〇
榎本計

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。

第五四九四号 昭和五十七年七月二十日受理
老人保健医療制度の改善に関する請願

請願者 長野市南長野幡下六九二ノ二長野

請願者 東京都足立区花畠五ノ一七ノ四九
ノ四〇六 高橋世子 外六名

紹介議員 中山 千夏君
この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。

第五四九五号 昭和五十七年七月二十日受理
老人保健医療制度の改善に関する請願

請願者 東京都武蔵村山市中藤一、四三八
井上武

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。

第五四九六号 昭和五十七年七月二十日受理
老人保健医療制度の改善に関する請願

請願者 東京都世田谷区桜三ノ二ノ一八
成田賢二

紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。

第五四九七号 昭和五十七年七月二十日受理
老人保健医療制度の改善に関する請願

請願者 東京都墨田区原町一ノ二〇ノ一五
松村誠

紹介議員 美濃部亮吉君
この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。

第五四九八号 昭和五十七年七月二十日受理
中国残留日本人孤児の肉親探しの促進と帰国後に
おける対策強化に関する請願

請願者 秋田市土崎港南三ノ七ノ二 小幡
昭三 外九百九十九名

紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第五三九五号と同じである。

第五五〇八号 昭和五十七年七月二十日受理
老人保健医療制度の改善に関する請願

請願者 東京都中野区若宮二ノ五〇ノ一〇
榎本計

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。

第五五〇八号 昭和五十七年七月二十日受理
理容師法・美容師法・クリーニング業法の資格免
許制度堅持に関する請願

請願者 長野市南長野幡下六九二ノ二長野

理由

紹介議員 小山 一平君

理容業・美容業・クリーニング業は、国民の日常生活に密着した業種であり、その営業については関係法令により、資格免許制度をとっている。しかし行政の簡素化、合理化の一環として、資格免許制度の見直しが検討されていると聞いているが、この制度が廃止された場合には、これら業界の資質の低下を招き、ひいては公衆衛生上重大な影響を及ぼすことが懸念される。よつて、現行の資格免許制度を堅持するよう強く要請する。

じん肺の病態、重症度、機能障害の程度、生活能率に対する外因性及び内因性侵襲による負荷は、全身的消耗性疾病として究極的に寿命を短縮し死亡につながる不可逆性の職業病である。よつて、じん肺の重症患者(管理四)は全国に約二万人と推定されている。粉じん障害防止規則はこのような重症患者を出さないためにまた、粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止し健康管理のための適切な措置を講ずる目的をもつて制定されたものであり、粉じん障害防止規則をじん肺法のなかに含めることによって一層の強化を図ることができる。(現に、管理区分三の者への援護措置制度が制定され、教育訓練を行うこととが義務付けられ対象労働者に対する転換手当を法定しているが粉じん作業所で職場転換すること無理である。まして、じん肺患者は肺機能が低下しているため、労働能力も、低下している。よつて、労働能力の低下分の補償を行い職業の転換を行なうこと。

二、じん肺法のなかに粉じん障害防止規則を含めること。
三、じん肺管理区分二及び三の者に相当する補償を行なうこと。
四、循環器・内部臓器系を合併症とすること。
五、じん肺結核合併症は管理四とすること。
六、粉じん職場を離職した者の定期健康診断を無料で実施すること。なお、管理一を年一回、管理二は年二回、管理三については三箇月ごとに実行すること。

七、じん肺管理区分の決定通知書が該當者に届くまでの期間を短縮すること。
八、じん肺管理区分の決定通知は事業場にいても該當者に対し基準局長が直接送付すること。
が再発しやすく結核が治癒したじん肺患者を死亡する。

ノ一七ノ一〇二 市川洋子 外六

名

紹介議員 阿見根 登君

この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第五五四〇号 昭和五十七年七月二十二日受理

老人保健医療制度の改善に関する請願

請願者 埼玉県三郷市谷口六七七ノ二 金丸秀義 外三名

紹介議員 福間 知之君

この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。

第五五四一号 昭和五十七年七月二十二日受理

老人保健医療制度の改善に関する請願

請願者 東京都新宿区高田馬場二ノ七ノ一

紹介議員 美濃部亮吉君

この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。

第五五四二号 昭和五十七年七月二十二日受理

老人保健医療制度の改善に関する請願

請願者 東京都世田谷区代田一ノ二三ノ三

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。

第五五四三号 昭和五十七年七月二十二日受理

老人保健医療制度の改善に関する請願

請願者 東京都江東区南砂二ノ三ノ二

紹介議員 宮本 順治君

この請願の趣旨は、第六七五号と同じである。

第五五四四号 昭和五十七年七月二十二日受理

老人医療費の有料化反対等に関する請願

請願者 東京都江東区南砂二ノ三ノ二

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第六七五号と同じである。

第五五四五号 昭和五十七年七月二十二日受理

適正な診療報酬の引上げ等に関する請願

請願者 東京都練馬区貫井一ノ二四ノ一

紹介議員 松代いづ子 外四十一名

この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第五五四六号 昭和五十七年七月二十二日受理

老人保健医療制度の改善に関する請願

請願者 東京都新宿区上落合二ノ二ノ一

紹介議員 増田忠太郎 外百八名

この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第五五六四号 昭和五十七年七月二十二日受理

老人保健医療制度の改善に関する請願

請願者 東京外百八名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第五五六四号 昭和五十七年七月二十二日受理

国民健康保険組合基盤強化に関する請願(四通)

請願者 新潟市川岸町三ノ一七ノ二新潟県

建築国民健康保険組合理事長 曽

武川喜佐治 外三名

紹介議員 長谷川 信君

この請願の趣旨は、第五三九五号と同じである。

第五五六五号 昭和五十七年七月二十二日受理

老人保健医療制度の改善に関する請願

請願者 東京都目黒区祐の木坂二ノ一〇ノ

紹介議員 野克美 外三百六十九名

この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。

第五五六六号 昭和五十七年七月二十二日受理

老人保健医療制度の改善に関する請願

請願者 東京都品川区中延五ノ七ノ八 水

紹介議員 宮本 順治君

この請願の趣旨は、第六七五号と同じである。

第五五六七号 昭和五十七年七月二十二日受理

老人保健医療制度の改善に関する請願(二通)

請願者 福島市岡部東町三二ノ二 佐藤俊

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。

第五五六八号 昭和五十七年七月二十二日受理

老人保健医療費の有料化反対等に関する請願

請願者 東京都品川区中延五ノ七ノ八 水

紹介議員 宮本 順治君

この請願の趣旨は、第六七五号と同じである。

第五五六九号 昭和五十七年七月二十二日受理

老人保健医療費の有料化反対等に関する請願

請願者 東京都三鷹市上連雀二ノ一五ノ

紹介議員 宮本 順治君

この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第五五六一號 昭和五十七年七月二十二日受理

老人保健医療制度の改善に関する請願

請願者 四 平塚徳康 外三百一十五名

紹介議員 宮本 順治君

この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第五五六二號 昭和五十七年七月二十二日受理

老人保健医療制度の改善に関する請願

請願者 四 平塚徳康 外三百一十五名

紹介議員 宮本 順治君

この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第五五六三號 昭和五十七年七月二十二日受理

老人保健医療制度の改善に関する請願

請願者 四 平塚徳康 外三百一十五名

紹介議員 宮本 順治君

この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第五五六四號 昭和五十七年七月二十二日受理

老人保健医療制度の改善に関する請願

請願者 四 平塚徳康 外三百一十五名

紹介議員 宮本 順治君

この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第五五六五號 昭和五十七年七月二十二日受理

老人保健医療制度の改善に関する請願

請願者 四 平塚徳康 外三百一十五名

紹介議員 宮本 順治君

この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第五五六六號 昭和五十七年七月二十二日受理

老人保健医療制度の改善に関する請願

請願者 四 平塚徳康 外三百一十五名

紹介議員 宮本 順治君

この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

請願者 京都市伏見区東柳町五三七ノ八

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第五三九五号と同じである。

昭和五十七年八月十九日印刷

昭和五十七年八月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D